

すとし、日英通商條約議定書にも同一の規定あり、他の諸國が採用する課税價格も、亦之と同一なるが、唯、米國のみ原産地の價格を以て課税の標準とす。

從量税法に於ける標準に就ては、貨物の性質に依り、オンス、封度、噸、ガロン、ブッシェル、斤、尺等、各種の標準を併用して宜しきに就かしむ。斯く貨物に依て標準の異なるは、不便なるには相違なければ、唯、商業上の慣例に従ふ可きのみ。而して茲に一問題と爲るは、課税の標準たる重量を算定するに當り、貨物の全量純量 (Brutto oder nettogewicht) 孰れに據る可きか。換言すれば、外部の包装を爲したる儘の重量に據るか、或は包装を除き、貨物のみ重量に據る可きかの問題なり。一般の原則より云ふときは、輸入税は貨物其ものに課するを目的とし、其包装に課するを目的とするに非ざるを以て、從量税法の標準は必ず貨物の純量に求めざる可からず。瑞西關税法に於けるが如く、一切全量に據るは誤まれり。然れども、本來長途の航海又は陸上運送に堪へしむる爲めに、堅固に包装したるものを、税關に於て一々解装して貨物の純量を算定するは、手数を要するのみならず、或は貨物を損傷毀滅せしむるの恐なしとせず。茲に於てか、豫め貨物の全量に對する包装の量の割合を一定し、之を全量よ

り控除して純量を推定するが如き便宜法を取るを必要とすることなきに非ず。所謂法定の純量に據るものにして、佛蘭西の如き此割合を定め、箱櫓の類は全量の一分二分、此以外の包装は全量の二分とし、税額百基に付き六十法以上の貨物には此割合に據り、包装量を控除することとし、又獨逸に於ては、税額百基に付き六馬克以下の貨物又は硝子類、鏡具類には全量に依て課税するも、六馬克以上の貨物には純量に依て課税し、以て廉價の貨物に對し純量を算定するの煩を省かんとし、奧地利、匈牙利に於ても亦同一の主義に據り、税額百基に付き三フロリンを以て其境界とす。

之を全體より觀察するに、從價税法は表面公平なるが如くなれども、却て價格査定之困難なるが爲めに、反對の結果を來すことあるは勿論。手續の煩雜を免かれざるを以て、寧ろ表面上不公平の嫌なきに非ざるも、其簡單なる點より從量税法を取り、唯、貴重品、美術品、又は價格の變動甚だしき貨物に限て、從價税法を適用するを各國一般の慣例とするものゝ如し。即ち千八百九十二年の佛國關税法に於ては、有税品の項目七百の内、從價税法を適用するもの僅に四種に過ぎず。英國に於ては、千八

百六十年の關稅改革以來、從價稅法を取らず、獨逸に於ては鐵道用品に限り、從價稅法を適用し、此他伊太利、白耳義の諸國は何れも從量稅法を取り、埃地利、匈牙利、露西亞の關稅則には一の從價稅法を存せず。我國に於ても關稅定率法の附屬稅表并に、英獨佛諸國との協定稅目は何れも從價稅を以て稅率を表示したれども、定率法第三條に於て從價稅に代るに從量稅を以てするを便宜とするものは、勅令を以て之を換算し、又協定稅目の從價稅は實行し得べしと認めらるゝ限り、從量稅に換算するの規定にして、隨て輸入稅は大部分從量稅法に依て、徵收せらるゝものなり。而して換算の基礎は貨物原産地の價格に原産地より、輸入港に到達する諸費用を加算したるものに從價稅率を乗じ、以て稅額を定め、一旦定めたる從量稅は三年毎に改定し、實施期限に先だつ三箇月前に之を公布するの規定なり。課稅國の利害關係より云ふときは、從量稅は物價の變動に應じて時々之を改算すること必要なれども、貨物を供給する國の利害關係より云ふときは、其改算の度毎に輸入の際に稅額の高低測り知る可からざるの危險あるを以て、自ら其改算の頻繁に行はるゝを好まざる可し。即ち日英追加條約に於て改算の期限を三箇年の永きに及ぼし、且つ三箇

月前公布の規定を設けたる所以なる可しと雖も、我國の如き經濟事情の發達速なる國に於て、三箇年間從量稅を据置くが如き、決して從量稅額をして、其算出の基礎たる從價稅率と一致せしむるの道に非ず。外國の利益を謀ること重きに過ぎて、我國の利益を傷くるものと云ふ可し。今後改正を要する所なり。

以上各國の慣例に反して、専ら從價稅法に依て輸入稅を徵收するものを米國とす。之が爲めに米國に於ては輸入稅徵收の爲めに、特別の機關を必要とし、各稅關に於ける價格の査定統一せず。低價又は詐欺申告の行はるゝ等、種々の弊害あるは著明の事實なりとす。(註七)

(註七) Ashley-Modern Tariff History, pp. 237-38.

第五節 輸出入獎勵金并に戻稅法

輸出入に獎勵金を與ふときは、之に課稅すると正反對の結果を生ず可し。即ち課稅が價格を騰貴せしむるの傾あるに反し、輸出入獎勵金は貨物の價格を低落せしめ、隨て外國貿易を盛ならしめ、之より生ずる利益は貨物に對する需要の強弱、貨物

供給の獨占的程度に依て、關係國に分配せらる可し。然れども獎勵金を支拂ふ國の方より見るときは、獎勵金に依て生ずる利益よりも、其失費の大なるを免かれず。蓋し獎勵金に依て支持せらるゝ事業は、一國の生産力を自然に放任したる場合に起る事業よりも、不利益のものたる可きを以てなり。

獎勵金に關する概論は以上に止め、輸出獎勵金に就て論ぜんに、世界市場に於ける或る貨物の競争力を増進せしむる爲めに、其輸出の際に交付する金額は即ち輸出獎勵金なり。要するに貨物の輸出に重きを置き、海外市場に於ける自國貨物の販路を維持擴張する爲めに、自國の蒙むる負擔を顧みざるものにして、其根本の趣意とする所、マーカントリルシステムに胚胎するは、論を俟たず。

輸出獎勵金を分て、直接獎勵金并に間接獎勵金の二種とす。直接獎勵金とは貨物輸出の際、其輸出を單一の理由として輸出業者に金額を與ふるを云ひ、間接獎勵金とは貨物輸出の際、關稅下戻又は戻稅等の名義の下に、曩に國庫が徵收したる税金よりも、多額の金額を輸出業者に交付し、間接に獎勵の效を致さしめんとするものなり。双方共に効力は同一にして、或は獎勵金の額を一定し、之を受くる者を安んぜ

しむるには、寧ろ直接獎勵金を可なりとするの道理を生ず可しと雖も、唯、其手段露骨にして外國の感情を害し、其事實、表面に現はれて外國の報復を蒙り易く、動もすれば獎勵金交附の目的を達し難きに至るの恐あるを以て、寧ろ間接獎勵金の方法を取るを便宜とするの事情あり。

間接獎勵金の方法は、政府に於て當初より之を與ふるの意思を以てすることあるは勿論、無意識の間に行はるゝ場合あり。例へば原料品に課稅し、之を精製して輸出する際に、税金を返戻するの制度を行ふに當り、原料品と既製品との割合を一定するの困難なるより、自然税金以上の金額を返戻して、輸出獎勵の結果を來し、又當初は其割合を定むるに標準宜しきを得、原料品に對して徵收したる税金を既製品の輸出に對して返戻したれども、其後機械の發明、製造法の改良に依り必要の原料品を節約し、其結果、當初徵收したる税金以上の金額を交附することゝ爲り、又假令ひ、此事實明瞭と爲るも、斯る間接の獎勵金に依て一旦事業が擴張せられたる場合には、後に之を改むること困難なるを以て、自然に之を繼續することあり。歐洲大陸諸國に於ける甜菜糖獎勵金の如き此適例なり。

或る貨物に輸出奨励金を與ふるときは、當業者が外國市場に對する輸出貿易の増進に力を盡す可きは勿論にして、奨励金の一部に相當する金額まで、輸出品の價を低くして世界市場に於ける競争を容易ならしめ、又自己も其一部を收めて利益す可しと雖も、此利益は自ら内國に於ける生産を奨励し、普通の場合に於けるよりも、内外市場の競争を劇烈にし、當業者も奨励金の恩澤に慣れて之を廢止すること容易ならず、而して内國物價に及ぼす影響を考ふるに、世界市場に於ける代價よりも、奨励金だけ高價と爲る可し。蓋し貨物の生産者は、内國の消費者が奨励金に相當する金額を自ら負擔するまでは、外國に輸出を繼續するを、利益とす可きを以て、奨励金の全部又は少なくとも其一部だけ、内外の物價に差違を生ぜしめ、結局内國消費者に負擔を加へて、外國消費者に利益を與ふるの結果を免かれず。

輸出奨励金を與ふるときには、其貨物に奨励金と略ぼ同額の輸入税を賦課するを必要とす可し。然らずんば奨励金を受けたる貨物は、再び國內へ輸入し來る可きを以てなり、而して此關係より奨励金だけ、内外物價に相違を生じて、内國の物價が高度に在りとするも、外國品の輸入に依て其騰貴の勢を抑制するを得ず、唯奨励金

交付の結果、内國の産業に急劇なる刺激を與へて、時に生産過剩を促し、此點より物價を下落せしむ可きも、尙ほ其間に物價の亂高下を免かれざるなり。

近代の通商條約に於ては、輸出奨励金を制限し、其金額の、當該貨物に課する内國税又は輸入税に超過することを禁止することあり。或は奨励金交付に就て、内外人民の間に取扱を區別す可からざるの制限を設くることあり。日英通商條約第七條、又奨励金の交付を受けて輸出する貨物に對しては、其輸入を受くる國に於て、奨励金に等しき附加税を課す。千八百九十七年七月の米國關稅法第五條に據るに、直接間接を問はず、奨励金を受けて米國へ輸入せられたる貨物には、之と同等の課税を爲すの規定あるが如き、之に依て歐洲大陸諸國より奨励金を受けて輸入し來る砂糖を排斥するの意に外ならず。千九百二年英佛獨蘭白、澳諸國の間に成立したるブラッセル砂糖協約第四條に於て、締盟國は砂糖の産出、輸出に奨励金を與ふる國の砂糖に奨励金より少なからざる税金を課するを得るを規定したるが如き、其目的とする所は同一なりとす。

輸入奨励金の實例は、現代に於て甚だ稀なり。其盛に行はれたるは、マーカント

ルシステムの時代にして、畢竟内國に或る貨物の供給を豊にし、其代價を低廉ならしむるの趣意に出で、穀物に適用せられたるの例少なからず。又本國と植民地との關係を密接にする爲め、植民地より本國へ輸入し來る貨物に獎勵金を與へたるの例あり。然れども其後交通運輸の機關著しく發達し、殊に自由貿易の主義認められ、てより、貨物は内外市場に於ける物價の高低に依て、一方より他方へ移動すること、恰も水の低きに就くが如くなるを以て、特に獎勵金に依て輸入を迎ふるの必要なく、殊に物價は輸入獎勵金の金額だけ下落せず。其一部は外國生産者、輸入業者を利益するの事實あるより、益々輸入獎勵金に對する非難を高め、終に今日之を顧みるものなきに至れるが如し。

戻税は一國が外國市場に於ける自國商品の販路を維持擴張するの手段として、一旦國庫に徴收したる税金を、貨物輸出の際に、返戻する方法を云ふ。故に此方法の必要は、(第一)物産税を課せらるゝ内國品の輸出、(第二)輸入税を課せられたる外國貨物の再輸出、(第三)輸入税を課せられたる外國原料品、半製品を以て製造したる既製品の輸出に當て發生す可し。

内國に於て物産税を課せられたる貨物にして、外國へ輸出せらるゝものなるときは、物産税は恰も輸出税と同一の効果を及ぼし、海外市場に於ける自國産物の競争力を薄弱ならしむ可し。本來物産税は内國の消費に關係し、外國の消費に關係す可きものに非ず。内國の消費者は課税品に對して高價を支拂ひ、以て租税の負擔に應ず可く、又外國より低廉なる外國同種の貨物輸入し來るときには、之に對して輸入税を賦課し、以て内國物産税と均衡を保たしむるを得べし。と雖も、外國の消費者に對しては、一國は毫も斯る強制的行爲に出づるを得ず。外國消費者は最も低廉なる市場より、貨物を買入るゝの自由あるが故に、内國の物産税は主として内國の生産者に轉嫁し來るを常とす。斯くては一國の輸出貿易を阻害し、生産業を衰微せしむるの恐れあるを以て、政府は外國へ輸出せらるゝ貨物には、總て物産税を免除し、物産税は之を内國消費に供せらるゝ部分に限るの方針に出でざる可からず。此點より推究するときは、一國に於て輸出貿易に供せらるゝ貨物には、當初より全然課税を加へざること至當なるが如くなれども、斯る事實は到底其實行を望む能はず。蓋し物産税を課して、大に國庫の收入を謀らんとするときには、重要な産物に課

税するを必要とし、又斯る重要な産物は、必ず内外市場に販路を有す可きを以てなり、然らば内外に消費の道ある貨物に課税するは、財政上已むを得ざる所なりとして、其海外へ輸出せらるゝ分に物産税の負擔を免除する方法如何、從來の慣例に徴するに、二種の方法あり、第一は直接免税法にして、第二は間接免税法なり、直接免税法に於ては、貨物産出高の内にて、内國の消費に供せらるゝ部分と、外國に輸出せらるゝ部分とを區別し、後者に對しては、當初より課税せざるの方法に出づ、然れども此方法を取るときには、貨物の生産中は勿論、生産を終りて其運送に着手し、國境を出づるまで政府に於て之に嚴重なる監督を加へ、内國消費に供せらるゝ部分が、輸出に供せらるゝ部分と相混合して、無税にて市場に供給せらるゝを防がざる可からず、斯る手續は政府に於て煩雜なると同時に、當業者にも種々の干渉束縛を加ふるの弊害あり、大規模の製造工業には應用し得べきも、小規模の事業には之を及ぼすを得ざるを以て、直接免税法は到底一般に行はれず、茲に於てか間接免税法として、戻税法なるものを施行し、物産税は總て之を課税目的物より徴收するも、外國市場へ輸出せらるゝ場合に當て、一度徴收したる税金を、返戻する方法を必

要とす、我國に於て此項に該當する戻税法の實例左の如し。

一、造石税を課せられたる酒類、酒精並に酒精含有飲料又は麥酒税を課せられたる麥酒を外國へ輸出する者は、造石税又は麥酒税に相當する金額の下付を受く。(明治三十四年法律第一〇號、明治三十四年勅令第一六六號、明治三十七年勅令第八七號)

二、外國へ輸出する醬油は、輸出の際税關の検査を受け、輸入港税關の陸揚免狀其他證憑と爲る可き書類に、該港在留の本邦領事の檢印を受け、之を輸出港の税關へ差出し、造石税の下戻を請求するを得。(明治二十一年勅令第四七號、二十九年法律第六四號、三十二年法律第六四號、三十二年法律第二五號)

戻税法の適用に關しては、重大なる危険の伴ふに注意せざる可からず、蓋し貨物の單一なる高に對して課したる税金は、容易に之を返戻するを得べく、既製品に物産税を課したる場合の如き、之を返戻するに何等の困難を見ざるの道理なれども、原料品又は半製品に課税したる場合に、之を原料として製造したる既製品に對し、税金を返戻するには、決して斯る簡單なる結果を收むるを得ず、戻税法を嚴格に解釋するときは、生産者が一旦國庫へ納付したる税金を返戻し、課税の爲めに損害を蒙りたる地位より、舊狀に復さしむるを目的とす、既製品に對する物産税の返戻を

行ふには、完全に此目的に副はしむるを得べきも、原料品に對する税金返戻の場合には、定額の原料品より製出せらるゝ既製品の割合を精密に算出して、一定するの必要あるに拘はらず、此算出甚だ困難にして、往々實際に一致せず。又一時一致するも双方の割合は、時勢の變遷に依り變動して定まる所なきを以て、實際に徴收したる税金と後日返戻する金額との間に相違を生じ、或は完全に戻税法の目的を達せざるか、或は戻税法の名の下に、當業者に輸出獎勵金を交付するの結果を生ず可し。内國物産税の返戻と相對して、輸入税を返戻する方法あり、此場合に外國輸入の製造品又は原料品を輸入當時の原狀に於て再輸出するときは、税金下戻は甚だ簡單にして、又今日の如く保税倉庫其他の設備ある場合には、通過貨物と同じく税金徴收並に返戻の手續を必要とせずと雖も、原料品、半製品に課したる輸入税を、是等の貨物を原料として製造したる既製品輸出の際に返戻するに當ては、勢種々の困難に接せざるを得ず。近時各國に於て保護政策を取り、殊に農業保護の爲めに農産物に課税する場合には、原料品に輸入税を課するの道理と爲るを以て、内國に於て之に加工し、既製品として製出する場合の多きは論を俟たず、國庫收入を目的と

する關稅則に於ては、原料品に課税すること少なきが如くなれども、然も既製品と原料品との區別は、本來曖昧にして、或る貨物が直接に人の消費に供せらるゝと同時に、或る事業の原料品に供せらるゝを以て、保護關稅則に於て農産物に課税すると同一の結果を生ずることある可し。是等の場合に戻税法を適用す可き理由は、前項物産税返戻に就て論じたる所と同一なり。即ち既製品を製造する事業は、輸入税賦課の結果、其原料品高價と爲れば、生産費の増加を免かれず、同種の外國輸入品に對して、此原料品課税を補償するだけ、輸入税賦課せられんには、内國市場に於ける地位は安全なるを得べしと雖も、世界の市場に於ては、各地方の産物集中し來りて、互に競争するが故に原料品の價騰貴し、既製品の賣價も騰貴するに於ては、之を輸出する能はざるに至る可きを以てなり。

我國に於て此項に該當する輸入税返戻の實例は、輸入原料砂糖戻税法にして、其規定左の如し。

一、輸入の砂糖にして和蘭標本色相第十四號以下のものを原料とし、政府の承認を得て、精製糖及び氷砂糖を製造する者は、其原料に對し納付したる輸入税に

相當する金額の下付を政府に請求するを得。

二、輸入後一箇年を経過したるときは、前項の請求を爲すを得ず。

三、輸入税の下付を請求せんとする者は、申請書に輸入税を納付したることを證す可き書類を添付す可し。(明治三十五年法律第三三號、三十七年法律第一〇號、明治三十五年勅令第一四六號)

輸入税に戻税法を適用するに當て必要な二箇の條件あり。第一、原料品を輸入してより、製造品として輸出するまでの時期を制限し、第二、輸入原料品と輸出製造品と同一なる事實を證明せしむること是れなり。第一の制限の必要なるは論を俟たず。若しも輸出期限に就て制限する所なからんか、其間に種々の投機取引起り、外國市場の景況に依て遽に輸出を企て、爲めに内國の物價に劇變を惹起す可し。内國製造業の狀態に徴し、六箇月乃至一箇年を輸出期限とするは、實際に必要なりと雖も、第二の條件に就ては、自ら多少の議論なきを得ず。即ち或る原料品が外國より輸入せらるゝと同時に、内國に於ても亦産出せられ、而して政府が之に輸入税を課したりと假定するに、此場合には輸入税に相當する金額まで、内國原料品の代價も亦騰貴す可し。然らば此内國の原料品を使用して製造したる貨物にも戻税法を適用

せざる可からず。課税の爲めに外國に於ける競争力の傷害せられたるを恢復するには、此手段を必要とすれども、然も國庫は内國産出の原料品には税金を徴收したることなく、隨て税金を徴收せざるに、獨り之を返戻するの結果を來す可し。同一證明の原則 (Identitätsprinzip) に據り、戻税法の適用を受くるは、現實に輸入税を納付したる原料品を以て製造したる製造品たるの證明を必要とするか、或は此原則を枉ぐ可きかの問題は、戻税法并に加工輸入に關聯して發生する所なり。

此問題を解決するに當り、獨逸に於ける穀物戻税法は參考に資す可きものあり。元來獨逸は千八百六十五年より千八百七十九年まで、穀物の無税輸入を認めたるが、千八百七十九年を以て再び之に課税したり。其結果、小規模の麥粉製造者、并に穀物商人は從來よりも輸入の際、輸入税納付に多額の資金を要して其營業に困難を來せり。政府は之を救済し、海外に於ける麥粉の販路を維持するの必要ありとし、千八百七十九年の法律を以て、總て外國へ輸出する穀物又は麥粉にして外國より輸入したるものなること、又は外國より輸入したる穀物を以て製造したるものなることを證明する書面 (Identitätsnachweis) を提出するときは輸入税を返戻するの規

定を設け續て千八百八十二年の法律を以て輸出麥粉に穀物輸入税を返戻する場合には、其外國輸入の穀物より製造したると、獨逸産出の穀物より製造したるとを問はざるの規定を設け、千八百九十四年四月の法律を以て別種の方法を施行したり。其要點左の如し。

- 一、小麥、大麥、ライ、オート等、五百基以上を輸出する場合には、輸出者に輸入證書 (Einfuhrschein) なるものを交付し、同證書の所有者には六箇月以内に輸出額に均しき穀物を無税にて輸入するの権利を認め、同時期内に輸入を爲さざる場合には、輸入す可き額に對する税金の全額を請求するを得せしむ。
- 二、麥粉の製造者も亦之を輸出するに當り、輸入證書の交付を受け、輸出に供したる麥粉の製造に要する穀物を、無税にて輸入するを得。又此輸入證書を以て、植民地産物例へば茶、珈琲、石油其他の輸入品の税額六割に相當する高まで代用するを得。又輸入業者が税關と信用勘定を開き居れる場合には、輸入證書を同勘定に振替ふるを得。

右の規定は其作用甚だ複雑なるが如くなれども、獨逸は千八百九十四年以來之を實施し、千九百二年の關税法に於ても、亦同一の規定を設けたり。(同法第十一條) 從來實施の經驗より云ふときは、此規定は二箇の重大なる結果を生じたり。其一は麥粉輸出の奨励金たることは是れなり。即ち政府は麥粉の輸出者に輸入證書を交付するに當り、定量の小麥より七割五分の麥粉を製出し得るものと假定し、此推定に基きて小麥の無税輸入に相當する輸入證書を與ふ。即ち一噸の輸出に對し、三十五馬克の價格ある輸入證書を與ふるの規定なれども、大規模の製粉業者が麥粉を製造する場合には、原料品の九割五分に相當する麥粉を得るを以て、七割五分と九割五分との差は、當業者の收むる所と爲り、之に依て輸出を奨励するの効果を生ず。而して第二の結果として内國に於ける農業保護の効果を顯著ならしめたり。蓋し獨逸の東部に於ては、穀物の産出額は其消費高の超過するに反し、西部并に中部に於ける産出額は、其の消費高に及ばず。然るに獨逸に於ては東西の間に低廉なる水運の便を缺くが故に、此間に需要供給を投合せしむること、甚だ困難にして、東部に餘れる穀物は、外國に輸出せらるゝに拘はらず、西部に於てはライン河を経て、外國より穀物を輸入し、以て其足らざるを補ふの事實なりしに、穀物輸入税賦課の後には

事情一變し、内國の穀價が世界市場に於ける穀價よりも高きときには、穀物の輸出は直に中絶し、東部に餘れる穀物は内國市場に放出せられて、穀價低落の原因を成せり。隨て税金は其全額まで穀價に影響を及ぼす能はず。然るに千八百九十四年の法律施行の結果、小麦の輸出者は一噸の輸出に對し、三十五馬克の價格ある輸入證書を交付せらるゝが故に、世界市場に於て再び競争するを得、穀物の過剰なる部分は、外國へ輸出せられ、東部に於ける穀價をして、外國の市價に關稅を加へたる高に接近せしむることゝ爲れり。(註一)

(註一) *Ruhigen-Identifikationsverfahren, Elktors Wörterbuch.*

今日最も廣く、又最も簡便に戻稅法を適用するの國を求めんか、米國を推さざるを得ず。現行關稅法第三十條に據るに、輸入品に對して輸入税を納付したる者が之を輸出する場合には之を原料品として加工したると將た又輸入當時の原狀に於て、再輸出するとを問はず、曩に實際に輸入税を納付し、内地に於て加工し、加工したる貨物は實際に外國に賣却せらるゝものなることを證明するときには、輸入税額の一分を控除したる金額を返戻するの規定にして、輸入當時の原狀にて再輸出す

ると加工の上にて輸出するとを問はず、孰れの場合にも積荷前六時間内に其趣を税關に届出づれば可なり。唯再輸出に供する貨物の仕向先が歐洲又は亞米利加なるときには、一年内に、亞細亞、阿非利加なるときには、二年以内に之を賣却す可きの制限あるのみ。米國に於て斯る戻稅法を採用するは、畢竟之に依て保護政策より生ずる惡結果の一部を減殺せんとするの意に外ならざるべし。

第六節 貨物輸出入に關する便宜

貨物の輸出入に便宜を與へ、商業政策の目的に一致せしむるは今日各國の力を盡す所にして、鐵道特別貨率法、海運政策の如き、此點に關係を有するは勿論なれども、是等は一般經濟政策の範圍に屬するを以て、其研究は本論に於て之を省畧し、單に直接に商業政策に關係ある便宜に就て、研究を試む可し。

(一) 境界貿易。一國は自國の境界に税關を設け、茲に出入する貨物に課税し、其他種々の取締を加ふるを常とすれども、境界の双方に在る或る地域内の地方は、其中間に税關を設けられたるが爲めに、遽に貨物の出入を束縛せられ、爲めに經濟上に

不便を感じざるを得ず。即ち一旦斯る税關區域を設けらるゝときは、兩地方は全く政治上に於て分離すると共に、經濟上の利害關係も亦顧みられざるに至り、從來自然の關係より生じたる兩地方住民の交通は、爲めに斷絶するの結果を生じ、此結果を免かれんが爲には、脱税密輸を敢てして、以て關係を保たんとするの手段に出づるとなしと云ふ可からず。茲に於てか關税法又は通商條約を以て境界貿易に關する特別の規定を設け、境界を距る或る距離内(通例六乃至十キロメートル又は一哩)に住居する人民の間には、食料品其他生計上の必需品に限り、特に無税にて輸出入を許可するとあり。埃獨間、埃瑞西間、瑞西、諾威間の通商條約には何れも此規定を存す。

(二) 見本輸送。内國の商品を、例へば見本として或は博覽會陳列品として、其他販賣以外の目的を以て外國へ送付し、又販賣の目的を有したるも、之を果さざりしとき、是等の貨物を再輸入するに當て輸入税を免除するは當然の處置なりとす。蓋し外國へ商品を送付して、成る可く廣く外國消費者に廣告し、以て販路擴張の用に供するは最も望ましき所にして、之に對しては充分の便宜を與へざる可からず。即ち税關に於ては輸出の際、其品目、數量其他の要件を登簿し、之を證據として無税の

再輸入を許可す、而して無税の再輸入を許す期限は戻税加工輸入に於て認むる期限よりも永きを妨げず、要するに濫用の恐少なきを以てなり。之と同一の理由に據り、一國が商品の見本博物館、博覽會の陳列品其他之に類似の目的を以て輸入し來る貨物にも亦輸入税を免除するを一般の原則とす。(註一)千九百年の巴里博覽會に於て、佛國政府が博覽會の會場全躰を免税區域とし、保税倉庫と同一に取扱ひたるが如き、其趣意とする所、茲に在り。

(註一)關稅定率法第五條、第六

(三) 加工輸入。加工輸入とは原料品、半製品が一國へ輸入せられ、其輸入地に於て加工の上、原産地又は他の國へ向け再輸出せらるゝ場合に、輸出の便宜を謀り、輸入の際に輸入税を免除し、以て其輸入を容易ならしめ、又は自國の原料品、半製品を外國へ輸入し、外國に於て加工の上、再輸入するに當り、輸入税を徵收せずして輸入を便ならしむるを云ふ。思ふに加工輸入の爲めに外國の原料品、半製品が内國に入るも内國に於て之に加工する勞力は固と内國市場の爲めにするに非ず。再び外國へ輸出せらるゝ爲めに、加工を必要とするものにして、其加工は恰も第三國に於て行

はるゝと同一の關係に在り。(註二)故に加工輸入として來る貨物に課税するの理由を存せざると同時に、寧ろ之を自由にして内國に商業上の利益を收むるを得策とす。然れども本來保護政策に對する除外例なるを以て、前記の理由あつて始めて實行せらる可きものなり。即ち關稅保護の存在するに拘はらず、輸出工業に充分なる原料品半製品を供給し、事業の規模を維持せしむるを主眼とす。而して之が爲めに關稅保護を受くる内國の原料品又は半製品の製造業も、特に不利益なる影響を蒙らず。蓋し加工輸入の便宜法の下に輸入せらるゝ原料品半製品は輸出の用に供せらるゝものにして、若しも此便宜を廢さんか、輸出用として輸入せらるゝの道、杜絶するに止まり、何れにしても、毫も内國産業に對する競争力を強大ならしむることなきを以てなり。

(註二) van der Borch—Handel und Handelspolitik. s. 459.

戻税法と加工輸入とは經濟上の關係に於て、大に異なる所あるを認めざる可からず。即ち加工輸入に於ては、外國貨物は外國の直接管理の下に在れども、戻税法に於ては、製造は内國製造業者の危険、又は計算の下に行はる。又加工輸入に於ては、輸

出入は分離す可からざる單一の取引として行はるれども、戻税法に於ては、原料品半製品の買入と製造品の賣却とは、別箇に行はれ、多くの場合に於て内國の生産者は外國輸入の原料品より製造せられたる貨物が、果して内國市場に賣却せらるゝや、又は戻税法の下に外國に輸出せらるゝやを知らず、製造を終りたる後、之を決定すれども、加工輸入に於ては、當初より再輸出せらる可きものと決定し居れり。最後に戻税法に於ては、内國の利益は、單に加工勞力に對する報酬に止まらず、輸出貿易の利益も亦之に伴へども、加工輸入に於ては、然るを得ず。(註三)

(註三) Grunzel-Handelspolitik. s. 501. van der Borch-Handel und Handelspolitik. s. 4601.

加工輸入に下したる定義より云ふときは、加工輸入に三種の區別あるを認む可し。(一)外國より輸入したる原料品、半製品を内國に於て加工し、原産地へ輸出するもの(Activeredlungsverkehr)。(二)内國の貨物にして一旦外國へ輸出せられ、外國に於て加工の後、輸入し來るもの(Passiveredlungsverkehr)。(三)内國に於て加工の爲め輸入せられたる貨物が、製造加工の後、原産地へ復歸せずして、第三國へ輸送せらるゝもの(Transitiveredlungsverkehr)是れなり。是等の三種の内にて、第二種の加工輸入は、例へば一國

が或る製造品を産出するの技術を備ふるも、尙ほ之に最後の精製を加ふる事業を起すに過ぎざるの場合に、最後の精製の爲めに、外國に輸出を要するときに行はれ、斯る貨物の再輸入を無税とするは加工輸入の一法なれども、其適用上、保護政策と抵触することなきに非ず。又之を加工輸入の範圍外を以て目するもの多し、隨て加工輸入として一般に行はるゝは、第一、第三の兩種に屬するものにして、兩法共に內國を原料品半製品加工の場所に供するが故に、製造上の利益は國內に留保せられ、保護政策を實行しながら、尙ほ或る程度まで製造業を盛大ならしめ、輸出貿易を確保するの利益ある可し。自由貿易國に於ては、概して原料品半製品に課税せず、又既製品を混成變形して、他の製造品と爲さんとするときには、特に之を規模の廣大なる事業地に輸送するを必要とせず。保税倉庫の設備を完全ならしめんか、倉庫内に於て目的を果し得べきを以て、特に加工輸入の方法を必要とせざれども、保護政策の國に於ては必ず此手段に依頼せざる可からず。

然れども本來加工輸入は保護貿易に對する一種の除外例にして、或は之が爲めに保護政策の効果を減殺することなきを保し難きを以て、其濫用を豫防する爲め

或る制限を付せざる可からず、其重なるもの左の如し。

- (一) 輸入の後加工せられて輸出せらるゝ貨物は、輸入品と同一なるの證明。
- (二) 再輸出を爲す可き時期の制限。
- (三) 輸入品に課せらる可き税金に相當する擔保の提供。

同一證明は加工輸入に於て必要缺く可からざる條件と認められたるが如く、なれども、時に其決定に困難を生ずるは、加工の爲めに貨物に著しき變化を及ぼすとあればなり、例へば染物、形付等の爲めに輸入し來る織物には、税關に於て印紙貼用、證印法等に依て證明せしむるを得れども、貨物に依ては斯る證印は製造の際に消失し去ることある可し、茲に於てか同一證明の原則を枉げ、技術上の實驗に基き、輸入せられたる原料品と輸出せらるゝ製造品との間に、量目に就て一定の比率を立て、幾何の原料品より、幾何の既製品製造せらるゝやを定めて、内外原料品の代用を自由にし、又輸出せられずして內國に留まる際に、既製品の幾分に相當する原料品に對して課税す可き等なりし輸入税を、既製品より徴收す。佛蘭西の加工輸入法 (Admission temporaire) にては、内外原料品の代用を認めれども、獨逸に於ては固く同一

證明の原則に據れり。(註四)

(註四) Heckerl-Vereidungsverkehr. Elaters Wörterbuch.

第二の制限は加工輸入の下に輸入したる貨物の再輸出に、一定の期限を付するの一事に在り。普通三箇月六箇月乃至一箇年を以て其期限とし、此期限内に再輸出を爲さざるときは、精製品に對し原料輸入の當時効力を有せる税則に據り、原料品に對する輸入税を徴收す。期限の長短は事業の實狀に就て定むるの外なしと雖も、其期限にして永きに失するときは、輸入せられたる原料品が輸入者の見込に依り、加工の用に供せられずして内國の市場に入り、内國品と競争する等、要するに商況變動に依て、一種の投機を行ふの餘地を多からしむ。

第三の制限として、輸入者をして擔保を提供せしむるの趣意は、輸入の際には期限内に加工を終りて、再輸出を爲すの見込なりしも、輸入後期限内に加工を終らず、又は再輸出せざることあるやも計り知る可からず、斯る場合には輸入税納付の義務發生するを以て、之に供ふるの必要より、擔保を提供せしめ、以て税金の納付を確實ならしむ。然れども擔保を提供せしむるは、決して輸入業者の負擔を輕からしめ、

加工輸入を便宜にするの趣意に適合するものに非ず。信用ある會社、輸入業者には之を免除して、以て加工輸入の便宜を擧ぐるは注意を要する所なり。

獨逸に於ける加工輸入は千八百三十八年の關稅同盟規約締結當時に始まり、現行法の基礎たるは千八百七十九年の關稅法并に奧、露、伊諸國との通商條約に於ける規定にして、其要點は獨逸に於て加工修繕の目的を以て輸入し來る外國貨物には税關に於て封蠟又は鉛を以て證印を施し、無税にて輸入を許可し、再輸出の際には此證印に依て、輸入貨物と同一なるを證明せざる可からず。之を證明する能はざる程、品質の異なるか又は再輸出を爲さざるときは、輸入當時の輸入税を適用す。佛蘭西は加工輸入の便宜法を擴張するに勉め、同一原料が再輸出せられ、又加工の後、一定の期限内に庫入せらる可き條件の下に、無税輸入の便宜を與へ、貨物の種類は商工業委員會の詮衡を経て、立法部に於て之を定むることとし、今日現に此便宜を受くる貨物は小麥、絹、鉛、オリヅ油、銑鐵、絹絲、銅、綿絲、鐵板、塊鐵等、數十種の多きに及べり。

我國に於ける加工輸入の規定を見るに、明治三十三年加工の爲めに輸入する物

品は勅令を以て指定したるものに限り、輸入の日より、滿一箇年以内に再輸出するときは、輸入税を課さず。但し輸入の際擔保として税金に相當する金銭又は有價證券を提供するを要する旨を規定し、同年法律第八五號、更に同年勅令第三百九十九號を以て、加工の爲めに輸入する貨物の種類を、(一)彫刻、七寶又は象眼を施す爲めに輸出する各種の製品、(二)繪畫焼付の爲めに輸入する磁器、陶器、(三)色染、捺染、若しくは友禪染の爲めに輸入する布帛又は布帛製品、(四)刺繡若しくは縁縫を施す爲め輸入する布帛製品、(五)鞣皮法を施す爲め輸入する毛皮等に限り、又加工したる物品は、其原品を輸入したる港より輸出す可き條件を付したり。

(四)保税倉庫 中繼貿易の發達が一國に利益あるは論を俟たず。蓋し一國の輸出入貿易は、其國に於ける經濟の發達に依て自然に制限せられ、又財政上若くは保護政策上の必要より、之を制限せざる可からずと雖も、通過貿易に至ては、全く之と性質を異にし、毫も内國の市場に關係する所なく、競争上、内國生産者の利益を傷けざるのみか、却て通過貨物を取扱ふ商人其他に利益を與ふ可し。茲に於てか文明國は今日通過貿易を獎勵して、自ら貿易上の中繼者たる地位に立たんとし、其發達を促

すの設備に怠る所なし。今、普通の道理より云ふときは、通過貿易の關係より一旦國內へ輸入せらるゝ貨物は、先づ輸入税を徴收し、其内、内國消費の用に供せられずして再輸出せらるゝときに、戻税法を適用し、税金を返戻すれば可なるが如くなれども、斯る手續は之を行ふ間に種々の煩雜なる結果を來し、決して通過貿易を盛大ならしむるの道に非ず。單に國內を通過し、一時滯留するものと定まれる貨物には、當初より斯る形式的手續を加へず。全然税金を徴收せずして、或る監督の下に無税の儘にて、外國へ再輸出するを得るの便宜を與ふるを必要とす。此必要に應じ、且つ一般輸入品に對する輸入税の徴收を便利ならしむる兩種の目的より、保税倉庫なるものは、今日の貿易に於て必要缺く可からざる機關と爲れり。

保税倉庫とは或る貨物が輸入せられたる際、輸入税の徴收を猶豫して、一時倉庫に藏入せしめ、藏出の上、輸出せらるゝときには、當然之を許可し、其内國の消費に供せらるゝ目的を以て藏出する際に、始めて輸入税を徴收し、以て輸入手續を完了す。即ち保税倉庫は輸入税の徴收せられざる貨物を、其所有者が最後の處分を爲すまで輸入手續未済の儘にて、藏置するを得るものにして、關稅區域内に一の關稅外域

(Zollansland im Zollinland) を設くるものなり。固より斯く一旦藏置を爲したる貨物は輸入前の貨物と同一に取扱はる可きに非ず。政府監督の下に立たしむるは勿論、蔵出の際に納税の義務發生する以上は、貨物の藏置に就て、豫め擔保を提出するの必要ある可く、又藏置の期限も亦之を制限せざる可からず。要するに此制度に於て、蔵入人は斯る制限に服し、又藏置料を負擔しながら、尙ほ何時にても自由に貨物を處分し、且つ税金豫納の損失を免かるゝの結果、通過貿易に於て、輸入税徴収に於て共に非常の効果を來すの原因と爲るなり。(註五)

(註五) 保税倉庫の制度に就ては輸入税徴収法に關聯して論ずるを便宜と信じ詳細の研究は後章に譲り、茲には單に其性質を論ずるに止む

(五) 自由港并に自由地區。自由港とは水上に於ける通過貿易の便宜を謀り、或る港灣を關稅區域外に立たしめ、此所に貨物の出入を自由ならしむ。輸入税納付は當業者に無用の手數費用を加へ、通過貿易を妨ぐ可きは明白の事實なり。自由港の設備は之を除くの利益あるのみならず、海上を距つる國より運送し來れる貨物を自由港へ陸揚し、之に改造、混成、修繕、改装を加ふるを得。自由港、盛大と爲り、外國の貨物

幅濶するときは、船舶の定期航海も亦開け、貨物の運送を便にす。斯る利益あるを以て千五百四十七年伊太利が東洋貿易の便宜に供する爲め、ボルノを自由港としたるに續ひて、ゼノア(一五九五年)、チーブル(一六三三年)、ヴェニス(一六六一年)、アンコナ、メツシナ(一七三二年)、マルセーユ(一六六九年)、ジブラルタル(一七〇六年)、マホン(一七一八年)、トリースト(一七一九年)は皆、自由港の列に入り、各國争て自由港の制度を取るの勢を示したれども、本來此制度には種々の弊害、伴はざるを得ず。即ち一國が或る地域を自由港として、一般の關稅區域より分離せしむるときは、中繼貿易は之に依て發達するを得べしと雖も、内國との交通は關稅の爲めに疎隔せらるゝの結果を生じ、始め適當の地を選んで自由港とするも、其地方に種々の事業起るときは、一國は關稅に依て分割遮斷せられたると同一の事實と爲るのみならず、自由港と關稅區域の境界を監督するの困難なるより、密輸を促し易し。到底一國內の一地方を舉げて、經濟上の關係に於て他と利害關係を異ならしむるの弊害を免かれざるより十九世紀に至て自由港は漸次廢止せられ、今日に於てはサリナ(羅馬尼)、ジブラルタル、香港、新嘉坡、波南、亞丁、ザンジバ、膠州灣の如き特殊の場所を除き、他に行はる

の例を見ず。

自由港の制度に代て起れるは、自由地區の制度にして、一港灣又は一都市の全軀を關稅免除區域とせず。僅に一區域を限り、關稅區域外に立たしむ。漢堡、ブレイメンの如き千八百八十八年獨逸帝國の關稅區域に加入すると同時に、自由港の制を廢し、之に代ふるに自由地區の制を以てしたり。其弊害は自由港の如く甚だしからず。他に之を採用する地方あれども、新に其設備を爲すには、大に注意を要するものあり。思ふに自由地區に對しては、一般關稅區域内との經濟上の關係より、種々の制限を加へざる可からず。其重なるものを擧げんか、第一に自由地區内に製造工業を起すを禁止すること是れなり。若しも自由地區内に於て工業を起さんか、無稅の原料品を使用すると爲るを以て、内國に於ける同種の工業は其競争に堪へず。或は内國の工業に完全なる戻稅法を適用すれば可なりと雖も、斯の如きは到底望む可からざる所なるを以て、勢、自由地區内に工業を起すを禁止制限せざる可からず。又第二の制限として、自由地區内に人民の住居するを禁止するの必要あり。若しも其地區に人民の住居を許さんか、無稅の消費品を消費すること、爲り、關稅區域内に住

居するものに對し、競争上不公平の結果を生ず可きを以てなり。然らば一國に自由地區を設くるも、同地區を利用するは、僅に貨物の加工、修繕、混成、改装等に止まる。既に保稅倉庫の設備あり、又稅關假置場の制度ありて、斯る簡單なる處置は充分是等の機關に於て之を果すを得るに、特に監督維持の費用を投じて、自由地域を設くるの必要ありや。漢堡、ブレイメンに於て、自由地區制が自由港を廢止したる歴史上の關係より生じ來れるの事實は、最も注目す可き所なり。

今、歐洲諸國に於ける自由地區の名稱面積を調査するに左の如し。

獨逸	面積	埃地利	面積
漢堡	二、五三七、七 ^{エーカー}	トリースト	一〇三、 ^{エーカー}
ブレイメル	六六七	ヒューメル	二九五
カックスハーフエレン	一四〇	丁抹	一四六、二五
ギーステミンデ	九三		
ブレイメン	二二五		
エムデン	二〇二、五		

ステツチン

一五二

プレーキ

四二、五

ダンチツヒ

一

維持費に充つる爲め出入貨物より徴收する料金の制度を見るに、漢堡に於ては貨物移入の際に申告價格の千分の一、貨物移出の際に其一萬分の一を徴收し、申告書には十プフェニヒの印紙を貼用せしめ、プレーメンハーフェンに於て貨物出入毎に價格六十七馬克六六に付き一プフェニヒの割合にて、料金を徴收するの定めなり。(註六)

(註六) Return relating to the Continental Free Ports. British Parliamentary paper. June, 1904.

第四章 關稅制度

第一節 關稅則の種類

一國が關稅を徴收し、又は免除するには、一に關稅則に據らざる可からず。關稅則に於ては、貨物を有稅品、無稅品、禁制品の三種に區別し、有稅品には稅表に定むる稅率を賦課し、無稅品には自由に輸入を許可し、禁制品は其輸入を禁止するを一般の慣例とす。有稅品、無稅品、禁制品の種目は國庫收入上、經濟上、政治上、警察上其他諸般の關係を參酌して、一國に輸入し來る可き貨物を配當、排列し、以て其正しきに就かしめざる可からずと雖も、此種別を爲すに當て、萬般の貿易品を一舉に稅則に掲げて、些の遺漏なからしむるは到底望み得べき所に非ず。假令ひ種々の困難を排斥して、一切の貨物を掲記し得たりとするも、固と社會は一の活物にして、一國に輸入せらるゝ貨物も亦千差萬別、極まる所なし。隨て關稅則を制定して、多少の歲月を経過するときは、稅則に掲記せられざる貨物の輸入を見ることある可し。斯る場合には、此貨物を有稅品、無稅品、禁制品の内、孰れの項に編入す可きか、又有稅品とする可

きには如何なる税率を課す可きか。此疑問を決するには、關稅義務の原則(Princip der Zollpflicht)又は關稅免除の原則(Princip der Zollfreiheit)の一に據らざる可からず。即ち關稅免除の原則に據るときは、有稅品、無稅品并に禁制品の種類を指定し、是等の品目に該當せざる新種類の貨物輸入せらるゝときには、無稅にて其輸入を許す。英國の如き此原則に據れども、大陸諸國并に米國は之に反して關稅義務の原則に據り、有稅品、無稅品、禁制品の品目に該當せざる輸入品あるときには、(第一)有稅品中、此貨物に類似せるものを求め之に準じて賦課す可き税率を定め、(第二)有稅品中に類似品の準ず可きものを得ざりしときには、豫め斯る貨物に課す可きの目的を以て定めある税率を適用す。例へば瑞西關稅法第四條に於ては、第一の方法を取り、聯邦參事會に於て類似品の準ず可きものを定め、又米國は千八百九十七年の關稅法に於て、稅則に掲記せざる輸入貨物にして、原料品、未製品なるときは一割半製品、既製品なるときは二割の輸入稅を賦課するの規定を設け、我國も亦關稅義務の原則に據り、關稅定率法附屬稅表に於て稅目に掲げざる生粗又は未製品には一割、全製品又は半製品には二割の從價稅を課し、非常特別稅法に於て前者を一割五分、後者を三

割に増率したり。

表面より觀察すれば、自由貿易國は關稅免除を原則とし、保護貿易國は關稅義務を原則とするが如くなれども、必ずしも商業政策の根柢に關聯せる問題に非ず。關稅則が國庫收入を目的とする以上は、新種の輸入品を總て無稅にて輸入せしめず、之に適當の課稅を加ふるの必要あるは勿論、保護政策に據て關稅則を制定したる場合に當ても、漠然或る税率を適用したるのみにて、其目的を達したりとす可からず。或る場合には更に一步を進めて輸入禁止の必要をも生ず可し。故に斯る貨物に處するには有稅品、免稅品、禁制品の項目に就て廣く其形體實質の類似せるものを求め、之を見出さざるときには國庫收入の見地より相當の課稅を加ふるを以て、適當の手段とす可し。

一國の經濟未だ發達せざるときには關稅則も亦簡單にしては貨物の種類品質、他種の貨物に對する關係等を區別せず、一律に簡單なる從價稅法を適用するを常とす。例へば土耳其が輸入品に八分、輸出品に一分の從價稅を課し、支那、朝鮮の關稅が之に類し、又我國が慶應二年諸外國と約定したる改稅約書に於て、輸出入品を四

種に分ち其内の有税品には從價税五分又は五分を基礎として換算したる從量税を課するに止まれるが如き此適例なれども少しく經濟社會の進歩すると共に、斯る簡單なる域を脱し、貨物の品質に依て數種類以上に之を大別し、數百の有税品を之に分類配當せざる可からず、或は英國の如き國庫收入を單一の目的として關稅則を制定する國に於ては、税目の種類甚だ少なく、僅に三十四を數ふるに過ぎざるを以て、之に各別の税率を適用するも、敢て税則の煩雜を招かずと雖も、保護政策の國に於ては、國庫收入と内國産業保護と兩種の目的より、有税品の範圍を定むるを以て、自ら其廣大なるに至るは勿論、其税率を定むるに當ても、内國生産上の關係、内外貨物競争の程度、其他各種の事情を斟酌せざる可からざるを以て、勢税則の錯雜を來し、貿易に障害を及ぼさざるを得ず。

關稅則の種類を分て、(一) 國定主義に基く單一關稅則、(二) 國定并に協定主義に基く二重關稅則、(三) 國定主義に基く最高最低關稅則の三種とするを得べし。

一國は關稅則を制定し、其内容を定むるに當り、主として自國經濟上又は財政上の關係を顧みて、之を適應する方針に據るを妨げず、此方針に準據し、一國の國法を

以て定めたる税則は、國定税則にして、此税則の下に於て、或る税率を總ての國に對して同等に適用し、或る一國へ特別の恩典を與へざるときには、單一の税則が關稅則の全軀を成すが故に、之を單一關稅則 (Einheitlich) と云ふ。國定税則に於ては、内國の利害關係に應じ、一國の立法に基きて税則を制定し、他國との關係に依て拘束せらるゝ所なきは勿論、一國の便宜上、何時にても之を變改するを得るが故に、一國が國庫收入を單一の目的とするか、又は極端なる保護政策の實行を目的とする場合には、必ず此税則を採用せざる可からず、孰れも目的の一端に趨れる時に當て行ふ手段なり。(註一) 英國并に米國が共に國定主義に基く單一關稅則を實行して、渝らざるは、此關係に出づるものにして、英國が他國との關係に顧みて輸入税率を取捨せんか、決して今日の如き少數の有税品より三千六百萬磅の收入を收め得ざると同時に、米國にして外國に對する關係上、税率を動かさんか、決して今日の如く農工業全般に涉る高度の保護を加へ得ざりしは論を俟たず。

(註一) *Coln-Nationalökonomie des Handels und Verkehrsens*, S. 352.

即ち英國は國庫收入を單一の目的とし、米國は内國産業の保護を單一の目的と

し、國定税則を取るものなるが、斯く單一の關稅則を以て貿易上の關係を律するは、果して得策なりや否や、國定税則が能く一國の利害關係に適應し、內國經濟社會の動靜に從て、之を變改するを得るの一事は、利益の著しき點にして、殊に保護政策を取る國に於ては、此便宜を利用し、輸入貿易を左右するに緩急伸縮宜しきに適せしむるを得べしと雖も、一國の貿易は單に輸入貿易のみより成るに非ず、輸出貿易も亦重要なる地位を占むること、敢て輸入貿易に讓る所なしとすれば、一國が外國と貿易を營み、其關係の密接を加ふるに隨て海外市場に於ける自國產物の販路を安全ならしむる爲めには、必ず通商條約の締結を必要とし、又更に一步を進め、外國を以て自國の產物に對して税率を低減せしめ、或は他の特典を收むるを必要とす可く、他國より斯る利益特典を收むるには自國も亦之に對して對手國に讓らざる可からざるの關係を生ず可し、而して斯く通商條約に依て他國と利益特典の交換を協定するに隨ひ、其利益特典が税率の輕減に關係するときは、國定税則は其適用の範圍を減縮せられ、之と相對して條約税則又は協定税則 (Konventionstarif) なるものを生ず。蓋し外國は互に通商條約を締結し、互惠主義の下に關稅減免の特典を交

換するに當り、單一關稅則を行ふ國のみが競争國に與へられたる特典に浴する能はざるは、到底忍ぶ能はざる所にして、斯くては經濟上、孤立の地位に陥るやも計り難きを以て、單一關稅則として定めたる所は、之を國定税則とし、此外に自國と貿易上の關係密接なる國と互惠主義に基き、互に税率を協定し、國定税則に定めたる税率よりも、概して低率の税則を設くるは、當初單一關稅則を採用せる國の往々にして變轉する段階なり。若しも他國との通商條約に於て、總て税率を協定し、之を標準として税則を定めんか、國定主義に基く單一關稅則に代ふるに協定主義に基く單一關稅則を以てするに止まれども、條約に於て總ての有税品に對する税率を協定するは事實行はる可からざると同時に、又其必要を存せず、隨て條約に協定したる貨物にして、條約又は最惠條款を有する國より來るものには、協定税則を適用し、協定以外の貨物又は最惠國條款を有せざる國、或は無條約國より來る貨物には、總て國定税則を適用し、茲に國定税則と協定税則との併せ行はるゝの事實を生ず。

然らば協定税則は如何なる効果を締盟國に及ぼすやと云ふに、締盟國は條約の期限内は一方の締盟國に對し、協定税目に對する税率を引上げざるの義務を負は

ざる可からず。故に條約の有効期限内は、締盟國は一國稅則制定の獨立を失ふに至る可きを以て、或る範圍を超過して稅目の種類を多くし、又は稅率輕減の程度を甚だしくするの不可なるは論を俟たず。然も協定稅則の效果、以上の如くなりとすれば、締盟國の一方は他方に對する輸出に就て、稅率低減の程度に應じ利益ある取扱を受け、且つ一定の期限を通じて此利益を變更せられざるの保證あるを以て、大に輸出貿易の地位を安全ならしむるを得べし。即ち締盟國は一方の市場に於て、利益ある地歩を占め、第三國の競争を排除するを得るは勿論、假令以第三國が最惠國條款に依て、同一の利益に均霑したりとするも、尙ほ稅率低減、稅率確實の利益は、第三國と共に之を享受するを得。

協定稅則の直接の效果は協定稅目の稅率を引上げしめざるの一事に在りと雖も、此外に國定稅則との關係に就ても、亦多少の議論なきを得ず。蓋し協定稅則に定めたる稅率は、國定稅則の稅率よりも高からず、必ず之より多少の低率にあるを常とす。今一國が他國と稅率を協定し、其直接の效果として協定稅目を引上げざるの義務を負ふも、一般の原則より云ふときは條約の期限内に於ても、一國は隨意に國

定稅則の稅率を左右するの自由ある可きを以て、若しも此自由を利用して國定稅則の稅率を引下ぐるときは、或は協定稅則の稅率よりも低率に至ることなきを保す可からず。斯くては締盟國が稅率を協定したるの效果なきに至るを以て、條約の期限内は稅率の低減を國定稅則にのみ行はしむ可からず。國定稅則の稅率を低減したる場合には、同一の程度に於て協定稅則の稅率をも低減せしむるの權利を留保するは、萬全の道にして、協定稅則に依て輸出貿易を安全にし、締盟國の市場に於て國定稅則の適用を受くる第三國の競争を排除せんとするには、必ず此制限を付せざる可からず。

一國が通商條約に依て、他國と稅率を協定し、自國の輸出貿易に便宜を受け、關稅關係の確實なるより種々の利益を受くるは勿論なれども、國際上、對等の地位に在る國の間に於ては、一國單獨に斯る利益を收むるを得ず。自國の輸出貿易に利益すると同一の利益を他國にも與へて、互惠主義に據らざる可からず。茲に於てか稅率協定の結果、自國產物に對する外國の競争を増進し、或は稅率低減の爲めに國庫の收入に減少を來し、何れにしても一方の利益に對して不利益を免かれず、唯一方の

利益を擴張すると共に、一方の損失を縮少し、以て損得相償ふて餘りあるに至らしむ可きのみ。税率協定の際に單に商業上の見地のみに據らず、政治上其他の關係を利用し、交渉の局に臨んで自國の利益を大ならしむるに勉むる所以なり。既に對等國の間に斯る掛引の行はるゝものとすれば、不對等の國の間に於て、優等國が劣等國に對して政治上の權勢を利用し、劣等國の稅則のみを協定束縛して、之に對する特殊の報酬を與へず、自國輸入貿易の關係に於ては、何等不利益の制限を付せられずして、獨り輸出貿易に利益せんとするに至るは論を俟たず、對等國間の税率協定は互惠主義に據り、不對等國間の税率協定は偏務主義に據るを常とす。

然るに不幸にして、我國現在の關稅則に於ては、偏務主義に據る税率の協定が稅則の重要なる部分を占め、關稅則の點に於て對等條約の實を成さず。即ち我國の關稅則に於て國定稅則たるは、關稅定率法にして、之に附屬する輸入稅表には約五百種の有稅品を掲げ、税率を最低五分より最高四割の間に置き、概則として普通完製品の税率は二割とし、之を起點として天產物、未製品、學術器具、原料品、器械、運搬用具、半製品、日常消費品には多少其税率を低減し、奢侈品には之を重くするの方針を取

れるが如し。有稅品の數甚だ多く、其税率も亦敢て低しとせず。然るに日英、日佛、日獨間の通商條約に於ては、或る種類の貨物に對する税率を協定せるが故に、我國の關稅則に於ては、國定稅則協定稅則、並び行はるの結果を生ず。今、協定稅目の税率と國定税率とを比較對照するに左の如し。

輸入稅表

番號	品名	國定税率	協定税率	協定國
4.	雙眼鏡、雙眼鏡、甲、奢侈の材料を以て裝飾したるもの	二	七五	佛
	乙、其他各種	二	二五	佛
5.	置時計、掛時計、同部分品	二	一	獨
14.	理化學器、外科器	一	一	佛
16.	鐵道機關車及部分品	一	五	獨
17.	諸機械及部分品	一	五	佛
42.	乳膏及乳粉	一五	五	英、獨
56.	帽子			

織物用	毛絲、ウルステッド絲	綿織物	綿織絲	精糖	各種の紙類	印刷料紙	壁紙	無味香油	蠟燭	葉鋼	電渡鋼板	鋼軌條	各種の電線
	323.	307.	304.	300.	273.	292.	291.	282.	272.	322.			
	一、	一、	一、五	一、	二、	一、五	一、五	一、五	一、	一、五	一、	一、	一、
	八	八	一、	八	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	五	五
	佛獨	英	英、佛、獨	英、獨	英、獨	獨	英、獨	獨	英、獨	佛	獨	獨	獨

271. 256. 255. 248. 247. 242. 241. 240. 235. 232. 228. 226. 224. 223.

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|-------|----|------|-------|----------|-------|----|------|-----|------|--------|------|--------|
| 其他各種金屬製品 | 亞鉛板 | 亞鉛塊及錠 | 錫板 | 錫塊及錠 | 鋼筒、鋼管 | 鍍條、鍍竿、鋼板 | 塊銅 | 水銀 | 鉛塊及錠 | 電線 | 葉鐵葉鋼 | 鐵釘及鐵線釘 | 鐵筒鋼管 | 國際商業政策 |
| | 二、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | 一、 | |
| | 七五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 二、 | |
| | 英獨 | 英、獨 | 英 | 英 | 獨 | 英、獨 | 英、佛、獨 | 英 | 英、獨 | 英、獨 | 英、獨 | 英、獨 | 英、獨 | 三六 |

| | | | |
|-------------|-----|-------|-----|
| 其他 | 一、八 | 獨 | 三二八 |
| 毛織物 | 二、五 | 英、佛、獨 | |
| 絹綿繻子 | 二、 | 英、佛、獨 | |
| 絹繻子 | 二、 | 佛 | |
| 麻織絲 | 一、 | 英、獨 | |
| 麻織物 | 一、五 | 英、獨 | |
| ブランケット類 | 一、五 | 英、佛、獨 | |
| 綿製手巾 | 一、五 | 英、佛、獨 | |
| 織絲(大麻、ジュート) | 一、五 | 獨 | |
| 其他 | 一、五 | 英、獨 | |
| シヤンパン | 三、五 | 佛 | |
| 葡萄酒 | 三、五 | 佛 | |
| 護謨製品 | 二、 | 英、獨 | |
| 鐵道客車及部分品 | 一、 | 獨 | |

| | | | |
|-----------------|-----|----|-----|
| 419. ポルトランドセメント | 五 | 五 | 英、獨 |
| 430. ダイナマイト | 一、五 | 一、 | 獨 |
| 450. 假製金銀細工類 | 三、 | 一、 | 佛 |
| 478. 石 鹼 | 二、 | 一、 | 佛 |
| 化粧用 | 二、 | 一、 | 佛 |
| 其他 | 一、 | 一、 | 佛 |
| 488. 薰香類 | 三、 | 一、 | 佛 |

右の表を見る時は英佛獨の三國が自國の重要産物に就て我國をして税率を協
 定せしめ或は之を國定税率より低くし或は國定税率と同等に置きて將來の増率
 を防ぐ等、百方自國輸出貿易の安全を謀るに遺漏なかりしの狀を認るに難からず。
 三國の内一國又は二國に協定したる税率は、他の協定國に適用せらるゝは勿論、最
 惠國條款を有する締盟國全體に適用せらる可きを以て、斯く百に近き輸入品の税
 目が、三國に對して協定せられたるに於ては、國定税則適用の範圍を狹隘ならしめ
 たる論を俟たず、今條約の結果、協定税率の便益に均霑する諸國を列擧するに

亞爾然丁共利國、奧地利、匈牙利、白耳義、伯刺西、丁抹、佛蘭西、獨逸、希臘、英吉利、伊太利、墨西哥、和蘭、秘露、暹羅、西班牙、瑞典、那威、瑞西、北米、合衆國、印度

にして葡萄牙より輸入する特定の貨物に對しても、亦協定稅率を適用す(日葡通商條約第四條)

固より我國の重要輸入品中、綿花、米、石油、油糟等は協定稅目以外に在り、隨て國定稅則を以て輸入稅を左右し得べしと雖も(註二)重要輸入品の多くは、何れも協定稅目の中に在り、試に其品目并に輸入價格を擧ぐるに左の如し。

- 三七年輸入價格
- 金巾及更紗 三、五五三、九三二
- 繻子、天鵞絨綿 九五〇、一二三
- 縮緬吳呂 一、八一八、五五〇
- 羅紗 一、七五四、二五五
- 機械類 九、八八二、七四九
- 機關車、客車、貨車 三、二〇五、四一八

- 條鐵及竿鐵 四、三〇一、五〇五
- 軌條 一、六九六、九一八
- 鐵釘 一、九六〇、〇五五
- 筒、管、鐵 一、三一一、七五六
- 其他鐵及鋼 九、二〇五、二七五
- 乾藍 二、一一七、六七八
- 洋紙 三、〇二五、三三三
- 靴底皮、熟皮 四、三六四、九六六
- 砂糖 二、三〇四、三〇八

(註二)綿花、米、石油、油糟等は國定稅率に依て稅率を動かすを得るとするも、其性質は何れも原料品、食料品、補助品又は日常必需品の一に屬し、其多くは之を免稅せざる可からず、關稅定率法附屬の稅表に於ては、綿花、米、油糟を免稅品の項に置き、石油に従價二割の課稅を爲すの規定なりしに、三十七年非常特別稅法に據り米を免稅品の項に移し、石油の稅率を四割に増加したり、米に課稅するの不得策なるは勿論、石油の稅率、當を得たるや否やも亦疑はし。

以上協定稅目に屬する重要輸入品十五種を擧げたるに過ぎず、然も輸入價格は

合計七千二百十九萬餘圓に達し、全額の五分の一を占む。此以外に協定税目に在る輸入品を計上せんか、協定税則の爲めに我關稅權に非常なる束縛を蒙れるの事實を知るに難からず。故に戰時非常の秋に當り、輸入税を増徴して國庫の收入に充てんとし、非常特別税法に於て殆ど輸入税目の全額に涉る増率を試みたれども、重要輸入品には何れも協定税目を存して之を動かす能はざるの結果、輸入税の收入は數ふるに足らざる金額に止まれるが如き、協定税則の我國に不利益なるの事實を證明して餘りありとす。

斯く論ずればとて、著者は敢て絶對的に協定税則を非難するものに非ず。我國の如く經濟思想の發達幼稚なるに加ふるに、危險なる保護政策論の行はるゝ國に於て、國定主義に據る單一關稅則行はれんか、極端なる保護政策の誤に陥ることなしと云ふ可からず。協定税目以外に在るを奇貨として、政府が非常特別税法に於て輸入米に課税したるを見るも、亦其一斑を推測し得べし。故に協定税則に依て、或る程度まで保護政策の跋扈を防ぐも、一の權略たるを失はずと雖も、偏務的協定税則に至ては斷じて不可なり。前記の稅表に示したるが如く、我國は重要輸入品の大部分

に對して稅率の束縛を受くる以上は、之と交換的の對手國の稅率を制限し、以て我輸出貿易を安全にするを得たるやと云ふに決して然らず。(註三)一として外國の稅率に制限を加ふるものなく、僅に最惠國條款の均霑に甘ずるのみ。畢竟斯の如きは、慶應二年の改稅約書に於て、非常の拘束を受けたる我稅權を恢復するに、完全に目的を達する能はずして、茲に安んずるの已むを得ざりしものなる可しと雖も、他の點に於ては兎に角、稅權に於ては對等の地位に立てるものと云ふ能はず。次期の條約改正に臨んで、名實共に完全なる對等の地位に進まざる可からざるなり。

(註三)日澳通商條約議定書に於て、關稅に關する最惠國主義を適用するに當り、實際上不満足と認められたる場合には、兩締盟國は各特に重要な物品に適用す可き協定稅則を議定することに同意す可しとの規定あるに據り、兩國は追加條約を締結し、其第一條に於て、澳地利は自國の產物七種に就て我國の適用す可き稅率を一割乃至五分に制限し、馬を免稅品としたる一方に、日本も四種の產物に就て澳地利の適用す可き稅率を制限し、蠶繭屑物、生絲、絲屑物、生銅を免稅品たらしめ、純然たる互惠主義に依て稅則を協定したり。此追加條約は千八百九十七年十二月兩國の間に締結せられ、千九百三年十二月まで存續し、今日に於ては既に無効に歸したりと雖も、我國が對等の地歩に於て歐洲の一國と稅則を協定したる一新例として、特に注意を値す可し。

國定稅則と協定稅則と相對して、一國の關稅則を組成せしむるの方法は多年歐

洲諸國の襲用する所なりしが、近時に至て之と稍や趣を異にする關稅則を生じたり。之を最高最低關稅則(Maximal and Minimal tariff)と云ふ。其要點とする所は、一國の關稅則に於て或る貨物に適用する稅率を豫め高低の二種に區分し、自國に對して稅率を協定し、又は最惠國の取扱を與ふる國の貨物には最低稅則を適用すれども、然らざる國の貨物には最高稅則を適用するに在り。故に適用の結果より云ふときは、國定稅則と協定稅則と相對立すると同一なるが如くなれども、左の諸點に於て著しき相違を認むるを得べし。

(一) 國定並に協定稅則に於ては、各國と條約を締結する際に、種々の稅目殊に各締盟國に對して異なる貨物の稅率を協定し、最惠國條款に依て結局締盟國全體に適用せらるゝに反し、最高最低稅則に於ては當初より最低稅率一定し、之を標準として他國と稅率を協定せんとす。

(二) 國定並に協定稅則に於て、協定稅則は條約の結果として生ずるものなるを以て、條約の有効期限内は之を變更するを得ずと雖も、最高最低稅則に於ける最低稅則は國法の定むる所に係り、唯其適用を條約に於て約するに止まるを以て、何時に

ても立法上の手續に準據すれば最低稅則其ものに變更を加ふるを得。

思ふに各國が通商條約に於て最惠國條款を認むるの結果、當初一國を對手として協定したる稅目が他の締盟國にも普及せられ、之が爲めに意外の邊にまで國定稅則適用の範圍を狭少ならしむるは、國定並に協定稅則の一缺點なり。隨て通商條約締結の交渉中、内國の商工業者は政府が今後何國と如何なる稅目の協定を爲して其結果如何なる程度に、如何なる範圍まで外國の競争を誘導するやも計り難く、常に不安の地位に立たざるを得ざるも、亦其缺點なり。此他一國毎に特別の稅率協定を爲すの煩雜なるは勿論、立法部をして通商條約を批准せしむる國に於ては、更に手數の煩雜を加ふ可し。之に反して最高最低稅則に於ては、政府は國庫收入上、一國の經濟社會が負擔に堪へ得る限度内に、又は内國産業に保護を要する極度内に於て、最高稅則を定むる一方に、最低稅則は一國經濟上又は財政上の利益を傷けずして、尙ほ外國が之を基礎として稅率を協定す可き程度に於て定むるが故に、當初より讓歩す可き限度一定し、交渉の局に臨んで對手國の意嚮に據り、遽に讓歩の度を多くして、自國の利益を犠牲にするの恐なく、内國の商工業者も今後政府が外國

と通商條約を締結して、如何なる程度まで低率の輸入税を適用するに至るや、豫め其標準を知れるを以て、商業上の計畫、取引共に確實なるを得べく、又立法部は最低税則として一時に一括して之を議定し、以て立法上の手續を簡單ならしむるを得る上に、時の必要殊に經濟社會の變動に應じて、税則を變更するを得るも、亦此税則に伴ふ利益の大なるものと認む可し。

歐洲諸國の内に舊來の國定并に協定税則を取らずして、新に最高、最低税則を採用するものあるは、斯る利益を認めたるの結果に外ならざる可しと雖も、唯此税則に於て問題と爲るは、果して其實行上の價值を有するや否やの一點に在り。換言すれば、一國は自國と貿易上の關係密接なる國を選んで、特に之に重きを置き、之と税率を協定し、自國の讓歩する所多き代りに對手國より充分なる利益を獲得するの方針に出でざる可からず。然るに最高、最低税則に於ては、當初より最低税則として讓歩の極點を示し、對手國の如何に依て讓歩の程度に區別する所なきを以て、果して之を基礎として對手國と協定を遂ぐるを得るや否や、又之を遂ぐるを得るとするも、自國の満足する利益を收むるを得るや否や、甚だ疑はしとす。

始めて最高、最低税則を採用したる國は西班牙なり。即ち千八百七十七年七月の關稅則に於て最惠國條款を有する國に適用するものと、然らざる國に適用するものと二種の區別を立てたり。其後各國と通商條約を締結するに當り、最高、最低税則の税率以下に之を協定し、隨て最高、最低税則の基礎を動かすに至りたれども、千八百八十九年の關稅調查委員會に於て其非なるを認め、漸く舊來の主義に復するの方針に出でたり。此他千八百九十二年一月の佛國關稅則、同年十二月の希臘關稅則、千八百九十三年六月の露國關稅則の如き何れも同一の主義に據れるものにして、更に最近の實例は千九百二年の獨逸關稅則なり。此税則に於て獨逸が最低税則に定めたる穀物の輸入税を、從來の協定税率に定めたるものよりも、大に引上げて、内國農業保護の目的を達せんとしたるが爲めに、獨逸に穀物を供給する國と通商條約を締結するの妨碍と爲り、獨逸に於て交換的に充分の利益を獲得するを得ざりしは著明の事實にして、偶々前項に論じたる缺點を證明する材料と爲れるの觀あり。

國定并に協定税則を取ると、最高、最低税則を取るとを問はず、一國が單一關稅則

を實行する場合と異なり、二種の税率を設け、税率協定又は最惠國條款の有無に依りて、其適用を區別し、或る一國の貨物には他國の貨物に對するよりも、利益ある取扱を與ふときは、此特惠に浴する能はざる國の商人は或は貨物の發送原地を變更し、貨物が特惠を受く可き國より來れるの假裝を爲し、以て特惠に均霑せんとするに至る可し。斯くては國定稅則又は最高稅則は、全く一片の空文に歸するの道理なるを以て、此濫用を防ぐ爲めに、原產地證明の制度 (Institution der Ursprungszeugnisse oder Ursprungsertheile) を必要とす。固より特惠を濫用せんとする國少なく、又其貨物の多からざるときは、斯る制度を必要とせざれども、反對の場合には此制度を設け、特惠を受く可き國の貨物が仕向地に至りて、特惠を受けんとするには、原産地に駐在する仕向國の領事に就て、原產地證明書の交付を請求し、之を證據として原産地を明にせしめざる可からず。我國關稅法施行規則に據れば、原產地證明に就て左の規定あり。

(一) 關稅法に據り特別協定の便益を受けむとする者は、其適用を受く可き地域内の産出品又は製造品なることを證明す可し。但し郵便物及び課稅價格百圓未滿

の貨物は、此限に非ず。

(二) 前項の證明は貨物の産出地、製造地又は積出地の帝國領事館、又は貿易事務館、其駐在なき地方に於ては、其地の稅關其他の官廳、公署又は商業會議所の證明したる製産原地證明書を以てするを要す。

附言

協定稅則が最惠國條款と相俟て、一國關稅則に不測の影響を及ぼすの事實は、近時我國に起れる實例に依りて、之を説明するを得。我國定稅則に於ては乾藍の税率は從價一割、日英協定稅目に於ける税率も亦一割なり。双方從價税率に於て同一なれども、實際には從量稅にて徵收し、双方換算の標準に多少相違する所あるが爲めに、從量稅額にも亦左の相違を示せり。

國定稅則に據る從量稅乾藍百斤

二一四二七

日英協定稅則に據る從量稅同上

一二九五三

然るに我國へ専ら乾藍を供給する印度は、日英通商條約第十九條の規定に據り同條約の範圍外に立ち、又從來別に何等の條約を締結せざりしを以て、其乾藍に

は國定稅率を適用し來り、同稅則を設けたる趣意亦明なりしに、本年三月最惠國條款を基礎とする日印通商條約締結せられ、爾後印度は最惠國條款に據り、協定稅則の適用を受くるに至れる結果、乾藍にも亦前表に掲ぐる低額の從量稅を課することゝ爲り、英國が植民地後來の利益を慮りて、乾藍を協定稅目に加へたる遠謀、茲に効果を奏するを得たり。

第二節 關稅區別并に關稅報復

關稅率は貨物の種類に就て區別を立つれども、此以外の標準に依て區別を爲さざるを一般の原則とす。若しも貨物の原產地、貨物輸送の方法、貨物を輸送する船舶の國籍等を標準として、關稅率に高低の差を設けたる場合には、之を關稅區別又は區別關稅 (Differential zolle) と云ふ、或は前節に説明したる國定并に協定稅則、最低稅則に於ては稅率協定又は最惠國條款の有無に據り、原產地を標準として稅率を區別すれども、此區別たるや、近代の通商條約に於て稀有の例たる最惠國條款を有せざるの事實に基き、隨て對等國の間には斯る原因より關稅區別の行はることな

く、不對等國の間に起る除外例に外ならざるを以て、此種の區別は之を關稅區別の内に包含せしめず。

固より關稅區別は近時通商條約に於て、最惠國條款に重きを置き、之を廣義に解釋するの結果、從來と比較して其適用せらるゝ場合少なく、世界列國を通じて商業上の取扱を均等ならしむるは、文明國一般の通則とする所なれども、尙ほ通商條約に於て最惠國條款適用の範圍外と認めたる點に於て、通商條約の豫定せる條項に據り、又或る場合には通商條約を廢棄して、關稅區別を行ふことなきに非ず。今、關稅區別の行はるゝ各種の場合を想像して、順次之を説明す可し。

第一、貨物を運送する船舶の國籍を標準として區別を立て、外國船舶に依て輸送せらるゝ貨物には、內國船舶に依て輸送せらるゝ貨物よりも、重率の課稅を加ふることあり。往昔佛蘭西並に英吉利の商業政策に於て、內國船舶を以て自國の貿易を營ましめんが爲めに、盛に此區別を行ひたり。蓋し極端なるマーカンチルシステムに於ては、外國船舶に依て輸送せらるゝ貨物の輸入は、之を禁止したるが、後に此禁止を解除し、之に代ふるに區別關稅を以てしたるものなる可しと雖も、其後自由

貿易の政策、歐洲に行はるゝに及んで漸次廢止せられ、近年は殆ど其跡を見ず、單に輸入税のみならず、噸税、港灣手数料等に至るまで、内外船舶に依て區別を立てざるを今日の慣例とす。

第二、海上貿易を盛にし、大に國內に植民地產物、原料品の供給を豊ならしめんが爲め、海上より來る輸入品には、陸上より來る輸入品に比較して、輕率の課税を爲すことあり、千八百八十二年五月の埃地利關稅則に於て之を實行したれども、其理由極めて薄弱なり。

第三、原產地以外の國より間接に輸入する貨物には、原產地より直接に輸入する貨物に比較して、重率の課税を爲し、以て直接貿易を獎勵せんとする事あり、是れ一國と貨物原產地との關係を密接にし、又中間に第三國介在するときは、運賃、手数料の負擔加はりて、徒に輸入品の高價と爲るの恐あるを以て、直接貿易に依て此弊害を除かんとするものなり、現に佛蘭西の如き千八百九十二年の關稅則に於て輸入品を(一)歐洲以外の產物にして歐洲より輸入せらるゝもの、(二)歐洲の產物にして原產地以外の地方より輸入せらるゝもの、(三)佛國の植民地保護領より直接に輸入せ

らるゝ植民地產物の三種に類別して關稅を區別し、又米國に於ても千八百九十七年の關稅法第二十二條を以て、米國と境界を接する國の貨物にして境界を接せざる地方より輸入せらるゝときには、稅額に一割を加重す可き旨を規定したり。

第四、一國間に政治上の關係を密接ならしむるが爲めに、兩國の間に於て互に他國に對するよりも、輕率の課税を爲すことあり、此區別關稅の起る所以を考ふるに、兩國が政治上に同盟を結び、又同盟に至らざるも密接なる關係を結びたれども、双方經濟上に特色を存して、單に政治上の理由のみに依て、絶對的に貨物の出入を自由にする能はず、結局將來に於て之を自由にするとするも、一時過渡の手段として、或る程度まで兩國間に於ける貨物の出入に便宜を與ふる爲め、第三國の貨物に適用するよりも、低率の課税を以てするに在り、重なる實例を擧ぐれば、千八百五十三年埃地利、普魯西間に成立したる通商條約に於て、兩國の關稅率に二割乃至五割の低減を加へ、又千八百九十年五月、并に千八百九十七年七月、那威、瑞典間に成立したる協定の如き之に當るものなり。

第五、本國植民地間に協約を結び、互に他國に對するよりも、低率の輸入税を課す

るとあり、其目的は植民地をして本國に對する經濟上の關係を密接ならしむると共に本國の産業に對し、安全確實なる市場を供するに在り。佛蘭西が千八百九十二年の關稅則に於て植民地保護領の產物にして、直接に本國に輸送せらるゝものは關稅率を免除し、又は半減するの規定を設けたるが如き此一例にして、西班牙も玖瑪島に對し同一の方針を以て關稅則を制定したるのみならず、今や英國に於ても是等の國の後を逐ふて植民地特惠の制度を行はんとし、實にチエーンバレン氏の主張の骨子たり。其起因は從來英國の産業に對して廣大なる市場たりし諸國が保護政策を實行し、國內に産業を起したるの結果、英國をして植民地と聯盟して廣大なる關稅區域を構成せしめんとするものにして、此運動の機運を開ける原因は加奈陀が千八百九十六年七月一日以來、英國の貨物に對して普通稅率よりも、一割二分五厘を低減し、千八百九十八年七月以來更に二割五分を減じ、千九百年七月以來三割三分を減じ、率先偏務的特惠の制度を採用したる一事に在り。

第六、原産國に於て輸出獎勵金其他の保護金を受くる貨物に對し、特に此金額を標準として、稅率を重くすることあり。蓋し一國が自國の產物に對し、輸出獎勵其他

之に類する保護金を交付するときは、外國に輸出せられて其市場に入るに當り、多少の輸入税を負担するも、殆ど痛痒を感ぜず、斯くては一國の保護政策を無効ならしむるを以て、輸出獎勵金を受くる貨物には、特に輸入税を増課するの理由を生ず。重なる實例は砂糖輸入税に在り。即ちブラッセル砂糖協約の第一條に於て砂糖の生産并に輸出に與ふる保護金を定義し、(イ)輸出に與ふる直接獎勵金、(ロ)生産に與ふる直接獎勵金、(ハ)生産物の一部に對する税金の免除、(ニ)生産の過剰に對して與ふる利益、(ホ)戻税の過剰より生ずる利益等を含むものとし、其第四條に於て此協約に加入せる國は、保護金を與ふる國の砂糖に對し、保護金に相當する輸入税を加重するを得る旨を規定したり。

第七、或る國に對し敵對報復の意味を以て、其國の輸入品に對する稅率を加重することあり。所謂報復關稅と稱するものにして、其狀態を關稅戰爭と云ふ。

報復關稅を行ふに當り時の必要に應じて加重す可き稅率を定むるものと、豫め關稅則に報復の際に取る可き稅率を規定し、實際の必要に臨んで之に準據して、報復を行ふものと二種の別あり。歐洲大陸諸國は専ら第二の方法を取り、例へば千八

百七十九年の獨逸關稅法に於て、獨逸の船舶商品に對し他國に對するよりも、不利益の取扱を爲す國より輸入する有稅品には、特に勅令を以て關稅額を五割増加するを得とし、千八百九十五年の關稅法に於て、之を改正し、同様の状態に在る外國輸入品にして有稅品の項に在るものなるときは、稅額を一倍し、免稅品なるときは、二割の從價稅を課し、聯邦議會の承認を経たる上、勅令を以て之を定む可しとし、千九百二年の新關稅法第十條に於て、多少の修正を加へ、從來免稅品たりし貨物に課する從價稅を五割以内とし、填地利の關稅法に於ては同様の有稅品には稅率三割を増課し、免稅品には一割五分を課稅し、佛蘭西の關稅法に於ては同様の場合に於て適當と認むる増率を加ふるを得るは勿論、輸入を禁止するを得、伊太利の關稅則も亦有稅品には五割まで稅率を増加し、免稅品には二割五分の課稅を爲すを得るの規定あり、斯く關稅則の一部分として、平生より報復の際に適用す可き稅率を規定せる箇條を報復條項(Kampfparagraph)と稱す。此條項を豫定し置く理由は外國に報復を加へたる際に與ふ可き打撃を明ならしめて、以て自國商品に對する不利益の取扱を慎しましめんとするに在り。

平生關稅則に報復條項を設けると、時の必要に應じて之を行ふとを問はず、報復關稅は商業政策上價值ある方法と云ふ可きや否や、思ふに報復關稅に關する思想の根柢は甚だ深しとす。即ちアダムスミスの如き、此點に就て説を成して曰く、如何なる程度まで或る外國貨物の自由輸入を認む可きか、其程度に就て充分の考究を要する第一の場合には、外國が重率の輸入稅又は輸入禁止に依て、自國の貨物輸入に制限を加へたる時は、是れなり。若しも報復の結果、外國が斯る制限を撤去するの見込ありとすれば、報復も亦一の政略たるを失はず、外國の大市場を恢復するは一時或る貨物に高價を支拂ふの不便を償ふて餘りあり。 *Wealth of Nations, Bk IV, ch. II.*

近くはシヂウヰッタ氏も亦報復關稅を説明し、外國の産物に報復關稅を課して外國の保護政策に對抗する眞實の議論は、之を利用し、通商條約の手段に依て自由貿易國が外國の保護稅を排除して利益ある地位に立つを得るの一事に在りたり。註一報復關稅に對する英國學者の態度所論、斯の如くなる以上は曩にはソールスベリ侯が外國の保護政策に對抗する一手段として、報復關稅が得策なるを

主張し。註二)近くはバルフォア氏が同一の理由に據り報復關稅を以て英國關稅改革の要點とするが如き、深く怪しむに足らざるなり。(註三)

(註一) Sidgwick—Elements of Politics. Pp. 292—93.

(註二) Speech at Newcastle. Oct. 12th, 1881.

(註三) Economic Notes on Insular Free Trade.

報復關稅が比較的世上に賛成者あるは其表面に於て必ずしも自由貿易の主義に抵觸せず。即ち報復關稅の下に輸入稅を課するは、外國貨物の輸入制限を主たる目的とせず。寧ろ外國をして自由貿易主義に復歸せしめ、以て内國の輸出を増加せしむると同時に、自由貿易を他國に傳播する手段に供せんとするが爲めなる可し。(註四)換言すれば、或る國例へば英國が自由貿易主義を取るに當り、他國との協定に基き自國に於て外國貨物の輸入を自由ならしむる交換條件として、外國に於て自國貨物の輸入を自由ならしむるの方針に出でざりしは、明に一の失策なり。故に今報復關稅を採用し、外國をして讓歩を致さしむるまで之を一時の便宜手段に供するの必要ありと云ふ。近時彼のシエモラー氏が保護關稅を利用して通商條約の

締結に利益を收めんとするも、論據の存する所は此點に外ならず。(註五)

(註四) Dietzel—Vergeltungszölle. s. 3.

(註五) 保護政策の新紀元は、經濟學者并に政治家が自由貿易の議論を了解せざるに發したるものに非ず。將た又小數の獨占業者、製造業者が政府の方針を左右したるに由來するものに非ずして、實に人民自然の性質に基けるの觀あり。即ち關稅は國際的武器 (Mehrwert) にして、巧妙に之を利用するに於ては、國を利益するの事實了解せらるゝに及んで、保護關稅を促すものにして、今日此武器を備へざれば、到底利益ある通商條約の成立を待望するを得ざる可し。Schriften des Vereins für Sozialpolitik. XC VIII. s. 264—71.

保護貿易國に於ては或は報復關稅の理由を利用して、高度に保護稅を引上ぐるの論據に充つることある可し。然も自由貿易國即ち單一關稅則を實施する國に於ては、其稅則に於て、國庫收入の目的より、適宜の稅率を定めて、或る貨物に課稅を加へ此必要に基く場合の外、殆ど外國貨物の輸入を免稅とし、課稅の有無稅率の高低、一に自國の經濟上又は財政上の必要に出づるものにして、此必要は外國關稅則の如何に依て左右せらる可きものに非ず。外國の關稅則が保護政策に傾きたるの故を以て、自國に於ても其國の輸入貨物に報復の目的を以て課稅せんか、徒に當該貨

物の輸入を困難ならしめ、自國經濟財政の必要と相背馳するの結果を來さざるを得ず、或はアダムスミス乃至シュモラーの所説に據て解釋するに、報復とは一國が自國の利益の爲めに、他國の保護關稅を低減せしむるの武器に外ならざるが如し。然も此武器たる之を行使するときには自國人民に他國より廉價の貨物を買受くるを妨ぐるの結果を生ずるを以て、報復を行ふ以上は、必ず自國の生産者が之に依りて或る利益を收め得るの保證なかる可からず。換言すれば、報復は其成效を俟て、始めて實行の理由を生ずるものにして、若しも不成効に終らんか、報復は單に之を行ひたる國に損害を與ふるに止まる可し。(註六)

(註六)報復關稅は兩刃の刀劍の如し。外國をして交讓せしむるの目的を達すると極めて困難なるを以て切迫したる必要の存せざる限り、之を用ふ可からず。Van der Borch—Handel und Handelspolitik, s. 430

或は一國が他國の輸出貿易に對して、最大の市場たる地位を占め、此市場の開閉は自ら其國の貿易上の死命を制する場合には、報復の成效を見ることある可し。即ち報復の目的物たる貨物は、其原産地に於て其輸出を妨げらるゝときは、經濟上に非常の影響を蒙るものならざる可からず。然も原産國に斯る影響を及ぼす貨物の

輸入制限は、輸入國に對しても亦同様の困難を生ず可し。蓋し一國の人民が他國より或る貨物を買入るゝは、慈善同情等の爲めに非ずして、之に依りて利益を得るを目的としたるものなる以上は、貿易の限に依りて此利益の一部を犠牲に供するは已むを得ざるの數なればなり。

報復關稅を適用す可き貨物は、如何なる標準に依りて之を選定す可きや、其目的物として原料品并に食料品の共に不可なるは論を俟たず。若しも是等の貨物に課稅せんか、假令一時たりとも内國の生産消費に重大なる影響を及ぼす可く、現にデ・ツェル氏の如き將來の獨逸關稅戰爭に於て、獨逸が是等の貨物に報復關稅を適用するの弊害を想像し、其非なるを論じたり。(註七)隨て此以外の貨物に適用するものとし、其結果を考ふるに内國に同種貨物の産出あるときには、報復關稅は恰も保護稅の作用を爲し、其事業を人爲的に獎勵し、報復の目的を達したる際に之を廢止せんか、忽に事業を衰微せしむ。隨て内國に於て報復關稅より生ずる保護に依りて發生したる利害關係は、此危險を免かれんが爲めに報復の廢止を妨ぐるに全力を盡し、其結果一時の便宜手段として行ひたる報復を、永遠のものたらしむるの恐あり。

近刊のエコノミストはバルフォア氏の報復策を批評し、此點に論及して曰く此策を適用する當局者に向ては、報復の目的を以て課する租税が、外國をして今日英國の貨物に賦課する租税を直に撤去せしむるの結果を生ずることに就て、最大の注意を致す可きを希望す。而して斯る結果を生ずるに至るまでの期限、永きに渉るを許さず。如何となれば其間に報復關稅の目的物と爲れる英國同種の生産業にして發達せんか、課税を廢止するに困難なればなりと。(註八)

(註七) Dietzel—Vergeltungszölle, S. 19—20.

(註八) Economist, 1903, p. 1840.

報復關稅は之を行ふ國に不利益にして危險あるのみならず、其國が外國の産物に對して獨占市場たるの地位を占め、他に之に匹敵する市場なき場合に非ざれば、充分に外國に打撃を與へて、一國の要求に聽從せしむると難し。今日國際間の貿易に於て、斯る事例は殆ど稀有と稱するの外なく、又斯る場合ありたりとするも、尙ほ報復關稅の實行に相應じて、對手國が直に關稅を低減するは容易に望む可からず。經濟上の關係に於て然るものあるのみならず、財政上より觀察するも、保護貿易國

に於ては、保護稅則より生ずる收入は多年の因襲として、國庫の一大財源を成し、財政制度も亦之に適應して構成せらる。現に佛蘭西并は米國に於て保護輸入稅の收入、大なるの結果、他の文明國に行はるゝ直接稅の實施せられざるが如き此適例にして、米國は憲法上の關係ありとは云へ斯る事情ある以上は、假令外國より多少の報復を蒙るも、保護關稅を輕減し、一時たりとも國庫の收入を減ずるは困難にして、報復に對するに再報復を企て際限する所なきに至るは自然の數なる可し。

第三節 通商條約并に關稅同盟

國際間の條約は其形式より大別して、政治條約と通商條約との二種とするを得べし。政治條約は一國政治上の利害關係に基き、他國と締結せる約定にして、媾和條約、攻守同盟條約、中立條約の如き何れも之れに屬するに反し、通商條約に於ては一國經濟上の關係并に一國々民の他國に於ける關係を規定するを主眼とす。思ふに通商條約に於ける通商なる文字は、普通の例に於て極めて廣義に解釋せられ、總て二國又は二國以上の國の間に於ける經濟的關係、即ち貨物の交換、船舶の往來より

箇人の住居營業等に至るまで詳細に渉る規定を包含す。若しも國際間に於ける貨物の交換が、絶對的自由に行はるゝときには、特に通商條約を必要とせず。又少なくとも之に詳細の規定を必要とせざれども、事實は之に反し、一國は各々獨立の經濟的區域を設け、其特殊の利害關係を認め、各種の手段殊に關稅を利用して國際間に於ける貨物の交換を左右し、其方嚮を動かさんとする等、要するに經濟的單位として他を凌駕し、以て其發展を求めんとするの實情なるが故に、商業政策の必要條項として、各國の間に通商條約を締結せざる可からず。固より政治上の關係より其締結の目的、趣意を左右せらるゝことなきに非ずと雖も、概して自由通商の維持、擴張を以て、其主眼とするは實際に疑を容れざる所にして、或は經濟的關係の全般に涉りて規定するものあり。或は其關係の一部、例へば關稅、船舶、商標等に就て規定するものあり。或は相互の利益交換を約するものあり。或は不利益なる制限の撤去を約するものあり。千差萬別の趣あれども、其主眼とする所は要するに右の一點に歸せざるを得ず。

然らば通商條約の内容は如何、對手國との關係上、廣狹の差あるは勿論なれども、

條約の要項と成るものを列記すれば大約左の如し。

- (一) 商業自由に關する條項。
- (二) 輸入稅率の協定其他課稅に關する條項。
- (三) 最惠國條款。
- (四) 特別の事項、例へば特許商標、交通機關利用、檢疫、領事派出、仲裁々判、其他之に類する事項。

右は通商條約に包括せらる可き重なる條項にして、例へば我國現行の通商條約に就て云はんか、日英、日獨、日佛條約の如き英、獨、佛三國の方より見るときには右條項の全部を有し、我國の方より見るときは輸入稅率協定を除くの外他の條項を備ふるが如し。思ふに商業の自由は今日文明國の最も重きを置く所にして、締盟國特殊の事情より關稅を協定せず。又は稀に最惠國條款を認めざる場合あるも、通商條約には必ず商業自由の條項を存し、文明國と未開國との間に締結せらるゝ條約の如き、専ら此一事より成ると云ふも不可なし。輸出入、并に通過禁止に關する範圍を限定し、特別の場合、例へば政府專賣に屬する貨物、衛生、警察上又は非常の事變に伴

以禁止を必要とする貨物に非ざれば禁止を行はしめず、又商品出入の自由を認めると同時に之を取扱ふ商人の來往、住居營業、財産所有に關する自由を認めしむるが如き、商業自由を尊重する上に於て必要の規定なるのみならず、近代に於ては更に此意義を擴張し、海上國として海上貿易を營み、又は廣く他國の爲に海運の業務に當る國に於ては、通商條約の内に船舶航海に關する取扱に就て規定を設け、以て商業自由の目的を達せんとす。即ち輸出入又は通過を認めらるゝ貨物なる以上は、自國の船舶にて輸送せられたる場合と、條約國の船舶にて輸送せられたる場合とに依て、取扱に區別を立てず、噸税、港灣手数料、檢疫事務、碇泊地域、陸揚荷積等に就て、取扱を區別せざるが如き、其重なるものにして、固より一國經濟政策の根本より、或は遠洋漁業、沿岸貿易等に就て内國の船舶に特殊の便宜を與へ、又は之を獨占せしむるの權利を留保するとなさば非ずと雖も、日米通商條約第十條概して海上に於ける商業自由の方針に向ひつゝ、あるは著明の事實なると同時に、陸上貿易に重大の關係を有する國は、貨物が締盟國の一方に入りて、鐵道に依て輸送せらるゝに當り、内外貨物の間に鐵道賃率其他鐵道輸送上の便宜に就て區別を立てざるを約す。

現に千八百九十一年十二月の獨塊通商條約議定書第十五條には、兩締盟國は其一方に於ける鐵道賃率、又は運送の便宜に就て總て他と同一の取扱を受く可きの規定あり。又千九百四年獨逸が伊、埃、露の諸國と締結したる諸條約にも賃率、運送法、運送時間等に就て内外貨物の間に區別す可からざる旨を規定したり。亦以て陸上國が此規定に重きを置くの一端を知るに足る可し。

前項に論ずる商業の自由なるものは、之を通商條約に認むるも、一國の商業政策が敢て自由貿易の方針に進むに非ず。又必ずしも貿易に伴ふ各種の制限を撤去緩和するにも非ず。唯、商品、商人等に對する取扱に就き其所屬國の内外、孰れに在るやに依て之を區別せざるを主眼とし、外國の商品、商人をして内國の商品、商人と同等の地歩に立たしむるを目的とす。露、西、亞、米國の如き極端なる保護貿易國に於て、尙ほ商業の自由を認むる所以なり。茲に於てか商業の自由を規定するに止まらず、更に締盟國の間に稅率を協定し、締盟國をして多少の讓歩を致さしむる場合を生ず。協定稅則の利害得失に就ては、既に前節に論じたるを以て、茲に再言するの必要を見ず。要するに條約上の關係より、商業の自由に一歩を進むるものと云ふ可し。

輸入税の協定と相關聯して、通商條約に規定せざる可からざるは、外國輸入貨物に對する内國税(消費税、物産税、入市税等)の關係なり。外國貨物が内國市場へ輸入せられたる後、之を内國貨物と同等の地位に立たしむるには、内國貨物に課税すると共に、外國貨物にも之を及ぼすの必要あり。國庫收入の點より考ふるも、内國産業保護の點より云ふも、共に其必要を認めざるを得ず。然れども之を課せらるゝ貨物原産國の方より論ずるときは、斯る賦課は條約に於て税率を協定したる効果を没却せしむるの恐あり。即ち内國貨物に内國税を課したる場合に消費税の名義を以て、外國貨物が税關を出づるときに課税するか、又は取引税として輸入商人の手に在る際に課税するか、孰れに依るを問はず、内國税は事實、關税と相同じく、税率の協定に拘はらず、税率を加重したると異なる所なし。此關係より税率協定に伴ひて外國貨物に對する内國税賦課に就ては、通商條約に規定を設くるの必要を生ず。固より最惠國條款の存する以上は、内國税の賦課に當て一輸入國と他輸入國との間に區別を立てらるゝことなる可しと雖も、輸入品全躰に對する賦課に就て、自國の利益を全ふせんが爲め、通商條約の一條項に於て、一國が或る貨物に内國税を課す

るときには、其税金額だけ協定税則に定めたる同種貨物の輸入税率を加重するか、又は内國税の税金額だけ、外國同種の貨物に内國税を賦課するを得るの規定を設けざる可からず。今日歐洲各國の通商條約には、必ず此規定を存するが如し。(註一)

(註一)日英通商條約議定書第四、日獨通商條約第九條、千八百九十一年奧伊獨諸國の間に成立したる條約所謂十二月條約なるもの第十二條に左の規定あり。

締盟國の一方に於て現在内國産物の生産、取引消費に對して賦課し、將來又賦課す可き内國税は、其國税たるも地方税たるもを問はず、其税金より高からず、又重からざる程度に於て、同種の外國輸入品にも、之を賦課するを得。締盟國の一方は内國に産出せられざる貨物に、内國税を賦課したるを理由として、同種外國輸入品の關税率を内國税に應じて引上ぐるを得ず。若しも締盟國の一方が此條約の税則に於て、税率を一定したる貨物に、内國税を課するの必要ありとするときは、輸入の際、關税に附加して、之を徴收するを得。

今日の通商條約に於て、最も關係の深きは、最惠國條款にして、締盟國の一方が第三國に與ふる利益、特典、便宜は、他方の締盟國に於て、之に均霑するを得るが故に、前項商業自由の條項に依て、一國市場に於て内外の貨物、商人が同等の地位に立つに加へて、最惠國條款に依て、其市場に於て此條款に有する國の貨物、商人は、總て同一

の地歩に立て競争するの結果を生ず。故に文明國の間に於ては最惠國條款に依て一國に與へたる利益は直に他國に均霑し、數多の締盟國の間に一の條約圈(Vertragskreis)を成して貿易上の關係を密接ならしむるを得るは勿論、或る國が單一關稅則を採用し、其結果外國と稅率を協定せざるも、最惠國條款を有せんには對手國が一締盟國に與へたる協定稅率の下に貨物を輸入するを得るが故に、其協定稅目内に自國の產物を包含せんか、外國と稅率を協定せざりしが爲めに、特に不便を蒙ることなく、少なくとも對手國の市場に於て、他の競争國と同等の地歩に立つの保證を收むるものなり、現に千八百九十三年八月以來、露獨兩國の間に劇烈なる關稅戰爭起りたる際、英國は露國が獨逸の製造工藝品に區別稅を課したるに依て、大に利益したるのみならず、翌年關稅戰爭の終局に際し、露獨兩國の間に通商條約成立するや、英露兩國の間には最惠國條款あるを以て、英國は露國が此條約に於て獨逸の爲めに鐵、鋼、鐵銅、眞鍮、亞鉛製品、條鐵、刃器、器械、機關、紙、織物其他の製造品に減稅を加へたる利益に均霑し、殊に錫板の如き露國は最低稅率一ブードに付き一ルーブル七〇の内、十五コペックを低減したるが、露國に對する錫板の最大供給者は獨逸に非

ずして、却て英國なりしを以て、減稅の利益は殆ど英國の占むる所と爲れり。此事實は彼のバルフォア氏等が外國の保護關稅策に對して、非常の恐怖心を懷くの愚なるを示すと同時に、今日の通商條約に於て、最惠國條款の重大なる地位を占むるを明にするものなり。

或は斯く最惠國條款に依て、一國が他國に與へたる利益は直に他に均霑するときは、之が爲めに一國通商上の關係に意外の變動を來すの掛念なきを得ざるを以て、其適用を制限せんとするの議論を生ず。即ち無條件最惠國條款と條件付最惠國條款との區別ある所以なり。即ち條件付最惠國條款に於ては、締盟國が一方の締盟國に對し、特別の報酬を受けずして與へたる便宜、特典、利益は之を他の締盟國に均霑せしむるも、特別の報酬を受けて交換的に與へたる利益は假令以て最惠國條款を有する國と雖も、之に均霑するを得ず、同一の報酬を提供して、始めて均霑するを得るに反し、無條件最惠國條款に於ては、特別に交換したる報酬の有無を問はず、締盟國が第三國に與へたる利益は、他の締盟國に於て之に均霑するを得るものなり。今條件付最惠國條款の理由とする所を考ふるに、無條件最惠國條款に於ては、締盟國

の間に不公平なる關係を生ずるの恐あり。即ち右に論じたるが如き第三國に與へたる利益は總て無條件にて之を締盟國に適用すること、せんか、締盟國の一方が他方と條約を締結したる後、更に進んで他の諸國と條約を締結し、其基礎として之に新なる利益を與ふるときには、其以前の締盟國にも之を均霑せしむるの結果、自國讓歩の範圍、甚だ大ならざるを得ず。即ち條約締結に就て受働的地位に在る國は利益し、然らざる國は不利益を蒙る。此不利益を恐れて第三國と條約を締結せんか、之に充分なる利益を與ふるを避けんとす可く、然も其利益は以前の締盟國に均霑するに於ては、第三國が特に受くる利益の效果、薄きを以て、勢、大なる讓歩を望んで已まざる可し。故に條件付最惠國條款の論據は、各締盟國毎に、特別の利益を交換して條約の基礎とし、之に依て特惠の効果を明ならしめ、締盟國全體に均霑するより生ずる意外の變動を避けんとするに在り。十九世紀當初の最惠國條款は、何れも此形式に據れり。其一例として茲に千八百三十五年三月奧地利、希臘通商條約第八條を引抄す。

締盟國の一方に於て輸入を認むる原料品并に既製品に對しては、現在并に將來

其他國より輸入する同種の貨物に課するより高き、又は之と異なる税金を課す可からず。但し締盟國の一方が條約其他の形式に據り他國より或る利益を受けたる報償として、其國に與へたる特惠に對しては、締盟國の一方に於て均霑するの限りに非ず。之に均霑せんとする場合には、締盟國の一方は別約に據り他の一方に特惠を與ふるを要す。

然るに千八百六十年前後、歐洲諸國に自由貿易の説、盛なるに隨ひ、最惠國條款の解釋も亦一變して、無條件とするの必要を認めたり。即ち自由貿易を實行するの目的を以て、通商條約を締結するに當り、締盟國の一に許したる利益、特典を無條件にて他國に均霑せしむるときは、之に依て自由貿易の主義を列國に擴張するを得るの一助たるが爲めにして、現に千八百六十五年五月獨逸關稅同盟と白耳義との間に成立したる通商條約第五條に於ては、第三國に與へたる特惠は即時、無條件にて (Immédiatement et sans condition) 締盟國に適用せらる可きを規定し、又千八百七十一年獨逸間に成れるフランクフルト條約第十一條に於ては、最惠國條款に就て

獨逸各聯邦州との通商條約は戰爭の爲めに無効に歸したるを以て、獨逸兩國政

府は茲に商業關係の基礎として、最惠國を以て雙方相遇するの原則を定む。此規定は輸出入に伴ふ支拂、通過貿易、關稅法、兩國民又は其代表者の入國并に取扱を包含す。但し締盟國の一方が英吉利、白耳義、和蘭、瑞西、埃地利、露西亞以外の國に對する通商條約に於て、現に與へ、又は今後與ふ可き特典は、之を此規定より除外すと規定し、無條件均霑を適用する國を歐洲の六箇國に限りたれども、其趣意は文明の程度、相等しき國を選んで其間に條約圈を組成せんとするものに外ならず。我國も亦現行通商條約に於て英佛獨其他の諸國に對して、無條件最惠國條款の主義を取れり。(日英第一五條、日獨第六條、日佛第一八條)唯是等の例に反して獨り條件付最惠國條款の主義を取るは米國にして、要するに同國特殊の關稅制度に起因するものなり。(註二)日米通商條約に於て、我國が他國に對すると異なり、條件付最惠國條款の主義を取れるは此關係に基く(同條約第一四條)

(註二) Wharton—International Law Digest of the United States, II, p. 39.

故に今日文明國多數の慣例、規約として一國が最惠國條款を有するときは、無條件にて對手國が第三國に與ふる各種の特惠に均霑するを得るものなり。一般の原

則と認めて可なれども(註三)唯之に對して當然例外例を成すものは、(一)境界貿易、(二)關稅同盟是れなり。此理由を説明せんに、境界貿易に於て一定の地域を限り、貨物の輸出入を自由にし、特別の取扱を爲すは、要するに兩國の境界相接し、此境界内に於て特殊の關係に有するものなるを以て、其適用も亦之を一定の地域に限らざる可からず。之を他に普及するが如き、其性質に反す。又關稅同盟も同盟に加はれる國の特殊關係に基くを以て、是亦國際間に於ける取引の特惠と相關する所なし。然るに此二點に關しては表面の理由、甚だ明白なるにも拘はらず、境界貿易の便宜を適用する範圍廣く、又は關稅同盟が全然關稅を廢止せずして、中間の關稅を設くる場合には、往々にして爭議を免かれざるを以て、條約に明確の規定を要す。千八百九十一年の獨埃通商條約第二條の如き此一例なり。

(註三) 近時獨逸に於て無條件最惠國條款に反對論あるは最も注目す可き所なり Dietzel—Vergeltungs zölle, S. 8.

千九百四年の獨伊通商條約には、一の注目す可き規定あり。即ち關稅に關する紛議を仲裁々判に一任せんとするものにして其條文左の如し。

締盟國の間に關稅法、協定稅則の適用に關して紛議を惹起したるときには、仲裁者判の審査に一任す。其審査者は係争國の國民より各一名を選任し、司判者として與國の國民より一名を選任す。

歐洲大陸諸國の如き極端なる保護政策を取る國に於ては、關稅法適用上に常に紛議を生ずるは免かれ難き所なれども、之が爲めに一々國際間の交渉を煩はし、又は關稅戰爭を惹起すは不得策なり。通商條約に仲裁者判の條項を設けたるは、至當の處置なる可し。

通商條約の性質、内容并に其作用の一斑は以上の如くなるを以て、通商上に利益多きは論を俟たず、殊に其全軀に涉りて左の利益あるを認めざる可からず。

第一條約の有効期限内、關稅其他對手國に對する商業上の關係の確實を保證す。商業の發達は一に之に關係する事情の確實なるに基くを以て、此一事は殊に通商條約の利益として重きを置かざる可からず。唯之が爲めに締盟國は稅權其締約事項に束縛を蒙り、内國經濟社會の變動に應じて之を改正する能はざるの不利益を免かれずと雖も、條約の基礎が偏務に非ざる限りは、一方の利益に依り、他の不利益

を補ふて餘りある可し。

第二、通商條約の下に於ては、漸次締約國の關稅則を寛大ならしめ、双方の間に貿易上の境界を撤去するの域に進ましむ。蓋し條約の締結と共に、双方互に讓歩交綏するの必要ある可きを以て、稅率を低減し、其他商業上の制限を寛大ならしむるは必然の勢にして、或は通商條約に依て保護稅則の下に一度び萌芽を發したる保護が、漸次成長するの勢を抑制するに至る可し。

最後に通商條約に就て研究を要するは、其有効期限なり。一般の原則より云ふときは、之を有期とするも、之を無期とするも可なり。有期の場合には内國の經濟社會に變動を來したる際に、尙ほ舊時の條約を實施する程、長期に亘らしめざると同時に頻繁に條約を改正し、商業上の關係を律するに定まる所なき程に、短期なる可からず。又無期の場合には、締盟國の一方に於て何時にても、條約解除の通告を爲し、一定の期限後に其通告に効力を生ぜしむると、せざる可からず。期限の有無は理論上、敢て問ふ所に在らざるが如くなれども、實際の慣例を見るに、通商條約には、五年、十年、又は十二年と云ふが如き、一定の期限を設け、其期限の到達する或る時期に於

て締盟國の一方より他の一方に條約の解除を通告するの權利を認め、双方此權利を行使せざりし場合には、條約は再び原期限又は或る特定の期限まで繼續することとするを普通とす。蓋し通商條約は他日商業關係の變遷と共に、改正を必要とするものなり。然るに今之を無期限としながら、締盟國双方に何時にても解除通告の權利を認めんか、或は一國に於ける政變等より、意外の短期に廢棄せられ、條約に依て商業上の關係を確實ならしむるの目的を達する能はず、寧ろ或る時期まで必ず効力を有す可きとして、締約事項の確實を保たしめ、又期限來るも其以前に締盟國より解除の通告を爲さざりしときには、條約を繼續することゝすれば、或る場合には永久條約と同一の事實を現はすに至る可く、有効期限にして内國經濟社會變遷の程度と相調和せんか、或る時期に於て當然改正を要する條約を、無期限とするが爲に、生ずる不利益なくして、最も能く條約締結の趣意に適合す可きを以てなり。通商條約に依て締盟國商業上の關係を密接ならしむるの利益なるは、既に明白なり。然らば通商條約に依て締盟國に一の條約圈を組成するに、更に一步を進めて關稅同盟を組織せんか、利益の著しきものあるは論を俟たず、試に其利益の重なる

ものを擧げんか、(一)通商貿易の自由に行はるゝ範圍擴張するが故に、各國産業に對する販路の増進する上に確實と爲り、一國特殊の事業にのみ従事するを得、(二)從來市場の狹隘なりしが爲めに、利益の少なりし産業も、亦之を起すを得、(三)同盟の勢力を以て他國に臨み、通商條約の締結に利益を求むるの望あり。關稅同盟に是等の利益の伴ふは、疑なき所なれども、果して是等の利益を得る爲めに、同盟を組織するを得るや否や。

從來關稅同盟と稱せるものは、一國內に於ける聯邦州に存したる關稅區域を撤去して、之を一區域と爲さんとするに外ならざりしを以て、其成立に容易なるの事情ありたれども、今日の關稅同盟は獨立の地位に在る國家を聯合して關稅區域を組織せしめんとするものなるが故に、其成立は決して容易ならず。第一、關稅同盟の主眼とする所は、同盟の範圍内に在る關稅區域を撤去し、外部に對して統一せる關稅區域を爲すに在りと雖も、獨立國の間には經濟社會に種々の特徴を備ふるが故に、之を混合融和して一の關稅區域とし、外國に對して適用する關稅則に於て能く同盟國全體の産業を保護し、又は産業の利害を傷けずして充分の收入を國庫に致

すが如きものを制定すること難し。隨て外國に適用する外部關稅 (Ausserland) なるものと同盟範圍内に於て各同盟國の利害に適應せしむる爲めに適用する内部關稅 (Zwischenland) なるものと、二種の關稅則を併せ用ひざる可からず。此事たる關稅同盟組織の趣意に反するを以て勉めて、之を避けざる可からずと雖も、現に今日同一主權の下に立つ埃地利と匈牙利が關稅則に於て利害關係相一致せず、埃地利は工業保護に匈牙利は農業保護に傾きて常に紛議を醸すの事實に徴するときは、獨立國間に同盟を組織するに當て、内部關稅に依て調和の道を見出すは已むを得ざる所ならん。第二、既に關稅同盟に於て内部關稅を設くる以上は、同盟の効果は其一部を失ふの道理なるのみならず、純然たる同盟を組織して、同盟内に貨物出入の自由を認めたる際には條約締結の客體に變更を來したるものとし、最惠國條款を有する國に同一の利益を與へずして可なる可しと雖も、内部關稅を存ずるときには、最惠國條款を有する國の貨物にも、亦内部關稅を適用せざる可からざるを以て、外部關稅は殆ど之を適用するの餘地なく、同盟の根柢を覆すに至る可し。第三、關稅同盟に關聯して困難なるは、關稅收入分配の方法是れなり。若しも同盟國が各自徵收

したる收入を保有すること、せんか、境界又は沿岸線廣く、地理上、形勝の地位に在る國は、同盟國全體の貿易の大部分を吸收するを以て、地位の異なる同盟國に對して不公平の關係を生ず可し。然らば如何なる標準に依て之を分配するか、面積は決して正當の標準に非ず。已むなくんば人口に據るの外なく、又其例ありと雖も、然も各國貨物消費の程度異なる以上は、是亦公平を得たりと云ふを得ず。實施久しきに及べば、必ず同盟國內に不平の聲を聞くに至る可し。第四、關稅同盟は對等の關係に出で、一國が敢て既成の關稅區域に加入するに非ずして、新に一區域を組織するに在りと雖も、勢、同盟國は互に政治上の自由を束縛せられ、一國が他國と關稅戰爭を爲すときには、同盟國も亦之に干與せざるを得ず。

關稅同盟を組織し、又之を維持するに困難なる事情、右の如くなりとすれば或は極めて規模狭少にして、然も經濟發達の程度相等しき小國の間には、外部の壓迫競争、劇烈なるときに、之に促されて自ら其成立を見ること、恰も獨逸聯邦州が専ら外部に對抗するの必要上、關稅同盟を組織したるが如くなるを得べしと雖も、亞米利加大陸關稅同盟、大英帝國關稅同盟又は中央歐羅巴關稅同盟と云ふが如き、大規模

のものに至ては唯、空想家の架空談として、一笑に付し去るの外なからんのみ。

第四節 關稅徵收法

關稅は關稅定率法に據り、又條約上、特別の協定ある場合には其協定に據り、有稅品より徵收するを一般の原則とす。(關稅法第一條、關稅定率法第一條)

關稅の徵收を完全にし、關稅則制定の目的を達せんとするには、第一、稅關に於て貨物の到着、陸揚、輸入を監査し、以て稅金の逋脫、密輸入を防止し、第二、輸入貨物に關稅率を課するに當り、稅目の適用を正しくし、第三、從價稅法の場合には貨物の價格を査定し、從量稅法の場合には其數量を算定し、以て其確實を期さざる可からず。

元來從量稅法は貨物の數量を標準とするが故に、外見上、明確に其多寡を識別するを得れども、從價稅法は貨物の價格を標準とするを以て其査定を正確ならしむること甚だ困難なり。關稅定率法第二條に據れば、物品の課稅價格は其仕入地、產地、又は製造地に於ける原價に荷造費、運送費、保險料、其他輸入港に到着するまでの諸費を加へて算定すとの規定あり。即ち大體上、輸入港に於ける貨物の賣價を標準

として、從價稅法を適用するものなるが、其價格を査定するには、輸入業者の申告に據るを通例とし、稅關に於て其價格を不當と認むるときは、之に對して相當の修正を加へ、且つ輸入業者をして不當の價格を申告するの弊なからしむる爲め、稅關へ相當の資金を交付し、稅關吏が職務上必要と認めたるときには、申告價格又は之に近似せる價格を以て、輸入貨物を買上ぐるの自由を與ふ先買權 (Vorkaufsrecht; Pre-emption) と稱するものにして、我關稅法第六十三條にも、從價稅を課す可き貨物の課稅價格に關する異議を不當と認むるときは、稅關長は申告價格に其百分の五を加へたる價格を以て、其貨物を買上ぐるか、又は評價人をして評價せしむ可し」と規定したり。先買權は輸入業者をして低價の申告を敢てするを慎ましむる効力あること疑なき所なれども、然も稅關吏が妄に申告價格の眞偽を疑ひ、臨時の手段として利用す可き先買權を、常時に行使するが如き策の得たるものに非ず。蓋し稅關が輸入貨物を買入れ、之を公賣其他の方法に依て市場に賣却するが如き、純然たる商業取引に屬し、賣買の手續中に價格に劇變を來し、爲めに國庫に意外の損失を招くの恐なきを得ざるを以てなり。故に輸入貨物先買の如きは、宜しく最後の手段とし、成

る可く評價鑑定の制度を完備して、以て斯る複雑なる手續を避けざる可からず、即ち評價を税關吏に一任せず、異議の生じたる場合には輸入業者の利益を代表するに足る可き評價人を選定し、評價の公平を保ねしむる所以なるが、關税法第六三乃至六六條參照)然も適用税目の決定、其他税關に於て爲したる諸般の處置に對して、輸入業者が服従せざる場合には、之を裁決するの機關なかる可からず、關税訴訟の方法は之に當るものにして、固より異議の申立は處分の執行を停止するとなし、雖も、税關の處置に對して不服ある者は、總て之を大藏大臣に訴願し、訴願委員會に於て審査せしむ。關税法第六七、八、九條參照)我國現行の制度に據れば、訴願審査委員は何れも行政部の吏員をして兼任せしむるの規定なれども、明治三二年勅令第二四九號參照)米國の如きは保護貿易政策の結果、關税則極めて複雑にして其徵收上に異議を生じ易く、訴願審査委員の職責も亦重大なるを以て、其任選に重きを置き、大統領が元老院の承認を経て任命したる九名の專任委員をして、審査會を組織せしむるの制度なり。蓋し審査の獨立、公平を保ち、其裁決に過誤なからしめんとする爲め、斯る綿密なる注意を必要とするものなる可し。

右に述べたる各種の方法の内にて、其何れに依るを問はず、輸入貨物に對する税金額決定したりとして、輸入業者即ち税關に輸入を申告したる者をして其負擔に當らしむるは勿論なるが、其徵收は如何なる時期に於てす可きか。本來關税は輸入貨物に課する租税なるを以て、其性質上、貨物輸入の際、即ち輸入貨物が税關を通過する時に支拂はる可きものなれども、尙ほ近代文明國に行はるゝ制度に據るときは、必ずしも然らず、貨物が輸入手續未済の儘にて税關を通過し、隨て其通過後、幾數日を経たる後に、始めて關税の支拂はるゝ場合、多きを占む。租税は其負擔者の方に於て最も便利なる時期に、便利なる方法に依て支拂はる可しとは、アダムスミスの租税四原則の一として論じたる所なるが、スミスが此原則を公にしたる當時の英國關税徵收法は此原則に反すること、最も甚だしく、當業者に非常の不便を加へたるものゝ如し。蓋し愛蘭土に於ては舊來より關税徵收上に當業者の便宜を謀り、殊に一旦輸入したる貨物を再輸出する者に便宜を與ふる爲め、千六百六十二年の關税法に於て、再び外國市場へ輸出するの目的を以て、愛蘭土の税關へ陸揚したる貨物に對する便宜手段として、政府は一の港灣を指定し、右の貨物を該港灣内の官設

倉庫又は指定せられたる私設倉庫へ藏入せしめ、關稅其他の賦課金を徵收せずして、自由に同倉庫より外國へ再輸出するを得せしむるの規定を立てたれども、英蘭士の方に於ては當時輸入業者に同一の便宜を與へざりしを以て、輸入業者は貨物輸入の當時、其販路が今後内外孰れの市場に在るや、即ち直に内國市場に販路を求むるを得るや、或は之を求むる能はずして、外國へ再輸出するの已むを得ざるに至るや否や、實際に明ならざるに拘はらず、輸入貨物の全額に對して、即時に税金を徵收したり、其後或る貨物に限り、一定の期限内に再輸出するときは、一旦徵收したる税金の半額を返戻し、又税金と同額以上の擔保を稅關へ提供するときは、税金の徵收を延期するの制度も設けられたれども、愛蘭士の制度と比較して便否の差、著しきは勿論、到底アダムスミスが論じたる原則に適合せざりき。

今、試に貨物輸入の際、即時に税金を徵收するが爲めに、生ずる弊害を考ふるに、(一)輸入業者は輸入貨物が内國市場に入りて、其販路に就かざるに、既に關稅を徵收せらるゝを以て、勢貨物輸入後市場の景況如何に拘はらず、貨物を賣却して現金に換ふるの必要に迫らる可し、(二)輸入貨物の全額が賣却せられざるに拘はらず、其

全額に對する税金を前納せしむるが故に、之を賣却する場合には、豫め前納したる税金に對する利子を貨物の賣價に附加せざる可からざるの結果、其販路を減縮するか、又は消費者の負擔を増加す、(三)斯く税金を前納するには、輸入業者に於て、豫め多額の資金を所有せざる可からざるを以て、輸入貿易業は自ら少數資本家の獨占に歸し、其間の競争力を減殺せざるを得ず、英國の如き地勢を占め、大に自國の海運業を利用して世界通商の中心地たるを期する國に於て、斯く輸入貿易に不利益なる關稅徵收法を採用するは、立國の根本に反するを以て、スミスの唱出したる租稅の原則を適用して、斯る弊害を避けんとし、種々苦心の末、發明したるものは、即ち今日世界各國に廣く行はるゝ保稅倉庫の制度なりとす。

保稅倉庫に就ては、曩に其性質を略論したる際に述べたるが如く、要するに一定の期間を限り、輸入貨物を倉庫に藏置するときは、其保管中は輸入稅の徵收を猶豫し、内國市場に供給する爲めに藏出せらるゝ際、始めて輸入手續を終了し、以て税金を徵收するものなるが故に、此制度を關稅徵收上に適用するときは、(一)輸入業者は貨物を輸入したる後、一時之を倉庫へ藏置し、市場の景況を觀測して、其好都合なる

ときに、徐々貨物を賣却し、賣却したる部分に對して税金を納付するを得。(二)一旦輸入したる貨物を再輸出する場合には、全く關稅納付の義務發生せざるを以て、輸入業者は餘分の負擔を免かれ、政府は戻稅法の手續を必要とせず、双方共に手續上に利益する所、少なからず。(三)倉庫藏置中、預證券を利用して内國市場に於て賣買に付し、内國市場の景況不利なるときには、直に關稅納付の手續を経ずして、外國市場へ賣却するを得。(四)倉庫藏置中、税金徴收に關係する所なきときは、船舶の寄港、貨物積換を獎勵する等の利益ありとす。(明治三十五年法律第一五號 保税倉庫法參照)

保税倉庫の制度より生ずる利益、斯く明瞭なる以上は、更に充分其利益を發揚せしむる爲めには、貨物の所有者が藏置中の貨物に對して積換、改装、移庫、加工、修繕其他の處置を施す場合に、取締の必要と抵觸せざる限りは、之に及ぶ限りの自由を與へざる可からざるは勿論にして、英國の如き此趣意に基き、千八百七十六年の關稅法に於て稅關委員の認可を経るときは、貨物所有者は藏置中の貨物に對し、保存賣買に必要な處置を加へ、殊に葡萄酒の如きには倉庫内に於て或は樽詰より瓶詰に變形し、或は他の藥料飲料を加味して市場の嗜好に投ぜしめ、或は其變味を防ぐ

の手段を取らしむる等、諸般の自由を認め、同法第九五條又藏置の期限も五箇年の久しきに涉り、保税倉庫にして關稅自由地區と異ならざるの作用を致す。我國に於ける保税倉庫の設備は未だ此域に達せず、又貨物の種類を問はず、一律に藏置期限を一箇年に限りたるが如き制度の運用に全きを得たるものと云ふ可からず。

然れども一旦保税倉庫の制度を採用し、貨物の輸入と税金徴收との間に一種の機關を設け、又稅關吏と輸入業者との間に倉庫主、私設保税倉庫の場合なる第三者を介在せしむる以上は、斯る制度の存在せざりし場合と比較して、徵稅の手續に簡單を缺き、或は税金連脱の機會を増加するの危険なきを得ざるを以て、一方に斯る自由を許すと同時に、他の一方に於ては脫稅の危険を抑制し、保税倉庫を利用して寧ろ脫稅取締の一設備に充つるの工風なかる可からず。殊に英國の如き官設の保税倉庫は些細の雜品を保管するに止まり、關稅徴收上重大の關係ある貨物は、何れも私設保税倉庫に保管せらるゝの例なるを以て、特に此點に注意するの傾あり。隨て其規定は大に參考に資するに足る。今、千八百七十六年の關稅法を見るに、此點に關じて極めて嚴重なる規定を設け、保管上の責任は一切擧げて之を倉庫主に負は

しめ、以て脱税の危険を絶たんとするの方針を取れり、其手續の重なるものを擧ぐれば、(一)貨物藏入の際、倉庫主は貨物の數量、性質、形狀等を詳記したる庫入書(Entry Account)なるものを作成して税關へ提出し、税關は之を證據として税金額を決定し、貨物藏出の際、其數量減少し、又は性質、形狀に異變あるも、一切庫主をして其責に當らしむ、(二)藏入したる貨物は總て藏入したる當時の包装を以て保管し、税關委員より特別の認可を得たる場合の外、其包装を改むるを得ず、此禁を犯したる貨物は税關に於て之を沒收し、又保管の貨物を隱匿し、或は他と混和したる場合も亦之と同じ、(三)庫主が藏入したる貨物の保管上、適法の注意を怠りたるが爲め、他人をして貨物に接觸せしめたる場合には、庫主に罰金を課し、又其何人たるを問はず、税關委員の認可を経ずして倉庫を開きたるものは、同一の處分を加へらる等、種々の制限あり、即ち保税倉庫に貨物を藏入したる後は、關税に關する責任は全く庫主の負ふ所と爲り、税關は之に依て脱税、密輸より生ずる損失、危険に對し一種の保證を得るの道理にして、隨て保税倉庫の設備完全なると共に、脱税の弊を防遏するの効能少なからざるを見る可し、以上の點に就て我國の保税倉庫法に規定する所も亦英國の法

規と大同小異の觀あり、即ち左の如し。

- (一) 私設保税倉庫の庫主は其保管する貨物の輸入税に付き、自ら一切の責任を有し、天災事變其他何等の事故に因るを問はず、貨物滅失紛失し、若しくは盜難に罹るも、其責を免かるゝを得ず。(第二〇條)
- (二) 私設保税倉庫の庫主は命令の定むる所に據り、保管貨物輸入税の擔保として、金錢又は國債證券を供托す可し。(第二一條)
- (三) 庫主にして輸入税の負擔に堪へざるの疑あるときは、主務大臣は營業特許を取消すを得。(第三〇條 第二項)
- (四) 當該官廳の許可を得るに非ざれば、保税倉庫より貨物を藏出するを得ず、犯す者は其貨物を沒收せらる。若しも既に讓渡し、又は消費したるときは、其代金を追徴す。(第三一條)

保税倉庫と關稅徵收法との關係に就て、尙ほ研究を要するは、貨物藏出の際、税金を徵收するに當り、藏入當時の關稅法に據る可きか、又は藏出當時の關稅法に據る可きかの問題は、是れなり、保税倉庫の制度たる、單に納稅の便宜上、納稅義務を延期す

るに止まり、義務其ものは既に貨物蔵入の當時に發生し居るの道理なるを以て、之に適用す可き税法も亦蔵入當時に効力あるものを以てするを一般の原則とす。是れ保税倉庫に蔵入の手續を経ざる貨物に輸入税を徴收するに輸入申告の日に行はるゝ法規に従ふと同一にして、我關税法は此原則に據り、其第三條に於て、保税倉庫に蔵入したる貨物の關税は蔵入申告の日に於て行はるゝ法規に従ひ徴收すと規定したり。英國の關税法も亦之を原則とすれども、尙ほ一の除外例を設け、特別の條例を以て反對の規定を設け得ることゝしたり。二八七六年關税法第一九條蓋し此除外例を設くるを得ることゝしたる理由を案ずるに、其目的は見越輸入の増加を防遏せんとするに在り。即ち貨物蔵入の時より蔵出の時に至る間に、關税法改正せられて税率増加したりと假定して、右の原則を適用するときは、税法改正前に蔵入せられたる貨物は、改正税法施行後に蔵出せらるゝも、改正前の税法を施行せらる可し。然るに斯る際には輸入業者は改正税法實施後に於ける増税の負擔を免がれんが爲め、多額の見越輸入を爲す可きを以て、若しも右の原則に據らんか、税法改正の後、多額の貨物が倉庫に堆積するも、尙ほ改正税法施行前に蔵入せられたるの

故を以て、盡く改正前の低率なる課税を加ふるの結果を來さざるを得ず。斯くては經濟上財政上に不利益の影響を免かれざるを以て、之を避くるが爲め、蔵入當時の税法に據て、蔵出の貨物に課税するを一般の原則としながら、時に見越輸入の甚だじきに當ては、蔵出當時に効力ある税法を適用し得るの除外例を認むる所以なり。然れども此方法のみにては、未だ充分に見越輸入を防遏するに足らず。即ち政府は何時にても蔵出當時の税法を適用するを得る以上は、輸入業者は改正税法實施以前に貨物を蔵入したるの故を以て、増税の負擔を免かるゝ能はず。政府が除外例を適用したるときには、直に増税を負擔せしめらるゝの危険あるを以て、斯る場合には増税に關する法律案、議會の議事に上り、法律として其未だ効力を生ぜざる際に、盛に貨物を輸入し、然も輸入手續未済の儘にて保税倉庫に蔵入すれば右の危険伴ふが故に、輸入手續を完了して、改正前の税金を納付し、以て改正税法に據る増税の負擔を免かれんとす可し。此點より生ずる見越輸入は如何なる方法に依て之を防遏す可きか。右に擧げたる除外例以外に別種の手段なかる可からず。

元來輸入業者の見地より云ふときは、見越輸入を行ふは至當の處置なり。見越輸

入に要する資金の利子、輸入品の倉敷料等臨時の負擔にして税金増加額に超過せざる限りは、續々輸入を行ふの理由ある可しと雖も、一國經濟の全躰より觀察を下すときは、斯く増率實施前に多額の見越輸入行はれんか(第一輸入税増率の目的を空しふし)、(第二)正貨に不自然の流出を促して、正貨準備に急劇の取付を來し、(第三)物價に意外の動搖を惹起す等、種々の弊害を免かれず。蓋し國庫收入の目的を以てすると、内國産業保護の目的を以てするとを問はず、増税率實施以前に多額の見越輸入あるときは、其結果、増率實施後には暫時輸入の道、杜絶す可きを以て、其間増率の目的を達する能はず。又正貨の流出入は之を自然の成行に一任するときは、結局調和の宜しきを得て流出、流入、孰れの方嚮に在るも、格別の故障なけれども、例へば砂糖、石油其他一般の消費品に多額の見越輸入行はれて、一時非常の輸入超過を來し、其代價を支拂ふが爲めに、急劇に正貨を流出せしめざる可からざる場合には、中央銀行に於て果して正貨の取付に應じ得るや否や。若しも之に應じ得ざるに於ては、兌換制度の基礎を破壊するに至る可く、又之に應じ得るとするも、尙ほ遽に金利を引上げて、兌換制度を擁護するの必要を生じ、爲めに經濟社會の動搖を免かれず。又

多額の輸入品が見越輸入の結果、倉庫に堆積せんか、動もすれば賣崩の弊を生じ易く、物價に意外の亂高下を來すことある可し。

見越輸入が一國經濟上に損害を及ぼすこと、右の如くなりとして之を豫防する方法如何、其最も適切なるは所謂假執行法(Spergesetz; Loi du Cadenas)なるものによらば、關稅増率に關する法律案が立法部に提出せらるゝと同時に、假に之を實施して輸入貨物に對し關稅納付の義務を發生せしむるに在り。敢て假執行の下に即時に税金を徵收するに及ばず、唯、納稅義務の發生を認むれば可なりとす。佛蘭西に於ては千八百九十四年政府が關稅法に此權利を收めんとしたるに、議會は斯る絶對の權能を政府に與ふるに同意せず。結局千八百九十七年十二月の法律に於て左の三項を規定したり。(註一)

(一)穀物、葡萄酒、獸類鮮肉に關する關稅増率の法律案は議會へ提出したる日を以て之を假執行す。

(二)右の貨物にして、假法令施行前に佛蘭西の港灣へ向け直接に原產地より發送せられたるか、又は船積せられたるの事實を證明するときは、特に舊税率を適用

す。
 (三) 假法令の下に増率せられたる關稅は法律案成立の後に、之を國庫に納付せしむるを得、但し一旦納付したる後、法律案不成立と爲りたるときには、全部を返戻し、法律案に定めたと異なる稅率確定したるときは、一旦納付せしめたる稅金額に對する差を返戻し又は追徴す。

(註一) Franke—Der Ausbau des heutigen Schutzollsystems in Frankreich. S. 96—101.

千八百九十八年葡萄酒稅増率の際、始めて右の規定を實施して見越輸入を防遏し、又西班牙の稅則(一九〇〇年三月)、希臘の關稅則(一八九三年一月)にも同一の規定あり、伊太利の如き隨時此方法を取り、千八百九十四年穀物の輸入稅を増率するに當り、七月二十二日制定發布せられたる法律を、二月二十一日より假執行法の下に實施したり、而して英國に於ても前記保稅倉庫の制度に關する除外例と共に、更に見越輸入の豫防を完全にする爲め、千九百年の財政條例に左の一項を規定したり
 保稅倉庫に藏入せられたる貨物の稅金は、藏出當時に行はるゝ稅法に據て之を定む。其以前に稅金を納付するも其稅金と改正法の下に納付す可き稅金との

間に差違あるときは、國庫は納稅者に對して其差を追徴し、又は返戻す。(註二)

(註二) The Economist. Feb. 16, 1901. Evasion of Possibly Increased Duties.

或は右の假執行法に就て貿易上に急劇の變動を及ぼし、消費者をして假執行の時より輸入品に高價を負擔せしめ、又法律案不成立の際に稅金を返戻するも、貨物は既に高價に他に轉賣せられて返戻の目的を達せざる等の非難あり、然れども佛蘭西假執行法第二項の規定を設けんか、非難の一半を免かれ得るのみならず、假令ひ多少の缺點ありとするも、見越輸入の弊害を杜絶せしむるの利益に依り、之を補ふて餘りある可し。

我國に於て明治三十年三月國定稅則を制定し、同三十二年一月一日より之を實施し、爾後稅則を改正して輸入品の稅率を増加したること一再に止まらず、然も増率の度毎に、其前に多額の見越輸入を生じて増率の目的を失ふと共に、見越輸入の弊害を蒙ることも亦甚だし、隨て假執行法を採用して、斯る弊害を杜絶せしむるの急務なるは、論を俟たざる所なれども、現行通商條約に制限ありて之を行ふ能はず、今、之に關係ある通商條約の規定を引抄するに左の如し。

日獨通商條約議定書第三、第六項。 附屬税目に掲げざる物品に對しては、日本國普通國定税則を適用す可し。但し右國定税則并に將來之に改正を加ふる場合あるとき、其改正を獨逸國より日本國への輸入品に適用するには六箇月以前に公布す可きものとす。

日獨通商條約議定書第四第二項。 他日日本國の關稅に改正を加ふることあるときは、墺地利洪牙利國の生産若しくは製造に係る貨物に適用する六箇月前に之を公布す可きものとす。

是れ日英、日佛其他の條約に存せずして、獨り日獨、日獨通商條約に存する所なり。此規定あるが故に、我國に於て國定税則に改正を加へ、其稅率を増加するときには法律として之を發布し、六箇月を経過したる後に非ざれば實施するを得ず。外國に於ては假執行法の如き便宜法に依て見越輸入の防遏に怠らざるに、我國は法律發布後六箇月間、手を拱して見越輸入の行はるゝを傍觀せざるを得ず。世界運輸交通の便、發達したる今日、六箇月間の猶豫あらんか、世界何れの地よりも自由に見越輸入を爲すに難からず、國定税則は一國々法の定むる所にして、其實施に就て外國の

束縛を蒙るの理由ある可からず。然るに協定税則に於て偏務の協定を爲したる上に、更に國定税則の施行に束縛を受け、見越輸入の道を開ひて殊更に其弊害を甘受するの已むを得ざるに至る。日獨、日獨通商條約が我國に災を爲すや、甚だしと云ふ可し。(註三)

(註三)見越輸入の弊害は最近數年間の實驗に依て明瞭なるにも拘はらず、之を防遏する方法に就て、毫も議論を聞かず。或は現行條約の關係上、如何なる防遏法も實行の道なしとして、不問に付するものならんには可なり。然れども漫然見越輸入には防遏の方法なきものとして、之を不問に付さんか、今後條約改正の際に、防遏法を行ふに必要な權利を、我國に收むるを怠るが如き失態を來すを以て、茲に一論して讀者の注意を喚起し、以て他日條約改正の際に備へんとす。

更に前論に立戻り保稅倉庫の制度完備するときは、脱稅の弊害を豫防し得ること勿論なれども、此外に同一の目的を達する方法として適當のものなきや否や、關稅法制定の際、輸入品を有稅品、免稅品、禁制品の三種に區別するは、各國通有の制度なるが此内、禁制品を輸入し、又は有稅品を輸入するに當て、法規に定めたる課稅を免かれんとするは、何れも密輸の手段に出づるものにして、若しも之を禁遏せざるに於ては、關稅法に有稅品、禁制品の種目を設けたるの効果を没却するに至ると同

時に、脱税の弊害として市場に不正品を跋扈せしめて、正業者を苦しむるに至らざるを得ず。各國が關稅徵收上に最も苦心を要する所なり。而して斯る弊害を生ずる根本の原因は何れに在りやと云へば、禁制品の種目を設けたる一方には、有税品に對する税率を高度に置き、脱税を敢てする者をして意外の利益を占むるの餘地を存せしむるが爲めなるを以て、若しも禁制品の制を撤去し、或は有税品の税率を低くすれば、斯る弊害を現出することなし。然も別に理由の存する所に據り、禁制品の種目と高率の有税品とを設けたる以上は、一方に脱税、密輸を促すの原因を開きながら、他の一方には其結果として生じたるものを防遏せざる可からざる前後矛盾の事實を生ず可し。茲に於てか從來學者の内には、或は密輸に對して辯護を試むるものなきに非ず。其著明なるものを挙げんか、アダムスミスは曰く密輸を行ふ者は國法を犯す者として、固より憎む可しと雖も、必ずしも自然の正義に反するとは云ふ可からず。一國の法律に於て自然が罪惡と認めざる所業を罪するの規定を設けざりしならば、是等の輩は完全なる良民たりしや明白なりと。(註四)マカロックも亦之に和して、密輸は人生に固有の罪惡に非ず、寧ろ立法者の無智なるが爲めに生ず

るものにして、税率を高くし、罪惡を犯す可き誘惑を設けながら、此罪惡を犯す者を罰するは、正義の原則に反するを以て、宜しく税率を低くし、密輸に伴ふ利益を減ずるを以て、之を防遏する最良の手段とせざる可からずとしたり。蓋し是等の學者は極端なる自由貿易主義を主張するに熱心なりし餘り、此主義に反したる制度の結果として、専ら生ずる罪惡を辯護するの論鋒に出づるもの、如くなれども、苟も國家が一の法律を制定して之を施行する以上は、其如何なる主義に基くを問はず、之を勵行するの手段を講ずるは國家として當然盡す可き職務なり。況や今日の實際に於て禁制品の種目を全然關稅則より削除し、或は輸入業者をして脱税の念を絶たしむるまでに、税率を低減するが如き、到底望む可からざる所なるに於てをや。

(註四) Wealth of Nations, BKV, ch. II.

然らば政府は脱税、密輸を防遏するが爲めに如何なる設備を施し、又如何なる手段を取る可きか、其方法は種々あれども、實行の結果より判斷するときは、何れに依るを問はず、貿易上の自由を束縛するは勿論にして、勵行、適度を失するときは、角を矯めて牛を殺すの譏を免かる可からず。隨て手段、方法の種類、程度の如何は最も注

意を要する所なるが、今日密輸防遏の方法として、文明國一般に行はるゝ所を見るに大略左の如し。

第一、貿易港を制限して適當の場所に貿易を集中せしめ、之に依て税關内部に行ふ監督と、其外部に行ふ監査とを容易ならしむを要す。英國の制度に據れば、關稅の徵收上、港灣を三種に區別し、(甲)有税品たると無税品たるとを問はず、一切貨物の輸入を許さざるもの、(乙)關稅の徵收に必要な手續の一部を施行せざるもの、例へば葡萄酒、煙草、茶の輸入を禁止し、又は葡萄酒の検査を行はず、保税倉庫法を施行せざるが如し、(丙)一般の貨物輸入に對して公開し、且つ保税倉庫法を施行するものとす。一の港灣を限りて特殊貨物の輸入を容易ならしめ、又今日の輸入貿易に缺く可からざる保税倉庫法を施行するが如き、地方經濟の消長に容易ならざる影響を及ぼすを以て、斯る區別は自由貿易論者の常に非難する所なれども、關稅徵收上の監督を嚴重にするの點より見れば、實際に必要な制度と云はざる可からず。我國に於ても現行開港々則第一條に於て、外國通商を許す港灣を横濱、神戸、長崎、新瀉、其他七港として、其區域を定め、三十二年勅令第三百六十號を以て清水港以下二十港を追

加し、此以外の港灣は總て之を不開港とし、關稅法第十八條に於て外國貿易船は海難其他已むを得ざる事故ある場合の外、不開港に入るを許さざるを規定したり。

第二、貨物輸入の船舶に制限を加ふるの必要あり、蓋し密輸は概して噸數少なく、殊に定期航海等に關係なき帆船に依て行はるゝを以て、此種の船舶の寄港碇泊の時期等を制限するは、密輸防遏の一法たるを失はず、英國關稅法第六十九條に於て、噸數百噸以下の船舶に對しては、税關委員に於て取締法を立つるを得ることゝしたる所以なり。

第三、税關吏に密輸防遏に必要な特別の職權を與へざる可からず、即ち税關吏は自由に船舶に出入し、貨物其他脱稅、密輸入の行はるゝ形跡ある一切の物件并に箇人の身躰を検査し、之を差押へ、貨物船舶に關する帳簿を提出せしめ、船舶の出發、進行、貨物の積卸を停止するを得るが如し。

第四、密輸脱稅の犯人に嚴罰を加ふるも亦之を防遏するの一法なり、蓋し密輸を行ふ者は國法の定むる所に反くを以て、之に伴ふ危險あるを知るは勿論なれども、唯密輸より生ずる利益の大なるを思ひ、小人の常として之に惑眩して、犯罪を敢て

するに至る次第なれば、今、嚴罰を課して密輸發覺より生ずる危険を大ならしむるときは、自ら利益を減じて、密輸を防遏するの効能あること實際に疑なし、此點に關して英國關稅法の規定を見るに、罰則の重なるもの左の如し。

(イ)密輸を企てたる船舶は沒收せられ、其船主并に船長は五百磅以下の罰金を課せらる。(ロ)密輸の目的物と爲れる貨物は沒收せらる。(ハ)輸入の際、詐欺の申告を爲したる者には稅關委員に於て貨物の價格に三倍する金額又は百磅の罰金を課す。(ニ)稅關吏の職務執行を妨害し、其他密輸を幫助したる者は、其輕重に従て罰金を課せらる。

米國關稅法の規定も亦之と大同小異なるが唯、同國に於ては密輸者に對し罰金(五十弗乃至五千弗)貨物沒收等の刑罰を加ふるに止まらず、二年以下の禁錮を附加するの規定あり。密輸者に身躰刑を加ふるは、米國法規の一特色なりとす。

右第二項以下の點に就て我關稅法の規定を見るに、密輸者の制裁として、(一)禁制品の輸入を謀り、又は其輸入を爲したる者は犯罪に係る貨物の原價に相當する罰金又は料料に處し、其貨物を沒收せらる。(二)關稅の逋脱を謀り、又は關稅を逋脱したる者は其逋脱の稅金の三倍に相當する罰金又は料料に處し、犯罪に係る貨物を沒收せらる。(三)此法律に據り沒收す可き貨物は、犯則當時の所有者の所有に屬する間は之を沒收し、既に之を讓渡し、又は消費したる時は其價格に相當する金額を犯則者より沒收す。(四)不開港に出入したる船舶、稅關長の許可を経ずして積荷目録提出前に貨物の積卸を爲したる船舶、稅關長の許可を経ずして日出日沒間以外に、又は休日に貨物の積卸を爲したる船舶、其他入港届を怠り、積荷目録の提出を怠りたる船舶の船長は百圓乃至二千圓の罰金を處せらる。而して密輸取締の爲め稅關吏の有する職權を擧ぐれば、(一)稅關長は必要と認むるときは、船車の出發を差止め、又は其進行を停止し、(二)稅關長は輸出入の見本を納付せしめ、(三)貨物を檢査封印し、又は船車、倉庫其他貨物の藏置場を封鎖し、(四)海軍の援助を求むるを得る等、極めて廣大なる範圍に涉り、末項海軍の援助を請求したるときは、海軍艦船長は船舶に對し進行停止の命令を爲し、此命令に服従せざる船舶には兵力を用ふることを得るなり。

第五章 貿易の均衡

第一節 貿易均衡の原則

貿易の差額(Balance of Trade; Handelsbilanz)なる語は、普通輸出入價格を對照比較し之に生ずる差違を示すものとして、經濟學上に使用せらる。各國貿易に關する統計を見るに、如何なる國と雖も輸出入の價格が相平均するは稀有の例にして、其差額は時に輸入に傾き、時に輸出に傾きて、極まる所なきを常とす。即ち一國は或は輸入するよりも多くを輸出し、又輸出するよりも多くを輸入することあり、而して今日國際貿易は金銀を以て決済せらるゝが故に、商品の輸入、輸出に超過するときは、金銀の輸出、輸入に超過し、又商品の輸出、輸入に超過するときは、金銀の輸入、輸出に超過す可き道理なるに、實際に商品輸出入の差額と金銀輸出入の差額と相一致するの例、甚だ少なく、双方の間に相當の差違あるは何故なりや。蓋し一國の貿易が均衡を得るや否やを確むるには、單に商品輸出入の差額のみならず、國際貸借の差額を見出さざる可からず、國際貸借の差額如何に依て、輸出入の差額も亦其方嚮を定め

らるゝものなり。

國際貸借の差額は決して輸出入の差額と同一のものに非ず。固より輸出は外國をして自國に債務を負はしむる重要な方法に外ならずと雖も、更に他の方法あり。又輸入は外國に債務を負ふ原因の一たるに相違なければども、之を以て唯一の原因とす可からず。輸出入以外に之と同一の關係を有する國際貸借の原因甚だ多し。一々詳細に論ずるの煩を避け、茲に其重なるものを三項に區別して説明す可し。

(一) 輸出品の運賃、保険料、手数料等。輸出國が自ら貨物輸送の任に當る場合には、貨物の原價と共に、其運賃を輸入國より領收す可し。然も此費用たる、貨物が既に輸出港を出て、仕向先へ到達せんとする途中に於て發生するものなるを以て、貨物の運出價格の内に算入せられず。又一國が大に海運業を盛にし、外國の爲めに貨物の運搬を司るときには、之に對して運賃を領收すれども、此金額たる輸出價格に算出せらるゝことなし。英米兩國は共に其貿易額の大なるに於て他に匹儔なきものなれども、英國は自國の船舶を以て内國の貨物を輸出するに止まらず、他國貨物の大半をも輸送するが故に、運賃として外國より收受する金額は、一年九千萬磅内外に達

するに反し、米國は輸出貨物の運送を英國船舶に托する爲めに、英國に運賃を支拂はざる可からざるの地位に在り。

(二) 外國へ、放下せる資金の元利金。舊開國殊に資金の供給、豊なる國は貯蓄金の大部分を擧げて、海外新開國へ放下し、之を高利に運用して其利子を收め、又時に其元金を回收するが故に、常に外國より正貨又は商品を收受す可きの地位に在り。此項に該當する収入には、公債、社債の利子、株式の配當、借地料、商工業の利益等、種々の形態あれども、要するに一國をして外國に對し、債權者たるの地位に立たしむ。但し新開國が舊開國に公債其他の債券を發行し、拂込と共に之を自國に回收するときには、一時債權國と同様の地位に立つが如くなれども、其回收の已むと同時に、元利金支拂の義務發生し、年々定額の正貨を債權國へ支拂はざる可からず。

(三) 在留外國人の消費金。外國漫遊者又は居留外國人が消費する金額は、必ずしも國內に於て自己の勤勞より得るものゝみに非ず。其多くは本國に於ける資産其他の収入より回收し來るものなるを以て、富裕なる外國人が常に漫遊滞留する國は、外國より多額の資金を收受するの地位に在り。而して是等の資金にして、漫遊者

自ら携帯し、又は郵便にて送付せらるゝときには、全く輸入の統計に上ることなく、之に上らざるにも拘はらず、之を收受する國をして債權者たるの地位に立たしむ。佛蘭西、伊太利、瑞西の如き此點に於て外國より資金を吸收するのみならず、英國の如き世界商業上の中心地として、自然に外國人の來往する國に於ても、此點より資金の輸入せらるゝもの少なしとせず。

此外銀行業者が外國に業務を擴張するとき、之に伴て手数料を收受し、倫敦、巴里、伯林の株式取引所の如き外國の注文に應じて取引を行ひ、之に對する手数料を收受す。又船舶の如き、英國に於ては千八百九十九年まで、外國の爲めに建造し外國へ回航せしめたる船舶の價格を、輸出の内に加算せざるの慣例を存し、千九百年以後之を改めたれども、今日に於ても海上に於て行はれたる船舶の賣買は、全く輸出の計算外に在るを以て、是亦貿易差額に現はれざる債權の一種として數へざる可からず。

斯く輸出入以外に種々の項目ありて、國際間に貸借の關係を生ずるものとすれば、假令ひ輸出入は非常に不平均にして其差額甚だ大なりとするも他の項目の異

動に依て之を恢復するを得べく、寧ろ他の項目に於ける差額の如何に依て貿易上に差額を生ずるを常とす。例へば英國の如き運賃、海外に放下せる資金の利子、各種取引の手数料として外國より收受す可き資金、甚だ多し、是等はギッフェン氏の所謂無形の輸出(Invisible exports)なるものにして、此輸出あればこそ、商品輸出入に於て年々二億五千萬磅内外の輸入超過あるにも拘はらず、常に之を維持して國際貸借の均衡を保ちつゝあるなり。即ち一國に繼續して輸入超過あるは、其國が國際間に船舶、銀行、保險業等を營み、又は外國に資金を放下して其結果貿易表に上らざる無形の有價物を産出、輸送するが爲めにして、又此反對に繼續して輸出の超過する國は、外國より斯る無形の有價物の供給を受くればなり。故に一國貿易の均衡なるものは、單に輸出入の價格同一なるに依て平均を得たりと云ふに非ずして、一國債權債務の同額なるときに、始めて平均を得たりとす可きなり。

以上の關係ある以上は、一國の輸入が輸出に超過するの故を以て、直に其國の經濟社會を衰頹せしむ可しと云ふが如き誤解は、之を排斥せざる可からず。然らば更に一步を進め、若しも國際貸借に不平均を告げ、一國の外國に支拂ふ所、其外國より

受取る所に超過したる場合には、如何に之を解釋するや、英國の如き今日關稅改革論者は英國が從來外國に放下せる資金の利子として受取れる金額は、外國に資金の累積するに隨て漸次低減し、又運賃の収入も運賃率の下落と共に低減しつゝあるを以て、國際貸借は從來の如き平均を得ず。英國にして依然海外より多額の食料品、原料品を輸入せんとするには、海外に放下せる資金を以て其支拂に充つるの外なしとの議論を唱へ、以て英國前途の困難を警戒せんとするものゝ如し。故に更に一步を進めて此議論を推究するときは、國際貸借不平均を告げ、外國に負ふ所多きときには、其國の經濟社會は衰頹す可しとの議論に歸着せざるを得ずと雖も、斯の如きは果して正當の解釋と云ふを得べきや否や。

若しも或る國が外國より買ふ所多くして賣る所少なく、他に此貸借の差額を恢復するに足るの事情なく、又富裕なる人民が恰も愛蘭土の地主の如く、常に外國に在住して外國に於て消費する爲めに、本國より資金を回收するに於ては、斯る國は外國へ向け、正貨を輸出せざるを得ず。斯く正貨が海外へ流出し、内國に於ける現在高減少するときは、其不足を補ふ爲めに、紙幣を發行するは已むを得ざる手段なれ

ども、元來紙幣のものたる、内國に於て正貨の代用を爲すに止まり、外國に出づるときは、殆ど一片の廢紙と同じく、之を以て外國に對する支拂に供用するを得ざるが故に、斯る國が國際間の支拂に充つる正貨を要するときには、外國に於て資金を借入れて之を利用せざるを得ず。若しも一國が斯る順路を逐ふて際限なく進行せんか、一國は終に内國に於ては不換紙幣を流通し、國際間に於ては公債元利金の支拂高増加して、財政上、破産と異ならざる悲境に陥るの外ある可からず。南米諸國は勿論、歐洲の内にも之に該當する國あり。一國に正貨流出の徵候を現はすと同時に、其前途の成行に就て悲觀する者多きも、亦是等の實例に據るものなる可しと雖も、然も一國が以上の順路を經過する間に、之に抵抗する種々の事情ありて、之が爲めに以上の弊害を矯制し得るの道理を見出さざる可からず。其理を説明せんに、外國に債務を負ひ其支拂を爲さんとする者が、正貨を現送せんか、不便に加ふるに費用多きを以て、此以外の方法を求めて債務を決済するの手段に出づ可し。即ち外國に於て支拂はる可き爲替手形を買入れ、之を外國へ送付して、以て正貨現送の危険費用、不便を免かれんとするは自然の道にして、爲替手形は國際貸借を決済する普通の

手段として利用せらる。今一國が外國に負ふ債務にして、其外國に有する債權より多きときは、爲替手形の供給は比較的、少なくて、之に對する需要強く、需給の關係上、其賣價騰貴して相場は打歩を有するに至る可し。此打歩たる、外國に債權を有し爲替手形を賣る者の利益に歸するを以て、爲替相場にして以上の變動を現はせるときには、輸出は自ら獎勵せられ、此反對に右の打歩を支拂ふ者、即ち外國に債務を負ふ者は不利益の地位に立つを以て、自然輸入を制限するに至る可し。故に其結果として輸出の増加、輸入の減少を來し、貸借の不平均を恢復せざれば已まざるなり。更に具體的に説明せんに、甲乙兩國の間に貿易を營み來れる際、甲國が遽に外國より來る輸入品に禁止税を課して、其輸入を杜絶せしめたりと假定するに、此場合に乙國の輸出業者は爲替手形を振出すことなし。故に手形の供給減少し、乙國の輸入業者にして甲國より貨物を輸入し、之に對して爲替手形を買入れ、以て代金を決済せんとする者は甲國宛手形を買ふに、從來よりも高價を支拂はざる可からず。是れ乙國に取りて甲國より輸入する貨物の代價騰貴したると同様なるを以て、必ず甲國の貨物輸出額に減少を來す可し。又一方に甲國に於ては、乙國に對する手形多く

して、之を買ふ者少なきを以て、手形の價格下落し、乙國より輸入する貨物の代價下落したると同一の結果を來して其輸入を促し、双方の關係より輸出入を舊狀に復さしむるなり、而して手形にて決濟せられざる債務は、債務國より債權國へ正貨を現送し、之に依て決濟せらる可きを以て、正貨の流入を受くる國、即ち前例に於ける甲國に於ては中央銀行の正貨準備増加し、金利歩合を低落せしめ、資金の融通を自由にして、物價を騰貴せしめ、輸出を妨げて輸入を奨励する一方に、正貨を國外へ現送する國、即ち乙國に於ては、之と正反對の事實を生じ、之に依て更に輸出入を平均せしむるなり(註一)

(註一)爲替相場と正貨流出入の關係に就ては茲に詳説するの餘地なきを以て、拙著最新銀行論第十章を參照せられんことを望む。

以上の説明に依て考ふるに、一國に正貨流出の徵候あるも、毫も之を悲觀するの理由なきと同時に、正貨流入の徵候あればとて、之を樂觀するの理由ある可からざる要は貿易、金融其他經濟上の機關が、之に對する措置、宜しきを得て流出入の際に生ずる變動に處するの一事あるのみ、然るに我國の經濟論者、往々にして此理を解せ

ず。正貨の流出入に依て貿易の方嚮に無用の干涉束縛を加へんとするものあるに至ては、其愚や終に及ぶ可からざるなり。

第二節 貿易表の解釋

輸出入貿易の統計を解釋するに當て、注意す可き一事あり、蓋し一國の輸出入は他國の輸出入と相對的關係を保つものなるを以て、全世界の輸出貿易と輸入貿易とを相對照するときは、双方正に同額に在る可き筈なるに、事實は然らずして輸入、輸出に超過するを常とす、何故に斯る差を生ずるやと云ふに、一國より他國へ貨物を運送するに當り、其運送中、運賃其他各種の費用を要するだけ、價格増加し、輸入價格は輸出價格に此費用を加へて計算するが故に、斯る費用だけ輸出の總計と輸入の總計との間に差違を生ずるものなり、換言すれば、貿易表に於て輸出價格を計上するには輸出品の原價を以てし、即ちC.O.D.に依て計算するに反し、輸入價格を計上するには、米國の外、他の諸國は原價、保険料、運賃等を加算し、即ちC.I.F.に依て計算するが故に、双方の間に差違を生ずるは免かる可からざる所にして、内國の船

船が商品を輸送し、内國の保險會社が之を保險するときには、輸出價格には少なくとも此以外に其國の收受す可き運賃保險料ありて、輸入品の代價支拂に供用せらるゝものなり。隨て一國に就て云ふときは、輸出入共に一億圓なるときには、貿易表に於ける金額平均せりと雖も、一國が自國の船舶にて貨物を輸送し、又自國の保險會社にて之を保險する程度に依り、此輸出價格以外に外國より收受す可き金額ありて、實際には一億圓以上の價格ある貨物を輸出したると同一の關係に立つの事實に注意せざる可からず。

第二編 沿革一斑

第一章 英國の商業政策

第一節 關稅改革前の狀態

十九世紀を通じて今日に至るまで、英國は世界商工業の主位を占め、通商貿易の中心點に在れども、其漸く商工業國たるの萌芽を發したるは、エリザベス朝以後に在り。爾來短日月の間、或は武力に訴へ、或は商業上の競争に依り、西班牙、和蘭、佛蘭西諸國の商業上に於ける權勢を打破し、十八世紀の後半期に及んで、國運の隆盛を極むるに至りたるが、此間英國の商業政策を支配したるものは、即ちマーカンチルシステムに外ならず。

マーカンチルシステムに於ては、既に説明を重ねたるが如く、其根柢とする所は、金銀は富なり、一國は利益ある貿易の權衡を維持せざる可からずとの二思想に在るが故に、是等の思想に適應するの必要より、輸出を獎勵して輸入を防遏し、外國

人をして勉めて内國品を消費せしむると同時に、内國人の外國品を消費するを抑制せんとし、此目的を達する手段として、關稅制度を立つるに當り、外國輸入の貨物殊に製造品には、其如何なる種類のものたるを問はず、總て課するに重稅を以てし、内國品の輸出には、獎勵金を與へて之を容易ならしめたることを論を俟たず、即ち英國の關稅制度に於て、内國製造業の利益を目的として禁止稅、保護稅を存し、外國産業に對して植民地産業に特惠獎勵を與ふる爲めに區別主義の稅則を存し、航海業保護の爲めに航海條例を存したる所以にして、關稅則に一定の系統脈絡を缺き、互に利害關係の衝突せる幾多の稅目を以て充たされ、國庫に充分の收入を致さず、却て人民に過重の負擔を加ふるの結果を生じたり。

而して英國の植民地政策も亦マーカンチールシステムに胚胎し、植民地を目指すに、セットルメント又はプランテーションを以てし、植民地が英國并に英國の貿易に有害なる結果を及ぼすの恐ある政策を取るを禁止し、植民地の貿易は擧げて之を英國の獨占に歸せしめ、植民地の産物は一旦英國へ輸送せられたる後、其手を經由して更に外國へ販路を求め、植民地には製造工業を起さしめずして、本國の製

造品を供給し、又英國の船舶に依らざれば、通商を行はしめざる等、苛酷の政策を取るに怠る所なかりしが如し。

然るに亞米利加植民地がマーカンチールシステムに基ける苛酷なる植民地政策の拘束に堪へずして、一度び獨立を計畫して、其目的を達するや、此一事は大に英國政治家を警醒するの實物教育と爲り、アダムスミスの所説と相對照して、尙にマーカンチールシステムの不可なるを認むるものあり、當時大藏大臣として識見、一世に卓絶したるピットも亦夙に茲に見る所あり、千七百八十七年關稅則の統一整理を企て、從來或る一種の貨物に數多の課稅を爲したるを廢止し、一の貨物には一の稅率を適用すると同時に、關稅則の簡單を期し、又從來英佛兩國間に於ける貿易上の關係圓滑を缺き、互に貿易を制限抑壓して憚らざりしが、ピットの周旋盡力に依り、千七百八十六年九月兩國の間に互惠主義に據れる通商條約成立し、(一)英國は佛蘭西の葡萄酒に對し、葡萄牙の葡萄酒に課するよりも高率の課稅を加へず、又佛蘭西の酢に對する稅金を、一タン(二五二ガロン)六十七磅五志三片より三十二磅十八志十片に、火酒の稅金を一ガロン九志六片より七志に輕減し、(二)兩國は鐵器刃物、

室内裝飾具、旋盤細工、鋼鐵銅等の税率を一割以内、綿織物、毛織物製品の税率を一割二分以内に軽減し、陶器の税率を一割二分とし、此外麥酒、オリヅ油、麻、鞍、硝子、其他の税率を協定し、尙ほ兩國の貨物船舶に對し最惠國條款の適用を認めたり。(註一)此條約に對してフォックス一派の政治家は、熱心なる反對を試み、殊にフォックスの如き佛蘭西こそ英國自然の敵手にして、其英國と通商條約を締結するは、之に依て英國の自由を拘束せんとするの意に出づるものとしたれども、條約は終に成立し、之に依て英佛兩國の貿易大に自由と爲り、加ふるに米國の獨立に拘はらず、英米間の貿易も亦増進したるを以て、千七百八十三年と千七百九十二年とを比較するに、輸入は千百五十萬磅より千七百萬磅に、輸出は千二百六十萬磅より二千二百萬磅に増加したり。要するに英國從來の政策は政治上の關係に基く所多く、現にマールカンチアルシステムに於ける航海條例の如き海軍力の養成を主眼とし、之が爲めに經濟上の利害を第二位に立たしめたれども、ピットは内に國力を養成するときは自然外に向て之を發展せしむるを得べきの意見に基き、經濟上の政策を立つるに、稍や政治上の關係を脱離するに至れり。(註二)

(註一) Cambridge Modern History, vol. VIII, ch. X.

(註二) Cunningham—The Free Trade Movement, pp. 13—4.

斯く自由貿易の曙光、漸く現はれて之に伴ふ利益を收めつゝあるや、ナポレオン戦争は劇に歐洲の平和を破壊し、之が爲めに全く從來の關係を打破するに至れり。即ち開戦前より英佛兩國共に千七百八十六年の通商條約を遵守せざるの非難は兩國に起り、英國の方に於ては陸海軍々需品并に穀物の輸出を禁止し、佛蘭西の方に於ても亦英國品の輸入を制限するの傾ありたるが、愈々千七百九十三年戦争の破裂を見るや、佛蘭西は直に自國海軍に命じて敵國商品を搭載せる中立國船舶を拿捕せしめ、英國も亦之に報復するの目的を以て、佛蘭西船舶の自國港灣に碇泊するもの、出港を禁止して之を捕獲し、續ひて兩國共に敵國の貨物輸入を禁止し、其貿易を杜絶せしむるに餘力を存せざりしが如し。一旦千八百三年三月エミエン條約成立して、平和の恢復を見たれども、翌年再度の開戦を告ぐるや、英國は中立國々旗の下に西印度植民地の産物が英國海軍の監視を脱して、佛國に輸入せられたるの事實ありしを以て、斯る遺漏を防がんが爲め、千八百六年五月所謂院令(Orders in

Connet)なるものを發し、獨逸のエルベより佛蘭西のブレストに至る間を封鎖區域として、此區域内に戰時禁制品并に英國の敵國に屬する貨物を輸入するを禁止し、又オステンド沿岸よりセイン河口に至る間は、絶対に交通を遮斷する旨を各中立國に通牒したり。茲に於てカナポレオンは其不當を鳴らし、同年十一月の伯林布告を以て、冒頭先づ英國が陸上の官有財産のみに適用す可き捕獲の權利を海上の私有財産に適用し、要塞地のみに適用す可き封鎖の權利を要塞を備へざる都會并に港灣に適用し、全然一隻の船舶だもなき場所并に列國の聯合を以てするも封鎖を行ふ能はざる場所例へば沿岸全線、帝國全軀に封鎖を宣告する等、國際法を無視するの甚だしきを非難し、英國の態度、既に斯る違法に出て、不法の行爲を逞ふするに於ては佛國も亦之に應ずる爲め、(一)英國全軀を以て封鎖區域とし、(二)英國と一切の通商交通を行ふを禁止し、(三)佛蘭西并に其同盟國の軍隊が占領せる地域に在る英國人は總て之を俘虜とし、(四)英國人に屬する財産、商品は之を捕獲し、(五)英國商品の取引は之を禁止し、(六)英國并に其植民地より直航する船舶には、佛國の港灣へ入港するを許さず、又虚偽の申告を爲して此制限を免かれんとする船舶は之を捕獲す

る等の規定を設け、以て英國の處置に報ひたり。然るに英國は此布告に接して黙視する能はず。千八百七年一月再度の院令を發し、總て船舶が佛蘭西并に其同盟國の港灣の間に貿易を營むを禁止し、中立國の船舶にして是等の港灣より出港せるものは、英國の艦隊に於て之に警戒を加へ、萬一他の港灣に入りたるときは、之を捕獲することとし、更に同年十一月の院令を以て佛蘭西、其同盟國并に英國々旗を排斥する諸國の港灣、其他の場所には封鎖と同一の制限を其通商航海に加へ、是等の地方を仕向先とする船舶には、英國軍艦に於て之を臨檢することとしたり。當時ミランに滞在したるナポレオンは此布告に對して所謂ミラン布告なるものを發布し、英國院令に服従したる船舶は、其何國に屬するを問はず、國籍を喪失したるものと認めて捕獲す可きものとし、尙ほ佛蘭西其他自國軍隊の占領地に在る英國貨物は、之を差押へて燒棄するの甚だしきに及べり。隨て斯る兩國の封鎖令が貿易の發達を妨害したるは勿論にして、殊に英米兩國間にも戰爭を惹起するの動機と爲り、益々經濟上の困難を深からしめたり。

故に千八百十四年英米間に平和克復し、續て翌年六月維納會議の結果、歐洲の戰

亂全く終りを告げられたるも、多年戦争の間、殊に嚴酷なる封鎖令の下に通商貿易の自由を束縛せられたる英國の經濟社會は、容易に舊狀に復するを得ず。租税制度の如き最も紊亂を極め、財政上の必要より各種の消費品并に原料品に高率の課税を加へたるは勿論、外國製造品にも亦禁止に等しき輸入税を課したり。殊に戦争中バルチック海諸地方との貿易杜絶し、外國より穀物の輸入し來るもの殆ど絶無なりし偶然の結果として、内國農業に對して外國競争の危險を少なくし、之を保護することゝ爲れるより、平和恢復の後再び穀物輸入の道、開通し、戦時に騰貴したる穀物の相場に下落を來さんとするや、(註三)内國農業家は熱心に運動を試み、議院に勢力を占むるを利用して穀物條例の改正を企て、千八百十五年の法律を以て、内國に於て、穀物の時價一クオーターに付き小麥は八十志、ライ麥、豌豆、蠶豆は五十三志、大麥は四十志、オート麥は二十六志以上に騰貴したる時に非ざれば、外國穀物の輸入を許可せざることゝし、之に依て外國競争の爲めに内國穀價の低落するを防がんとし、此他内國に同種の産出なき貨物にても、其輸入を自由にするときは代用品として使用せらるゝの恐ある理由より、課税せられたるもの甚だ多く、輸入税率は從價

税に換算して四割乃至十八割の間を上下したり。

(註三)戦時小麥一クオーターの相場

| | | | | | | | | |
|-------|-----|----|-------|------|----|-------|-----|----|
| 一七九三年 | 四九志 | 三片 | 一八〇一年 | 一一九片 | 六片 | 一八〇九年 | 九七志 | 四片 |
| 一七九四 | 五二 | 三 | 一八〇二 | 六九 | 一〇 | 一八一〇 | 一〇六 | 五 |
| 一七九五 | 七五 | 二 | 一八〇三 | 五八 | 一〇 | 一八一 | 九五 | 三 |
| 一七九六 | 七八 | 七 | 一八〇四 | 六二 | 五 | 一八二 | 一二六 | 六 |
| 一七九七 | 五三 | 九 | 一八〇五 | 八九 | 九 | 一八三 | 一〇九 | 九 |
| 一七九八 | 五一 | 一〇 | 一八〇六 | 七九 | 一 | 一八四 | 七四 | 四 |
| 一七九九 | 六九 | 〇 | 一八〇七 | 七五 | 四 | 一八五 | 七五 | 七 |
| 一八〇〇 | 一一三 | 一〇 | 一八〇八 | 八一 | 四 | | | |

第二節 關稅改革

斯く戦時に増率せられたる關稅は、戦後に至て容易に復舊せず。輸入税率の過重なる驚く可きものあるのみならず、關稅の制度も亦錯雜し、之が爲めに外國貿易を營み、又は之と取引上の關係を有する者は、到底其弊に堪ふる能はざるより、千八百二十年五月八日倫敦の商業家は自由貿易主義の採用に關する一片の陳情書を議

院へ提出したり。此陳情書は當時經濟學者として高名を博したるウヰリヤムツクの執筆に係り、能く自由貿易の理由を説明したるの稱あり。即ち外國貿易が由て起る原因より演繹して、之に制限を加ふるときは、一國の資本勞力を不利益なる方向に放下せしむるの弊害ある所以を明にし、一事業に保護を加ふるときは、他の事業にも亦保護を與ふるの必要を生じ、結局保護の效果なきに至るの事實を指摘し、國庫の收入に供せられず、又保護の意味ある各種の租税を廢止すると共に同一の目的に出づる貿易の制限をも撤去するの必要を論じたり。(註一)而してエヂンバラ市の商業會議所も亦同年同一の陳情書を提出したるが、双方共に議院の注意を促し、議院内に於てはリカード等の斡旋に依て、之を關稅制度調査委員會の議に付したるに、同年六月委員會は報告書を發表して、自由貿易の利益あるを認めたり。

(註一)千八百二十年の倫敦商業家陳情書は、英國後來の關稅改革に重大なる關係あるのみならず、敬す可き學者の筆に成るものなるを以て、左に其數節を抄出して、内容の價值を示す。

外國貿易は外國より其國の氣候、風土、資本、産業等の關係上、最も産出に適當せる貨物を輸入し、之に對して自國より産出に適當する貨物を輸出するが故に、國の富并に繁榮を増進すること明白なり。各種の制限を撤去して貿易を自由に付するは、之を擴張するの道にして、資本并に産業を最良の方

嚮に誘導するの効能あり。最低廉の市場に買ひて最高貴の市場に賣るは、商人間に於ける商業取引の原則なると同じく、國際間の商業にも之を適用するを得べく、此原則に基ける政策は世界の通商をして關係國双方の利益たらしめ、又各國人民の間に富并に享益の増加を殖たしむ。

然るに從來各國の取れる政策は、不幸にして此反對に出で、各國互に自國の生産を獎勵せんとするの計畫を立て、外國産物を排斥し、之が爲めに消費者の多數をして貨物の品質、數量に於て損失を蒙らしめ、各國間に於ける相互の利益調和を傷け、敵對嫉妬を生ぜしむ。保護又は制限制度を可なりとするの議論は、外國貨物の輸入は其多寡に應じて内國生産の減少、衰頹を惹起す可しとの誤まれ推測に基くものなり。固より無制限の外國競争に堪へ得ざる事業に至ては、衰頹の運を免かれずと雖も、元來輸入は之に對する輸出、伴はざる以上は繼續して行はる可きものに非ざるを以て、結局或る外國貨物の輸入は一國に適當せる貨物の輸出を獎勵するに至る可く、隨て資本勞力に對し同等以上、多くの利益ある用途を供す。

我現行の制度に於ける各種の保護税、禁止税は、社會全體に對し非常に過重の租税たるのみならず、之に依て利益するは社會一部の少數者に止まり、然も他の階級に及ぼす損失を償ふに足らず。保護制限制度の弊害の内にて、其著しきものは、或る産業に與へたる人爲的保護が他の産業に於て同一の保護を要請するの理由と爲り、漸次之を他に波及して、全然外國貿易を阻害するの一事に在りとす。(Tooke—History of Prices, vol. VI. 332 seq.)

斯く自由貿易に關する國論漸く勃興し來れる一方には、千八百十二年より同二十三年まで大藏大臣の職に在りたるヴァンシタートの如きも、多少の改革を企

てたれども實際、國論の赴く所を察して、之に應ずる改革を成就したるものは、リッ
 アーブル内閣に於て商務院長官たりしハスキッソンなりとす。即ちハスキッソ
 ンは千八百二十三年來着々種々の改革を行ひ、千八百二十五年を以て從來最も嚴
 酷を極めたる航海條例の制限を寛大にすると共に、英國の船舶に特惠を與ふる諸
 外國の船舶に對して、英國の港灣に於ても同等の取扱を爲すを得る法律を制定し、
 此法律に準據して歐洲諸國を始め、南北亞米利加と船舶に關する互惠條約を締結
 し、且つ關稅全躰に涉て重大なる改革を施したり。今、重なる輸入品に就て改正前後
 の稅率を比較するに左の如し。

| 品名 | 一七八七年ビッド
の關稅則 | | 一八一九年の
關稅則 | | 一八二五年ハスキッ
ソンの關稅則 | |
|-----|------------------|---|---------------|---|---------------------|---|
| | 關稅 | 別 | 關稅 | 別 | 關稅 | 別 |
| 綿織物 | 四四 | 別 | 五 | 別 | 一 | 別 |
| 毛織物 | 禁止 | | 五 | | 一五 | |
| 麻織物 | 四四 | | 五 | | 二五 | |
| 絹織物 | 禁止 | | 禁止 | | 二五乃至三割 | |
| 革製物 | 禁止 | | 七五 | | 三 | |

土器

四五^別

七五

一五^別

鐵板(一噸)

五六^別

一三〇^別

三〇

オリヅ油(一タン)

一六八 一〇^別

三七五 七^別

八四

アダムスミスは國富論に於て、英國に自由貿易の行はるゝを望むは、恰かもオリ
 シアニア又はユートビヤの來るを望むが如しとして、前途瞭遠の嘆を發したるが
 (註三)何ぞ計らん、國富論出版後五十年ならずして、英國に於て自由貿易の方針を以
 て、稅率輕減、禁止撤去の擧に出でんとは、而して此他同一の方針に依て、輸出入稅を
 改めたること少なしとせず。英蘭土と愛蘭土との間に於ける關稅區域を撤去し、英
 愛蘇三地方即ち合衆王國全躰に貿易の自由を認めたるも、亦實に此時に於て成れ
 るものなり。是等の改革は成績の良好なるを示し、貿易の増進を促すと共に、稅率を
 低減したる割合に國庫收入の減少を來さず。即ち千八百二十三年と同二十七年と
 を比較するに、稅率改正の爲めに九百十八萬二千磅の收入を減ず可き豫算なりし
 に、事實三百三十萬磅の減少に止まれるは、全く種々の制限を撤去したる爲めに貿
 易全躰に増加を來し、以て輸入稅の收入を豫算以上に増加せしめたる證據なり。

(註二) Wealth of Nations, BK. IV, ch. II.

其後リヴァープール卿の死去と共に、反對黨が政權を執りたる爲め、千八百二十七年より千八百四十二年に至るまで、關稅改革として特に擧ぐ可きものを見ず。然れども關稅制度の缺點たる、單にハスキントン一回の改革に依て、盡く一掃せられたるに非ず。其缺點の著しきものを擧げんか、麻、生絲、材木、煉化革皮等の原料品に輸入税を課したるのみならず、葡萄酒、茶、珈琲等の消費に對する税率も亦重きに失して却て充分の收入を得る能はず。機械の輸出は依然禁止せられる、等、何れも世人の非難を招く所なりしが、殊に當時經濟上に不利益の影響を及ぼすものとして非難の喧しかりしは、穀物條例に外ならず。即ち戰時輸入停止の際に、穀價騰貴の爲めに農業者に與へたる利益を永續せしむるの目的を以て、小麥一クォーターの相場八十志を境界として其の輸入を許否するの規定は、大に穀價を騰貴せしむるの因と爲り、然も農業の改良に些の進歩を見ず。千八百二十二年始めて平準關稅法を採用し、小麥の相場七十二志二片四分の一以下のときには全く輸入を許可せず。穀價七十二志二片四分の一乃至八十二志六片以下のときには、輸入税額十二志四片半、

價八十二志六片乃至八十七志十片半のときには、税額五志一片八分の七、穀價八十志以上のときには、税額一志八分の三片の割合にて輸入を許可するの規定を設けたるが、千八百二十二年より千八百二十五年まで、小麥の相場は七十志以上に騰貴したることなかりしを以て、此法律は終に實施せられず。千八百二十六年農産物不作の爲め、穀價の騰貴したる際には政府は責任を以て條例を中止し、後に責任解除を求めたり。(註三)斯く千八百二十二年の平準關稅法は實際に不適合の嫌ありたるを以て、千八百二十八年政府は之を改正し、穀價と税額との關係を左表の如く定めたり。

| 穀價 | 税額 | 穀價 | 税額 |
|-------|-------------------|--------------------|--------------------------------|
| 七三以上 | 一志 | 七〇—六九 ^志 | 一三 ^志 八 ^片 |
| 七三—七二 | 二 ^片 八 | 六九—六八 | 一六 ^片 八 |
| 七二—七一 | 六 ^片 八 | 六八—六七 | 一八 ^片 八 |
| 七一—七〇 | 一〇 ^片 八 | 六七—六六 | 二一 ^片 八 |

穀價六十六志以下一志を下るに隨ひ税額一志を加ふ

(註三) Nicholson—History of the English Corn Laws, p. 36.

此改正は輸入禁止の制限を撤出し、税額を低減して穀價を低落せしむるの趣意に出でたること論なければども、毫も之を低落せしむるに足らず。且つ穀物條例の重要な目的は、英國をして自給自活の國たらしめ、食料品の供給に就て外國より獨立せしめんとするに在りたるに、英國の穀物産出は依然内國の需要に應ずるの目的に適はず。殊に平準關稅法の實施は却て穀價を動搖せしめて、小作人を苦しむること甚だしきに加ふるに、バルチック沿岸并に米國の主産物たる穀物を英國に於て排斥する爲めに是等の地方も亦英國製造品の好市場たらずして、其地方に對する貿易を阻害する等種々の弊害を現はし、(註四)非難の聲、益々高きを致したるより、コブデン以下七名の人は此機運に乗じて、非穀物條例同盟を組織し、下院に於て、ウヰリヤース、熱心に同條例の非を唱へ内外力を合せて漸く世間の人心を動かさんとし、コブデンの指揮せるマンチェスター商業會議所は食料品自由輸入の建議を議院へ提出し、千八百三十九年全國の工業家はマンチェスターに大會を開催して一種の示威運動を試みたり。

(註四) Tooke—History of Prices, vol. II, p. 314.

Cunningham—Free Trade Movement, pp. 38—9.

○ 元來ハスキッソンの改革たる、僅に事の端緒を開きたるに過ぎず。關稅制度に以上の缺點を存する以上は、別に改革を必要とするは勿論にして、サーロバートピール、其衝に當れり。此改革は千八百四十二年より四十六年に至るピール執政の數年間に行はれたるものなるが、是より前議院は關稅制度改革の爲めに調査委員を選任し、委員會は千八百四十年報告を發表し、英國の關稅則に對して嚴密なる批評を下し、英國の關稅は目的に於て統一する所なく、之に適用せらるゝ原則の見る可きものなし。關稅は兩立す可からざる目的を達せんとすること多く、收入と保護と互に衝突せる目的を併せ得んとする税目、少なしとせず。故に關稅は時として全く外國輸入品を排斥するの具と爲り、何等の收入を生ぜず。又時として稅率が異常の程度に高きが故に、收入も亦案外に少なし。概して關稅は國庫收入を重なる目的とせず。收入并に外國と通商上の關係を犠牲に供して、内國特殊の利益を保護するの用に供せらるゝこと多しとし、(註五)事實上の證明として、千八百三十八年の輸入品中

有税品の數八百六十二を收入の金額に依て左の如く分類したり

| 收入額 | 有税品の數 | 收入總額 |
|-------------------------|-------|--------------------|
| 1. 各一〇〇磅以下 | 三四九 | 八、〇五〇 _法 |
| 2. 一〇〇—五〇〇 _法 | 一三二 | 三二、六三〇 |
| 3. 五〇〇—一、〇〇〇 | 四五 | 三二、〇六〇 |
| 4. 一、〇〇〇—五、〇〇〇 | 一〇七 | 二四四、七三〇 |
| 5. 五、〇〇〇—一〇〇、〇〇〇 | 六三 | 一、三九七、三二〇 |
| 6. 一〇〇、〇〇〇—五〇〇、〇〇〇 | 一〇 | 一、八三八、六三〇 |
| 7. 五〇〇、〇〇〇以上 | 九 | 一八、五七五、〇七〇 |
| 8. 全く收入なく、却て戻税を支拂ふもの | 一四七 | 五、三七八 |
| | 八六二 | 三二、一二七、四九〇 |

(註五) Reports from the Select Committee on Import Duties, 1840. vol V p. 101.

以上の表に據れば有税品の内にて、收入僅に五百磅に達せざるもの全額の三分

の二を占むるの事實なり。關稅が國庫收入の必要に適合せざるは、此一事に徴するも頗る明白にして、委員會は是等の事實より推斷して、稅法は必ず最多額の收入を致す可き少數の貨物に課稅するを方針とし、之に依て國庫の收入に應ぜしむると同時に、商業取引を簡便にし、徵收費を節約し、貿易上に及ぼす干渉を除く可き旨を決議したり。

以上の報告は大にビールの心を動かして、關稅則の改革を決斷せしめ、千八百四十二年五月十日の演說に於て改革方針の一斑を公にし、概言すれば吾人は外國貨物の輸入禁止に對し稅率を低減して、内國產物と正當の競争を試むる程度に至らしむるを主眼とし、特殊の場合の外、此原則を貫徹せしむるを期す。而して内國製造工業に要する原料品に就ては、稅率を有名無實の程度に低減し、原料品と畧ぼ同一の關係に在る半製品に對しては、之を適度に止め、既製品に就ては、或は禁止を撤去し、或は禁止稅を輕減して外國の競争を誘導せしめんとすとし、先づ當時保護政策の中心たる穀物條例に對しては、千八百四十二年從來の平準關稅を改め、小麥の相場一クォーターに付き五十一志以下のときには、稅額二十志、其相場に一志を増加

するに隨て税額に一志を減じ、相場七十三志又は其以上に在るときには、税額を一志に据置くの規定を設け、一般の關税に對しては千八百四十一年より同四十六年に至る數年間に、漸次前記の方針に據て原料品、半製品、既製品の税率を輕減免除し、又輸出税をも免除するを大體の方針とし、例へば千八百四十二年には珈琲革皮、オリツ油、羊毛、材木等の輸入税を輕減すると共に、輸出税の大部分を廢止し、千八百四十三年にはコルク、魚油、羊毛、材木の輸入税を輕減し、且つ此年を以て機械輸出の禁止を解除し、千八百四十四年には珈琲、葡萄酒税の減率を行ひたるのみならず、羊毛の輸入を無税とし、千八百四十五、六の兩年に於て、殘餘の原料品課税を廢止し、石炭の輸出を無税とし、製造品の税率も一鉢に低減せられたる其中にて、麻織物、毛織物、綿織物等の税率は二割より一割に、絹織物の税率は二割より一割五分に低減せられたり。故にビールの改革は、(一)總て輸入の禁止を解きて、之に代ふるに輕率の課税を以てし、(二)原料品の輸入は成る可く之を自由にし、(三)半製品の税率は之を適度に輕減し、(四)既製品の從率は之を從價二割の程度に止め、(五)輸出税を廢止する等の諸點に在りて、有税品の數は五百九十に減少したり。而して各種の改革中、殊に注目を

値するは千八百四十五年の夏秋雨季を通じて降雨多く、農産物不作なりし爲め穀物を始め各種の農産物の相場著しく騰貴したるに加ふるに、愛蘭土に於ては馬鈴薯不作の結果、穀價は二倍の騰貴を來し、各地方を通じて殆ど饑饉の状態に陥り、貧民日に増加して僅に公私内外の義捐金に依り、之を救濟するの慘狀を呈したるより、ビールは是非穀物の輸入税を改正せざる可からずとし、千八百四十六年一月改正法を制定し、小麥の相場一クォーターに付き四十八志以下に下落したるときは、税額十志、四十八志以上に騰貴したるときには、一志を騰貴する毎に、税額一志を低減し、穀價五十三志の際に税額を四志とし、且つ三年間此税法を施行し、其以後即ち千八百四十九年二月を期して、各種穀物の税額を一クォーターに付き一志に低減することゝしたり。

此前即ち千八百三十二年を以て選舉法改正せられて、商工業の代表者、議院に其數を増加し、農業代表者の勢力舊の如くならざりしに加ふるに、内國饑饉の慘狀に在りたる爲め、終に議院を通過したれども、ビールは之が爲めに保守黨に於ける立脚地を失ひ、政界を退隱するの已むを得ざるに至りたるが、其後グラッドストーンが

自由黨に地歩を占め、千八百五十二年大藏大臣に就任するや、同年の財政計畫に於てピールの遺策を繼承し、關稅制度の改革に着手したり。グラッドストーンが改革の方針としたる所は、(一)他の貨物との關係上、存置の必要あるものを除き、總て國庫に充分の收入を致さざる税目を廢止し、(二)財政の許す限り、製造品に對する課税を廢止し、(三)概則として製造品の税率を最高限度一割とし、(絹織物税は特に一割五分)、(四)外國輸入品に對する税を植民地輸入品に對する税率と同等の程度に低減して、植民地特惠を廢止し、(五)從價税法を改めて從量税法とし、(六)食料品を無税とするの諸點にして、是等の方針に基き、千八百五十二年先づ百二十三の税目を免稅し、百三十三の税率を低減し、千八百六十年の財政計畫に於て、更に此趣意を遂行し、既製品課税の全廢を始めとして、總て保護の分子を一掃したるが、殊に其効果の著しかりしものを、英佛通商條約の締結なりとす。蓋し佛蘭西の商業政策は舊來保護と禁止とを以て二大綱目とし、一時ピット執政の際、其斡旋に依て英佛の間に通商條約締結せられ、稍や通商の自由を認められたれども、其後革命の變亂起るに及んで再び舊來の政策に復したり。然るに千八百五十六年以來俄然方針を一變し、同年機械の輸入

税を低減すると共に、各種の輸入禁止を解除して、課するに保護税を以てし、翌五十七年には輸出税の大半を廢止し、千八百六十年一月にはナポレオン三世は通商上自由政策を取る可きの諭告を國務大臣に令達したり。之より前、英のコブデン、佛のルイエールは各々本國を代表して、英佛兩國の間に通商條約を締結するの商議を試み、其進行中なりしに、佛國政府の方針右の如くなるより大に交渉の歩を進め、千八百六十年一月二十三日を以て双方の間に調印を終れり。其要點を擧げんに、(一)佛蘭西は關稅則に於ける輸入禁止の條項を撤去し、英國輸入品に對する最高税率を當初三割に、千八百六十四年十月限り二割四分に低減し、追加條約を以て從量税に換算し、(二)英國は佛蘭西の輸入品に對する課税の多くを廢止し、殊に葡萄酒、酒精の税率を輕減し、(三)兩國共に石炭の輸出を禁止せず、(註六) (四)兩國共に内國産物に物産税を課したるときには、同種の外國輸入品に同率の税を附加するを得、(五)條約の有効期限を十箇年とし、有効期限一箇年前に豫告を與へざるときには、一年を期限として漸次二十年まで繼續するを得るの諸點にして、二月四日批准を終りたり。而して其後英國は同一の方針に據り、千八百六十二年白耳義と、千八百六十三年伊太利と、

千八百六十五年澳地利并に獨逸關稅同盟と條約を締結し、稅率を協定すると共に最惠國條款を認めたり。

(註六)當時此石炭條項に對して起れる反對論は今日英國に起りつゝある議論と相對照して頗る興味あるを感ず。反對論の要點は英國が石炭輸出禁止の權利を放棄するときは、戰時に不利益なる地位に立たざるを得ず。蒸汽船は帆船に代りたる今日に於ては、自國が石炭を有して、敵國が之に乏しきは、戰時に最も重要な條項なり。石炭と鐵との供給は平時に商業上の優勢を維持し、戰時に攻防力を維持するを以て、其供給を獨占するは極めて必要なりとの議論盛に唱へられ、アルバート公亦同一の意見を持して、英佛通商條約に反對したり。然れども平時に於ける石炭輸出稅の效果なきは從來の實驗に依て證明せらるゝのみならず、戰時には通商條約は其効力を失ひ、交戰國を拘束せざるを以て、戰爭破裂の近づくに隨て、石炭の輸出を禁止し得べく、又事實上、佛蘭西其他歐洲諸國は戰爭の用に供す可き石炭の供給に苦しまず、隨て英國が平時自由由に石炭を輸出するは、其商業を繁榮ならしめ、富を増進せしむるの道なりと云はざる可からず。

Buxton—Finance and Politics, vol. I, p. 229, n.

以上は英國に於ける關稅改革の沿革にして、現時の商業政策は要するに千八百六十年に於て其基礎を確立したるものなるが、此政策の根柢として、英國關稅則に四箇の原則あるを認むるを得べし。

(第一)原料品の免稅。原料品は資本家并に勞働者が再生産の用に供し、之に加工

して精製品とするものなるが故に、斯る貨物に課稅するときは、徒に生産費を増加して、自ら輸出貿易を衰微せしめざるを得ず。此弊害を避くるには、戻稅法を取るの道あれども、原料品に賦課したる輸入稅を製造品に對して返戻するときは、其手續煩雜と爲り、貿易業者を苦しむるか、國庫に損失を及ぼさざるを得ず。寧ろ當初より課稅せざるを至當の手段とす。

(第二)食料品の無稅輸入。勞働者其他の細民が日常消費する貨物の價騰貴するときは、之に伴て賃銀騰貴して生産費の増加を促すか、又は賃銀の購買力を減少して、社會多數の人民の生計程度を降下せしむるか、二者其一を免かれず、即ち關稅則に於て勞働者の食料品其他生計上の必需品に課稅を免除するは、斯る有害なる影響を避けんとするものにして、穀物條例廢止の如き此目的を達するの一手段たりしに外ならず。千九百一年南阿戰爭に伴ふ軍事費の一財源として、穀物一クォーターに付き一志の輸入稅を課したれども、千九百三年時の大藏大臣リッチー氏はチエーンパレン一派が頻に之を繼續して、植民地特惠の用に供するの說を唱へたるにも拘はらず、斷然之を廢止したるが如き、舊來の方針を固守して渝らざるものと

云ふ可し。

(第三)製造品に對する保護の廢止 製造品の内にて直接に再生産に關係なき貨物又は奢侈品に對しては、國庫收入の必要より之に課税するは、英國の關稅則に於て一般の原則とする所なれども、既に自由貿易の主義を取る以上は、課税目的物を選ぶに當て内國に同種類の生産なき外國輸入品を取るか、又同種の内國産ある場合には、之に外國輸入品に對すると同率の課税を爲し、以て輸入税と物産税との間に均衡を保たしめざる可からず、是れ輸入税に依て充分に國庫收入の目的を達すると同時に、輸入税の賦課に拘はらず、保護の効果を除き内外産物を對等の地歩に置きて、競争せしむるに最も必要の手段なりとす。

(第四)關稅則の簡單 以上の三原則を採用すると同時に、課税目的物を國庫に多額の收入を致す可き消費品に限りたるを以て、有税品の數甚だ少なく、僅に三十四を數ふるに過ぎず、而して之に従量税法を適用するが故に、大に關稅則を簡單にし且つ稅關の監督取締を省きて商業上に及ぼす干渉を其最少極度に減せしめたるは、是亦英國關稅則の一特色とする所なり。今、千九百三年度に於ける重要有税品の

稅額并に收入を見るに左の如し。(註七)

| | | | |
|-------------------|----------|----------------------------------|-------------------|
| 煙草 | 一 封度 | 製造 五、五、六、片——三、七、七、片
未製 三、四——三 | 一、二、六、二、七、〇、五、九、〇 |
| 茶 | 一 封度 | 六、片 | 六、五、五、九、七、〇、五 |
| ラム、ブランデー
其他の酒精 | 一 ガロン | 一、一、志、四、片——一、八、志、一、片 | 四、四、五、八、一、八、二 |
| 葡萄酒 | 一 ガロン | 三、志——一、志、三、片 | 一、三、三、五、七、九、一 |
| 砂糖 | 一、一、二 封度 | 四、志、二、片——二、志 | 五、七、二、五、九、一、三 |
| 其他 | | | 三、一、九、一、六、七、三 |
| 合 計 | | | 三、三、三、九、二、一、三、三、三 |

(註七) Cox—United Kingdom and Its Trade, ch. XXI.

右の表に據るときは、關稅收入の約十分の九は煙草以下數種の有税品より來るものにして、關稅則の簡單なる事實、寧ろ意表の外に在り、英國に於て保稅倉庫の設備を完全にして、貨物の輸入に出來得る限りの便宜を與ふるを得るも、亦偶然に非ず。脫稅密輸の弊害甚だ少なきが如きも、商業上の道德一般に發達せるに基く所ある可しと雖も、一には關稅則の簡單なる一事、與て力あるは論を俟たざるなり。

第三節 自由貿易に對する反動

前記の如く、千八百六十年グラッドストーンの關稅改革と共に、英國商業政策の方針茲に確立し、爾後數十年間政權の移動如何に拘はらず、此政策を繼承して内國の繁昌、貿易の發達著しきものあり。自由貿易策の英國の國情に適せるは、中外の認めて疑を挾まざる所なりしに、近時に至て劇に此政策に對する反對論を惹起し、或は舊來の方針に一大變革を來さんとするやも知る可からず。然らば斯る變調を來したるの理由は何れに在りや、著者は之を(一)外國商業政策の反應、(二)國際政治上の關係、(三)本國植民地間の關係より來れるものとし、是等の各項に就て説明を試む可し。

(第一)外國商業政策の反應。英國が自由貿易を實行するや、之を主張したる學者は自由貿易の學說を以て、時期と場所との如何に拘はらず、各國各時代に適用せらる可きものと認め、隨て其各國に實行せらる可きを豫想せると同時に、斯る趨勢に向ふときは、益々自由貿易の利益を發揚し得べしとしたり。幸に千八百六十年以後

各國商業政策の方針を見るに、英國學者の所說を實にし、千八百六十年英佛通商條約の締結を動機として、各國の間に同様の條約成立し、最惠國條款の適用を無條件にして、各國に貿易を自由ならしむるを得たり。然るに千八百七十年獨佛兩國の間に戰端を開き、其結末に臨んで、佛蘭西は戰敗に加ふるに五十億法の償金を課せられ、其大部分は公債の收入に依て支辨したりと雖も、戰後財政の急要に應ずる爲め、新に物産税を増徴せると共に、内國産業保護の目的を以て關稅率を増加するの必要を生じて、自然保護の方針に一變し來り、外國輸入の原料品にまで課税を及ぼすに至れり。而して戰捷國たる獨逸の方を見るに、戰後好景氣の反動として千八百七十二年より數年間、内國の經濟社會は非常の不景氣に陥りて、産業の衰微甚だしく、關稅保護を加へざる可からざるに至れる一方に、帝國組織以來經費の増加著しきに當り、間接税を重なる財源とするの必要を生じたるより、ピスマルクは千八百七十九年五月議會へ提出したる關稅法案に於て、内國の農業并に製造業に同時に保護を加ふるを目的として、頗る大規模の保護關稅則を制定し、其後千八百九十一年より九十四年に至る間、歐洲數箇國と通商條約を締結し、多少保護政策を緩和する

の徴候を呈したれども、大體の方針は遽に變動せず。近時に至ては保護の議論更に強きを加へ來り、佛蘭西も亦千八百八十年以後千八百九十二年に至るまで數回の關稅則改正に於て益々保護政策の實行に勉めて怠る所なく、米國の政策は殆ど終始一貫の趣あると同時に、大陸諸國の内にも獨佛の例に倣ひて關稅保護の策を實行するもの次第に多きに至れり。

外國商業政策の變遷、斯の如くなるを以て、千八百六十年英國が自由貿易政策に依て關稅則を制定したる時代とは、四圍の局面、全く一變したるは勿論にして、英國は外國産物に對して自國の市場を開放しながら、自國の産物は外國に於て其市場を閉鎖せられ、ヒュンズフキルド伯の所謂單獨自由貿易(One-Sided Free Trade)と爲れり。茲に於てか自由貿易なるものは、各國が同時に之を實行するに依て利益あり。一國が多數保護國の間に介在して、單獨に之を行ふも、自國の利益を犠牲に供するのみにして何等の利益なかる可しとの説は、自ら學者政治家の間に發現し、此時より英國は自由貿易の方針を擡げ、一時の權宜手段として保護政策を取る國に報復を加へ、自由貿易(Free Trade)に代ふるに、公平貿易(Fair Trade)の主義を以てし、外國の方

針如何に依て自國の商業政策を定め、外國が保護政策を取るときは、自國も亦同一の政策を取り、外國をして保護政策を棄つるの已むを得ざるに至らしむるか、又は保護政策に依て外國産物の輸入を制限し、以て自國産物の爲めに内國市場を確保す可きの説は、漸次世間の一部に勢力を占め來り、現に千八百八十五年の不景氣調査委員會に於て、委員の多數は依然自由貿易を可なりとしたるも、委員中、四名は公平貿易の主義を主張し、外國輸入の製造品并に植民地より同種の輸入ある外國食料品に對して一割の課税を爲すの案を立てたるが如き、要するに外國商業政策の反應として、英國に徐々自由貿易反對の氣焰を高め來れる例證にして、殊に千八百九十六年自由貿易論者の團體たるコブデン俱樂部が穀物條例廢止五十年紀念祭を舉行するや、一方に植民大臣チエーンバンレン氏が之に對抗して、本國植民地間に關稅同盟を組織するの必要を演説したるか如き、兩々相對して商業政策の主義を異にするの事實を明にしたるものなり。

(第二)國際政治上の關係。自由貿易の政策は經濟上に利益ありとするも、政治上の關係より其適用を制限せざる可からざる場合あるは、之を認容せざる可からざる

今、自由貿易が國際間の經濟關係に及ぼす影響を考ふるに、(一)各國産業上の關係を密接にし、戰爭の爲めに一度び其關係を攪亂せらるゝに於ては、非常の損害を蒙らざるを得ざるを以て、自然戰爭を避くるに至る可く、干戈に訴へて、事を決する際にも經濟上の關係に制せられて、平和に局を結ばんとする一方に、(二)自由貿易に依て各國互に市場を擴張するに於ては、其之を閉鎖したる時に於けるが如く、武力を以て強て新市場を開拓し、又は自國の製造工業に必要な原料品を供給するの地を求むるの必要なきを以て、自然各國利害關係の衝突する原因を除き、世界を擧げて平和に導くの効力あるが如くなれども、然も戰爭は單に經濟上の衝突のみより生ずるものに非ず、政治上其他の關係より時に戰爭の起るを免かれずとすれば、生計上の必要品又は軍需品の供給を外國に仰ぐは、甚だ危険にして、必ず之を内國に求めざる可からず、自由貿易は結局此點に於て、一國をして他國に依頼せしむるに至るを以て、戰爭の危険が如何なる程度に在るや、又戰爭中に於ても如何なる程度まで通商貿易を維持するを得るや、是等の二點に依て自ら貿易の自由を制限するの必要を生ず可し。

今、以上の原則を英國の經濟事情に適用するに、千八百六十年自由貿易の政策を確立し、原料品食料品の自由輸入を認めてより、英國の如き舊開國は斯る農産物の産出に就て、到底米國、濠洲、加奈陀等の新開地又は獨逸、露西亞の如き尙ほ國內に農業の盛なる國に敵する能はざるは當然の理なるを以て、農産物は滔々是等の國より英國市場へ輸入し來り、英國の農業を壓倒して、之を衰頽せしめたり。即ち千八百七十年小麥耕作に供せられたる土地の面積は、四百萬エーカーなりしに、千九百年には百九十萬エーカーに減少し、假に是等の土地が再び小麥の耕作に供せられ、一エーカーの收穫三十一ブッシェルに上るとするも、尙ほ今日の内國小麥の收穫に加ふる所、三千二百萬ハンドレッドウエイトに過ぎず。試に千八百八十五年來、内國の小麥并に麥粉産額が漸次減少して、外國輸入高の増加する割合を示さんに、左の如し。(註一) 單位はハンドレッドウエイト

| | 一八八五—八七年 | 一八九一—九二年 | 一八九五—九七年 | 一九〇〇—〇二年 |
|------|------------|------------|------------|-------------|
| 内國産出 | 三九、一四四、三九二 | 三七、七六九、九六九 | 二七、二九〇、六九四 | 二九、七三七、一九〇 |
| 外國輸入 | 七六、五二一、九一〇 | 八九、一七五、一七八 | 九八、五二八、一八六 | 一〇二、五二九、九四五 |

(註一) British Board of Trade Statistics on British & Foreign Trade, 1903, p. 108.

即ち小麥、麥粉の消費額にして内國の産出に係るものは、僅に百分の二十二に止まり、他は盡く外國の輸入に係れり。固より斯く外國より廉價なる食料品を輸入し、又同一の狀況に在る原料品を輸入し、之を内國工業家并に労働者に供給して、製造業を盛ならしめ、其製造品を外國へ輸出して以て商工業國たるの地位に進むを得たるものなれども、一方に之が爲めに英國は全く國民生計上の必要品の供給を外國市場に仰がざる可からざるに至れり。蓋しコブデン、ブライト等が自由貿易の主義を唱道したる際には世界全軀の平和を豫想し、自由貿易を實行して各國産業上の關係密接する時は、自然平和を重んずるに至り、自由貿易の効果愈々明瞭なる可きを主張したり。經濟上に於ては此豫想は實際に的中し、英國の如き外國に食料品の供給を仰がざれば、到底國民の生活を全ふする能はざるの國あるに至りたれども、政治上に於ては世界平和の如き、學者一片の空想に屬し、歐洲は武裝的平和の狀態に在りて、何時國際間に平和の關係、斷絶して戦争の破裂を見るやも、計り知る可からず。斯る事情の下に、英國が自由貿易政策を實行し、食料品供給の過半を外國に

仰ぐは、經濟上危険の甚だしきものなり。假りに今日の狀態に於て、戦争破裂したりとして、其結果を推究するに、(一)交戰國が専ら英國に食料品を供給する國ならんには、其供給は直に杜絶す可く、(二)食料品を供給する國が交戰國に非ずとするも、投機商の輩が戦争を見込んで、盛に小麥の買占に着手す可きを以て、穀價は必ず饑饉相場(Famine price)まで騰貴するを免かれざる可く、(三)戦争の結果、不幸にして英國が海上權を喪失せんか、又は少なくとも一部の海上權を敵國に掌握せらるゝに於ては、食料品輸送の道、甚だ不安全にして、饑饉相場を以てするも、尙ほ其供給を望む可からざる等の事實を見るに至る可し。近時最も英國の社會に喧しき問題は此一點にして、商業政策の方針を變更し、食料品の供給を植民地に求めて之を安全にし、本國植民地を合せて一帝國と爲し、所謂自給自活の帝國(Self-sustaining Empire)たらしめんとする議論の起れる所以なり。

(第三)本國植民地間の關係。十六世紀并に十七世紀を通じて英吉利、和蘭、西班牙、佛蘭西の諸國が植民地政策を律するに、マールカンチールシステムを以てし、之に嚴酷なる制限を加へたるに、亞米利加植民地の獨立と共に方針の一變したるは前論

の如し、此事變に依て英國は始めて專制的植民地政策の行はる可からざるを自覺したると同時に、爾來自由貿易政策、勢力を占むるに至れるより、植民地に對する英國政府の方針は、全く從來と趣を異にし、植民地の發達するに隨て、之に自治政を認め、學者政治家は植民地を以て政治上經濟上に重要な關係あるものと認めず、却て戰爭の際に武力を以て之を保護するの義務を負ふが故に、自ら本國の防備範圍を擴張し、政治上の負擔を増加するの損失ありとして、一般に之を輕視したり。然るに獨佛戰爭後、歐洲大陸諸國の植民地政策は、遽に活動し來り、佛蘭西の如きルロワポリュー氏出でて、植民論を著はし、大に領地擴張の必要を鼓吹して世論を動かしたるのみならず、獨逸の如きも千八百八十四年以來、阿非利加并に太平洋方面に領土を買收して、植民の計畫を怠らざる一方に、英國と各植民地との間の貿易も亦著しく増進せるを以て、英國の政治家は植民地の經營を以て經濟上等閑視す可からざるものと爲し、千八百八十七年倫敦に植民地會議を開くや、ソールスベリー侯は帝國の基礎を鞏固ならしむる爲め、本國植民地間の關係を密接ならしむるの必要を演説し、此時より英國人の間に大英帝國建設の思想日に強きを加ふるに至れり。唯、

千八百九十五年ロンドン政府が、本國の爲めに特惠關稅の制度を設けんと提議を爲したるに、時の自由黨政府は之を拒絶し、此問題の進行に一頓挫を來したれども、同年保守黨が政權を掌握するに及んで、チェンバレン氏、植民大臣に就任し、千八百九十七年ヅァクトリア女皇即位六十年祭を期して、再び植民地會議を開催し、續ひて同年加奈陀政府は特惠關稅の制度を設け、英國の輸入品には低率の課稅を爲すこととし、千九百年の植民地會議には各自治植民地政府の總理大臣出席し、討議の末、(一)特惠關稅の原則は相互の商業關係を密接にし、之に便宜を與ふ。(二)今日の狀態にては、本國と植民地との間に完全なる自由貿易の主義を遂行するを得ず。(三)植民地は本國の製造品に特惠關稅を課す。(四)英國は從來植民地の輸入品に課したる稅率を輕減免除するの諸項を決議し、明に植民地政府が本國との通商上の關係を密接ならしむる希望を表白したり。思ふに從來英國の植民地にして自由貿易政策を取れるものは、印度と濠洲聯盟成立前に於けるニューサウスウェールズとありしのみ。植民地政府にして單に國庫收入の必要より、輸入稅率を増加したるものとすれば、物產稅の賦課之に伴ふ可き筈なるに、事實然らざるは、全く植民地が

内國産業の保護に意を致したるが爲めにして、此結果、英國の貨物は植民地に於て排斥せらるゝの勢と爲れり。隨て植民地をして特惠關稅の制度を設けしめ、本國製造品の爲めに、植民地の市場を開放するは、自由貿易論者と雖も、敢て拒む所に非ず。唯、現状の儘にて此制度を設けしめんとするに對し、反對論者は斯くては、植民地が本國に與ふる特惠の程度、薄きを以て、更に一步を進め、本國も亦植民地産物に特惠を與へて、以て双方商業上の關係を密接ならしむ可しとするの點に於て、兩論者互に主張を異にするものゝ如し。然るに今や植民地政府自ら本國の爲めに特惠關稅の制度を設くるを主張して已まず。本國政府が植民地に對して自由放任の方針を取りたる時代と異なり、再び其以前に復歸して、經濟上に植民地を利用し得るの時期に到達したるものにして、斯く本國植民地間の關係一變したる事實は、自ら商業政策を變更せしむるに、與て力あること論を俟たず。

第四節 關稅改革の二案

前節に論ずるが如き種々の事情綜合して、英國に商業政策變更の問題を惹起し、

今や朝野を擧げて其討究に忙はしき際、尙ほ改革の成案として見る可きものなきは遺憾なれども、現内閣總理大臣バルフォア氏が千九百三年八月一日、閣僚に與へたる小冊子に於て公にしたる意見并に前植民大臣チェインバレン氏の演説とを参照するに、此兩政治家が如何なる方針に依て、英國の關稅則改正に臨まんとするや、略ぼ其一斑を窺知し得べきを以て、左に議論の要點を抄出す可し。

第一、バルフォア氏の商業政策論(註)前年英國に起れる關稅爭議に於て問題に上れるは、進んで製造工業國と爲るか、又は永く農業を維持す可きかの一點にして、英國は前者の方針を取り、以て今日に及びたれども、工業國として立國の繁昌を謀らんとするには、勢、二箇の條件を必要とす。即ち(一)氣候、産業其他の状態より、工業國は多額の奢侈品并に日用消費品の輸入を必要とするが故に、其支拂に充つる爲め、多額の輸出なかる可からず。(二)此目的を達し、且つ漸次増進する市の住民に職業を與ふる爲め、充分なる資金が内國各種の事業に投下せられざる可からざること。是れなり。自由貿易論者は世界を通じて、自由貿易の行はる可きを豫想して、關稅改革を完成したれども、此豫想は事實に反し、今や保護貿易の世界に於て、英國獨り自

由貿易を行ふのみ。此結果、工業國に必要な第一の條件に缺くる所なきを得ず。今日英國が尙ほ多額の輸入超過を維持しつゝあるは、外國が英國に對して多額の債務を負ひ、其支拂に輸入品を以てすると、全く保護を加へられざる地方殘存すると、現在保護を加へらるゝ國に於ても、其保護の程度未だ完全ならざる等の事情に基くものに外ならず。然れども是等の事情たる、決して永く依頼するに足らず。現に英國輸出品の内より石炭、機械等を除くときは、輸出貿易は人口に比較して減少せるは勿論、絶對的に減少の徵候あり。而して前途の趨勢を案ずるに、獨逸、米國、佛蘭西の如き工業の發達したる國が保護制度を緩和するは事實、望む可からざる所なると同時に、其發達の程度低き露國、英領自治植民地の如きも、亦保護制度の維持に力を盡して已まざる可し。斯く保護の下に工業發達するときは、是等の國に於て從來農業に放下せられたる資金は、工業に移轉し、内國に食料品の消費高を増加すると共に、其供給減少するを以て、英國は輸出品の販路を失ふと共に、食料品の供給に困難を感じ、二重の損失を免かる可からず。思ふに英國貿易上の前途に横はれる困難の根源は、財政上獨立の地位に在る國の制定したる保護關稅則に在るを以て、協商に

依るの外、之を自由貿易の方嚮に向はしむること難く、而して其協商は外國に對しては利己に訴へ、植民地に對しては利己と感情とに訴へざる可からず。

(註一) Economic Notes on Insular Free Trade.

第二、チェインパレン氏の商業政策論。チェインパレン氏は今や各地方の實業家に依囑して關稅改革委員會を組織し、調査に従事しつゝあり。同委員會が今日まで、世上に公にしたる報告は、鐵、鋼、鐵業に關するもの、并に綿業に關するもの各一卷に止まり、之に依て氏の關稅改革案を知る能はずと雖も、チェインパレン氏が千九百三年十月六日グラスゴウ市に於ける演説は、稍や具體的なるを以て、其大要を掲ぐ可し。

英國貿易の狀況、良好ならずして、其輸出貿易は獨逸并に米國と同一程度に於て増進せず。然るに英國が其植民地に對する輸出は、其外國に對する輸出よりも増加の程度著しきものあり。故に吾人の注目を要するは、我貿易中、帝國に係る部分に外ならず。斯る事情ありとすれば、吾人は植民地をして徒に空疎の關係に立たしむ可からず。必ず植民地の市場を維持するに勉めざる可らず。吾人は植民地に對し、其天

與の鑛山其他の富源の開發を閉却せざると同時に、今日植民地の生産せざる貨物の製造は、之を本國に托す可きの方針を示さざる可からず。植民地市場を維持するの英國に重要なるは今日植民地に於ける一千百萬の白哲人が他日四千萬人に増加し、又現に自治植民地が外國より四千九百萬磅の貨物を輸入しつゝあるの事實に徴して明白にして、此機會を把握せんか、自給自活の帝國を建設し得ること容易なり。低廉なる原料品の供給を得るは製造業に取て最も必要なるを以て、原料品は之を特惠關稅の目的物とす可からず。故に吾人は食料品に課稅するを要す。然も此事たる内國人民の生計費に一ファージングの増加をも招かずして、之を果すを得べく、又外國關稅低減の交渉を試むる手段に充て、且つ不條理なる競争に對して英國の貿易を防護する爲めに、外國製造品に課稅するも亦必要なる可し。而して是等の目的を達するに要する方案は左の如し。

(一) 食料品新稅(外國輸入のみに課稅し植民地輸入には特惠を與ふ)

1. 穀物(メイズを除き)

一クオーター

二志

2. 麥粉

製造業者保護の爲め穀物よりも多少の高率を加ふ

| | | |
|----------------|----|----|
| 3. 肉類(ベーコンを除き) | 從價 | 五分 |
| 4. 牧場產物 | 從價 | 五分 |

(二) 食料品稅減率

1. 茶稅

現行率の四分の三に低減

2. 砂糖稅

現行率の半額

3. ココア、珈琲

相當の減率

(三) 葡萄酒稅特惠

1. 植民地產葡萄酒に特惠稅率を適用す

(四) 製造品稅

1. 外國製造品には平均一割を超過せざる課稅を加ふ

バルフォア、チエーンバレン兩氏が主張する關稅改革論の要點は、以上の如くにして、バルフォア氏は報復關稅に依て外國の保護稅則を緩和せしむると共に、多少特惠關稅の制度を加味して植民地市場を開かんとし、チエーンバレン氏は専ら特惠關稅の制度に依り、本國植民地を擧げて一帝國を樹立せしめんとするに在

り其手段とする所は双方多少の徑庭ありと雖も、斯る所説を生ずるに至りたる動機は一にして、要するに商工業國の前途單獨自由貿易の將來に疑懼の念を懐くが爲めに外ならず。然れども此説たる敢てバルフォア、チエーンバレン一派に依て、始めて主張せられたるに非ず。獨逸經濟學者カールオルデンベルヒ氏の如き、夙に英國自由貿易の危機切迫せるを指摘して、左の言を爲したり。

農工業を以て經濟の基礎とする國は、左右兩腕を備ふるに反し、工業のみを基礎とする國は、左右孰れか一腕を有するに過ぎざるが如し、人は工業なきも尙ほ生存し得べしと雖も、食料品なくしては生存するを得ず、工業國が自國の製造品を輸出し、以て自國に輸入する食料品の代價に充つるは、人爲の柱に依て經濟の基礎を支持せんとすると同一なり。外國にして自國の生産要件を利用し、製造品の産出に従事するものあらんか、忽にして此支柱を毀損せらるゝの結果を生ず、工業國は外國の經濟社會に依頼する所多くして、自國天然の基礎に依頼する所狭きに至るを以て、其國の外國貿易の地位安全なる間は、工業國たるも可なりと雖も、反對の場合には決して然らず。殊に英國の如く其武力を擧げて海上に集中せ

る國に於ては、事變に際して他國よりも穀物輸入に危険を感ずること更に大なるものあり。Die Verhandlungen des Evangelisch-Socialen Congresses, 1897, s. 64—128.

若しも斯かる論法を以て英國商業政策の將來を律せんか、如何なる重税に上るをも顧みず、内國の農業が外國の競争に堪へ得るまで、穀物輸入税を引上げ、以て内國の消費する穀物は、之を内國に於て供給せしめざる可からずと雖も、英國現時の人口、國土の面積、地力の消耗、工業發達の程度より觀察して、斯の如きは到底行はる可きに非ず。獨逸其他大陸諸國の關稅則が農業保護を中心とするに反して、英國の關稅改革が趣を異にする所以にして、英國に於ては内國農業再興の望、絶無なる代りに、植民地に食料品の供給を求め、植民地を帝國の一部分とし之に依て自給自活の帝國を建設し得たりとして満足せんとするものなり。

故に此目的を完全に到達せしめんとするに於ては、獨逸帝國組織前、聯邦州の間に成立したる關稅同盟と同一の形式に據り、本國植民地に同盟を締結するを最良の方法とす可し。思ふに一國內に於ける幾多の行政區劃又は數國を合せて一關稅區域とし、其間の貿易を自由にするの計畫は、其淵源甚だ深きものあり。英蘭土が蘇

蘭土并に愛蘭土と漸次關稅の制限を撤去したるが如き、獨逸の關稅同盟の如き、其顯著なるものなれども、是等同盟に於て最も重きを置きし所は同盟に加はる各地方が互に近接せるの結果、同盟を組織して一團を成すときには、稅關の區域を撤去し、同一の稅率を適用し、之に依て貿易上の取締を容易ならしめ、稅關監視の費用を節約し、且つ輸入貿易に加ふる無用の制限を除くを得るの一事にして、關稅同盟の利益最も著しき所以なり。然れども英國と植民地との間には、到底斯る形式の關稅同盟を組織する能はず。(一)本國植民地間に地理上の距離著しく、(二)各植民地の經濟事情著しく相違し、單に國庫收入の目的を以てするも、別種の關稅則を必要とし、(三)各地方共同して徵收したる關稅の收入を分割するの標準を缺き、(四)各地方政治上の地位異なるが如き、同盟組織の困難なる事情にして、何人と雖も之を承認せざるを得ず。(註二)

(註二) *Giffen-Economic Inquiries and Studies. vol. II. The Dream of a British Zollverein.*

Bastable-An Imperial Zollverein with preferential Tariffs. The Economic Journal. Dec. 1902.

Schnoller-Die künftige englische Handelspolitik. Jahrbuch f. Gesetzgebung. Juli. 1904.

故に英國が植民地と貿易上の關係を密接ならしむるには、特惠關稅の制度に據

り、英國は植民地の主産物に對して、外國輸入のものよりも輕率の輸入稅を課し、又植民地は英國の製造品に對して外國輸入のものよりも輕率の稅を課し、本國は植民地の爲に農産物の市場を開くこと、舊の如くなる上に、外國の競争品に對して優勢の位地を保たしめ、又植民地は本國の爲めに製造品の市場を開き、相互に確實なる市場を供するの趣意を以て、同盟するの外に適當に手段なきが如し。換言すれば表面の名義は大英帝國の稱を冒しながら、帝國の各部分には依然獨立の關稅區域を設け、保護主義なり、國庫收入主義なり、各々其好む所に隨て、關稅則を制定す可きも、一般の原則として帝國の他地方に對して、課稅を緩和し、保護政策を取れる植民地は成る可く内地製造業の重なる競争者たる英國に對して保護を解除せんとするものにして、加奈陀、濠洲の如き從來保護政策を行ひ來れる植民地は、其機關既に存在し居るを以て、斯る計畫を實行すること容易なるが如くなれども、英國に於ては多年關稅則の一原則とせる食料品無稅の主義を撤去し、植民地輸入の食料品には依然免稅す可きも、外國輸入の食料品には課稅するの結果、商業政策の大方針を一轉せしめざる可からず、之を一轉せしめて特惠關稅制度に幾何の利益ありとす

るや、左の數點に區分して評論を試む可し。

(第一)思ふに特惠關稅の制度に依て、本國植民地間に關稅同盟を組織する以上は、其成立後英國の貿易關係は植民地に厚くして諸外國に薄きの結果を免かれず。換言すれば、本國と植民地との貿易は特惠稅率に依て之を獎勵し、本國植民地と諸外國との貿易は稅率増加の障壁を設けて、之を疎隔するに至る可し。而して斯く英國が其製造品を専ら植民地に輸出し、食料品を専ら植民地より輸入するは、チェーンパレン氏の所謂自給自活の帝國に外ならずと雖も、目下英國と諸外國并に植民地との間に於ける貿易の關係を見るに、植民地に對する貿易は曾て英國貿易額の十分の三に達したることなく、近時に於ては僅に十分の二、七内外を上下するに過ぎず。左の統計に依て之を證明す。

| 平均 | 輸出 | | 輸入 | |
|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 外國へ輸出 同上百分率 | 植民地へ輸出 同上百分率 | 外國方輸入 同上百分率 | 植民地方輸入 同上百分率 |
| 一八五五—一九〇九年 | 八〇百萬元 | 六八、五 | 一二七百萬元 | 七六、五 |
| 一八六〇—一九〇九年 | 九二 | 六六、八 | 一六七 | 七一、二 |
| 一八六五—一九〇九年 | 一三一 | 七二、四 | 二二八 | 七六、 |
| | | | | 六八 |
| | | | | 二八、八 |
| | | | | 二四、 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六 |
| | | | | 五〇 |
| | | | | 二七、六 |
| | | | | 三三、二 |
| | | | | 四六</ |

ず。彼の貿易は國旗に追隨すと云ひ、(註三)英國と植民地との貿易は、外國との貿易よりも急速の割合を以て増加すと云ふが如き、共に事實に當らず。英國貿易の十分の七以上は依然外國に關係するのみならず、此割合は常に同一の程度に在りて半世紀を通じ、著しき變動を示さず。アシュレー氏は此事實を承認しながら、尙ほ植民地貿易よりも外國との貿易の動搖甚だしきを主張したり。是れ主としてワグナー氏の説に據るものにして、ワグナー氏は外國市場は英國の貿易に對して不確實の基礎なるを斷言したれども、(註四)前記の表に據れば、毫も斯る事實を見出す能はず。輸入に於ては外國の分、百分率中、七一・二より七九・七の間に變動せるに反し、植民地の分は二〇・二より二八・八の間を變動し、輸出に於ては外國の分は六一・五より七四・四の間を、植民地の分は二五・六より三八・五の間を動搖するの事實を示せり。且つ植民地貿易の増加に關しても、英國に於て漸次未開の地を開發して之を植民地とするに隨て、從來外國貿易の項に掲げられたる金額が、植民地貿易の項に移り、政治上の編制より特に植民地貿易を増加せしむるの原因あるに注目せざる可からず。

(註三) Ireland—Tropical Colonization, ch. III.

(註四) Ashley—Tariff Problem, p. 141.

Wagner—Agrar und Industrieskand, s. 168.

(第二次に植民地の利害より考ふるに、特惠關稅の制度に據り、植民地が英國製造品に對する關稅率を低減して、其輸入を迎ふるに於ては、從來保護の下に漸く發達し來れる植民地同種の産業は、急劇に其競争を受け、容易に其事業を恢復し、又は新に事業を起す能はずして、植民地は永く食料品原料品の供給他として、農業國たるの地位に安んじ、經濟上文化の程度を進むる能はず。恰も本國の爲めに、其利益を犠牲に供せらるるは、マーカンチールシステムの下に於けると異ならず。植民地が永く斯る境遇に満足するや否や、アシュレー氏の如き特惠關稅を主張しながら、尙ほ此點に疑を懷きて曰く、植民地が英國より適當なる互惠的讓歩を得たる代償として、一時是れまで着手せざりし産業を起すを中止す可きや否や、換言すれば、植民地は製造業の發達を停滯せしむるを承諾す可きや否や、疑問の要點なりと、(註五)又關稅改革論者の内には、植民地が永く今日の狀態に居らず、漸次發達す可しとして、特惠關稅の利益あるを豫想する者あり、現にチエロンバレン氏の如き、此半世紀の終

に於て海外に於ける我屬民が内國に於ける屬民の數に超過するに至るは、敢て一片の空望と云ふ可からずと斷言したれども、(註五)植民地が永く農産物供給地たるに於ては、到底斯る効果を望む可からざるなり。

(註五) Ashley—Tariff problem, p. 157.

(註六) Chamberlain's speech at Birmingham, May 15th, 1903.

(第三)チエーンパレン氏が豫想する如く、特惠關稅に依て自給自活の帝國を設立し、食料品の供給を一切植民地より仰ぐを得べしとして、目下英國の大問題たる戰時に於ける食料品の供給と如何なる關係ありやと云ふに、中立國よりの輸入減少し、植民地の供給増加するときは、植民地輸入の食料品は戰時に中立國商品たるの資格なきを以て、敵國の爲めに捕獲せらるゝの危険を免かれずして、却て食料品の供給を危険ならしむるの恐あり。又平時に於ける食料品の供給より考ふるも、今日専ら英國へ食料品を供給するは植民地に非ずして、寧ろ外國なり。最近數年間の小麦輸入額に就て見るに左表の如し。(單位は百萬ハレドレッドウエイト)

| | 一八九八年 | 一八九九年 | 一九〇〇年 | 一九〇一年 | 一九〇二年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 露西亞 | 六、四 | 二、五 | 四、五 | 二、六 | 六、六 |
| 米 國 | 六二、〇 | 六〇、二 | 五七、四 | 六六、八 | 六四、九 |
| アルゼンチーン | 四、〇 | 一一、五 | 一八、七 | 八、三 | 四、五 |
| 加奈陀 | 七、七 | 八、七 | 八、〇 | 八、六 | 一一、二 |
| 印 度 | 九、五 | 八、二 | — | 三、三 | 八、八 |
| 濠 洲 | 〇、二 | 三、〇 | 二、九 | 六、二 | 四、二 |
| 其 他 | 四、六 | 四、四 | 七、一 | 五、二 | 六、七 |
| 合 計 | 九四、四 | 九八、五 | 九八、六 | 一〇一、〇 | 一〇七、九 |

故に今、特惠關稅に依て外國食料品の輸入を遏防し、植民地の輸入を獎勵するときは、一時植民地の主産物に對する需要を増加し、且つ英國の市場に對して、獨占の地位に立たしむるの結果、必ず食料品の價の騰貴を免かれず。關稅改革に依て特に之を騰貴せしむるが如き、商工業の基礎を破壊すると異なる所なし。

(第四)特惠關稅制度の利害は實驗に依て、之を證明する能はずと雖も、英國加奈陀

間に於ける特惠制度より云ふときは、其効果甚だ疑はしきものあり。蓋し加奈陀は千八百六十八年各地方聯合して一團躰を成したる際には、自由貿易の政策を實行したれども、千八百七十四年の不景氣以來、サージョンマックドナルドを首領とせる保守黨は熱心に保護政策を主張し、千八百七十九年より十年間に著しく税率の増加を來し、千八百九十年來多少の反動を示し、千八百九十六年ウヰルフレッドロ・ソリエルは關稅改革を主張して、其實行に勉められたれども、充分に其趣意を貫徹せしむるを得ず。税率最高三割五分に上れり。英國の輸入品に對し始めて一割二分五厘の特惠を與へたるは此稅則の下にして、其後千八百九十八年には特惠減率を二割五分に増加したり。然るに當時英國と他國との間に於ける通商條約に基き、白耳義佛蘭西、獨逸も此特惠を要求したるを以て英國は之を避くる爲め、千八百九十八年七月加奈陀と是等の國との條約上の關係を絶ち、千九百年九月には更に特惠減率を三割三分とし、今日此率に在り。然らば此特惠制度は如何なる効果を現はしたりやと云ふに、千八百九十八年より千九百二年に至る五年間特惠の下に在る英國貨物の加奈陀に對する輸出は五割五分の増加に過ぎざるに、斯る特惠なき外國品の

加奈陀に輸入せられたる高は六割二分の増加を示したり。

次に研究す可き問題は英國は植民地に對し、如何なる方法に依て特惠を與ふるか是れなり。千九百二年の輸入貿易に就て各植民地の産物を類別するに左の如し

| | 加奈陀 | 濠洲 | ニュウジールランド | ケープ |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 小麥、麥粉 | 四、〇 <small>十方石</small> | 四、九 <small>十方石</small> | | |
| 乾酪 | 四、三 | | | |
| 牛 | 一、六 | 一、二 | 三、九 <small>十方石</small> | |
| 牛酪 | 一、三 | 四、〇 | 七、〇 | |
| ハム | 一、二 | | | |
| 木材 | 四、三 | | | |
| 羊肉 | | 五、〇 | | |
| 羊毛 | | 九、七 | 三、七 | 三、一 <small>十方石</small> |
| 銅 | | 九 | | |
| 寶石 | | | | 五、三 |

故に英國に於て特惠關稅の目的物を選択するときには、食料品か、原料品か、二者其一に外ならずと雖も、原料品に對しては英國が製造工業國たるの關係より、斷じて課稅す可からずとすれば、殘る所、食料品課稅の一途あるのみ、植民地に對し、特惠の程度を厚ふする度毎に、食料品の課稅額増加せんか、其結果の恐る可きは豫想の外に在る可し。

(第五)最後に特惠關稅に就て注意す可きは、外國との關係なり、即ちチエーンバレン氏の說に従ひ、外國食料品に課稅して植民地食料品に課稅せざるときは、外國は之を以て英國が最惠國條款を破棄するものと認む可し、故に英國は外國に對し、植民地は獨立の關稅區域を成すと雖も、尙ほ特惠は内國の關係に基き、外國と關係する所なき旨を説明し、其承認を求めざる可からず、若しも外國が之を承認すれば英國は舊の如く外國に於て最惠國條款の取扱を受く可しと雖も、然らざるに於ては今日享有する利益を空しふせざるを得ず。

特惠關稅制度の効果、實際に疑はしきこと以上の如し、チエーンバレン一派の改革論者が近時全力を擧げて勸說に勉むるにも拘はらず、到底多數の賛成を博する

能はざるも、自ら其理なしとせず、殊に數十年來英國人の腦裡に浸潤せる自由貿易の學說は除かんとして除き得べからず、關稅改革論の發生せる當初、即ち千九百三年八月十五日英國各地の大學經濟學教授が商業政策變更の反對理由として、タイムズ新聞紙上に發表したる意見書を見るも、自由貿易論の根柢甚だ深きを知るに足るものあり、意見書の大要左の如し。

(一)商業政策の變更は自由貿易の主義に反するを以て不可なり、今日外國より輸入する原料品并に食料品の高は、大に増加し、且つ貿易の範圍も亦擴張したるを以て益々自由貿易主義を維持するの必要あり、保護貿易は單に有形上の利益を傷くるのみならず、政治上の腐敗を招き、富の分配を不公平にする等、無形上の損害を免かれず。

(二)商業政策の變更は本國植民地間の關係を親密ならしめずして、却て之を疎隔するの恐あり、蓋し各地方の間に利害の關係を異にするを以て、之を一關稅則の下に立たしめんとするときは、種々の紛議を醸すこと、米國其他の國に於ける實例に徴して明白なり。

次に此問題に關して世論と異なる所は、左の諸點に在り。

- (一) 輸入の増加を以て、輸入國に於ける勞働者使役の道を減縮す可しと云ふは誤まれり。
 - (二) 輸入食料品に對する課税が、食料品の代價騰貴と同一程度に貨銀の増加を促すは望む可からずして、寧ろ貨銀の購買力を減少す可し。
 - (三) 輸入食料品の課税の負擔は、之を外國消費者に歸せしむるを得ず。
 - (四) 食料品の代價は課税以上に騰貴す可し。
 - (五) 商業政策變更と同時に植民地に於ける穀物の産出を獎勵し、以て消費者の蒙る負擔を除くは之を望む可からず。
 - (六) 公衆は食料品課税に依て損失を蒙るも、其收入増加に依て利益す可しと云ふは誤まれり。蓋し政府が不當に富の運用に干涉すればなり。
 - (七) 關税を國庫收入以外の目的に供用するは不可なり。
- 右の意見書には、マーシヤル、ニコルソン、エツヂワース、バスター、ブル其他著名の學者、之に署名し、大に自由貿易策の維持に勢援を與へたり。

以上専らチエーバレン氏の特惠關稅制度に就て評論したるを以て、次にバルォーア氏の報復關稅に就て一言せんには、報復關稅の不可なるは前節に論じたる所に於て其一斑を盡したるが、更に之を英國に適用するときは、種々特殊の弊害の生ずるを記臆せざる可からず。即ち英國が一度び報復關稅を採用するときは、全世界と商業上の戰爭を惹起し、又其最大の輸出國たる關係より商業の制限、衰頽に依て損失を蒙ることも亦甚だ大なりとす。固より英國は自由貿易國にして外國と通商條約を締結するに當り、之を威迫するの用に供する武器を有せずと雖も、然も各國にして最惠國條款を享有し、一國が他國に與ふる利益特典に就ては一として英國の均霑せざるものなく、葡萄牙并にハイチ兩國を除き、他の諸國に於て、英國の貨物が第三國の貨物に比較して不利益に取扱はるゝことなく、要するに英國が世界に市場を公開するの一事は、最良の武器たるの觀あり。然るに今、英國が國別に據り貨物の種類に依て關稅に區別を立てんか、全く舊來享有する利益を放擲するの結果を見る可し。又從來保護關稅則を採用する國が他國に對して、報復手段を取る場合には、事甚だ容易なりと雖も、英國の如き自由貿易國に於ては、商業政策の根柢より覆

すに非ざれば、同一の手段を取るを得ず。如何なる點まで英國が報復關稅として或る貨物の稅率を引上げれば、對手國をして英國の要求に應ぜしむるを得るや。固より對手國の地位、貨物の種類に依て異なる可しと雖も、假に其國を英國多數の製造品に重稅を課する露國又は英國の麻織物毛織物に重稅を課する米國なりとするに英國は兩國より製造品を輸入せず。主として輸入する所は食料品なるを以て、報復關稅の目的物も亦食料品ならざる可からず。從來獨逸が高率の關稅を持しなから、米露兩國より稅率の低減に就て利益する所なかりしを想像するときは、英國も亦食料品に禁止稅に等しき課稅を加ふるに非ざる限り、其目的を達す可からず。然も多年食料品を無稅としたる國に於て、急劇に之を課稅するが如き、到底忍ぶ能はざる所なる可し。報復關稅に伴ふ一般の弊害と共に、英國には特に其實行に困難なる事情あり。バルフォア氏の政策が未だ實行的範圍に在るものとして、認められざるは當然の數と云ふ可きのみ。

第二章 獨逸の商業政策

第一節 關稅同盟

英吉利、佛蘭西其他の國に於ては、國內の關係夙に統一し、外國に對して一の經濟區域を成し、或は外國貨物に通過稅を徵收し、或は通過、輸出入禁止の法令を布き、或は輸出入稅を賦課する等、外に對して商業政策の系統計畫を立てたるに反し、獨逸に於ては各州互に分裂し、各區域に於て地方の狀況に應じて通過稅、入市稅を徵收するの有様なりしを以て、外に對して商業政策の方針を確立せしむる能はず。三十九聯邦州各々獨立の關稅區域を成せるのみならず、普魯西の如き其州内に六十九の稅則存在し、然も稅則制定の方針區々として統一する所なかりし事實に徴するも一斑の狀態を推察するに難からず。

然るにナポレオン戰爭後、獨逸國內に統一の説を生ずるや、各州の間に先づ關稅則を統一する必要も亦漸次世人の認むる所と爲りたるが、此際改革の先驅を爲したるものは、即ち普魯西に外ならず。元來普魯西は永く關稅則の紊亂、複雜を致し、有

税品の數二千七百七十五の多きに上り、此以外に輸出入禁止の貨物も亦少なからず。之を簡單にして貿易上に及ぼす煩累を除き、普魯西領内には總て同一の關稅率を適用して、國庫收入の目的を達し、且つ領域内に於ける貨物出入の自由を認むるは改革の主眼とする所にして、千八百十七年組織せられたる關稅改革委員會に於て當時の經濟學者ホフマンの如き、熱心に自由貿易の方針に據て、改革を行ふ可きを主張したるが、翌年八月制定の關稅法に於ては總て舊來の入市税を廢止し、政府專賣の目的物たる鹽并に骨牌を除き、一切の貨物に對する輸入禁止を解除すると共に、輸出禁止を全廢し、羊毛其他原料品半製品の輸入を無税とし、農産物の輸入稅率を低減し、製造品の稅率は從價一割以内に止め、植民地産物并に葡萄酒に限り、國庫收入の必要より稅率を二割とし、通過税を低減し、且つ以上の税金は何れも從量税に換算して徵收する等、總て自由貿易の主義に據る改革を行ひ、千八百二十一年更に同様の改革を果したり。是れ時の大藏大臣ビュローが深く自由貿易の利益を信じたると一方にはアダムスミスの學說、獨逸に傳はりて學者間の一勢力を成したるとの結果にして、英佛兩國が未だ充分に自由貿易の理を覺らず、世界を擧げて

マーカンチールシステムの舊套を脱せざるの時に當て普魯西が此改革を敢てしたるは、獨逸商業政策の發展上、一新紀元を開きたるものと云ふ可く、又當時普魯西の經濟事情を見るに北部各地方は農業を重なる産業とし、農産物を外國市場へ輸出せるを以て、農業者はバルチック沿岸の海運業者并に商業家と共に、自由貿易に賛成し、唯製造業者の反對なきに非ざりしと雖も、元來當時の製造業はナポレオンの大陸制度實施の際に漸く萌芽を發したるに止まり、其勢力微弱なりしを以て、其反對の如き深く意とするに足らず。自由貿易が恰も無人の境を行くが如くにして進行したる所以なり。

斯く自由貿易主義の改革、一度び普魯西に行れてより、他の諸州に於ても亦同一の改革を行はんとするものを生じたる一方にフリードリッヒリストは千八百十九年南部の製造家商業家を糾合して、獨逸商業同盟の組織に盡力し、改革の機運を促さんとしたるのみならず、普魯西附近に散在する三四の州は經濟上、地理上の關係より普魯西と獨立して、主義の異なる關稅則を維持するの困難を感じ、千八百十九年より同二十三年に至る數年間にシュワルツブルヒ、アンハルト、ヘッセ、ザック

スワイマー、リツペ、メックレンブルヒシユウエーリンの諸州は何れも普魯西の關稅則を採用し、關稅并に物產稅の關係に於て普魯西と聯合し同一の關稅區域を組織するに至りたり。然ども他の強大なる州に至ては、斯く普魯西の關稅區域擴張して其勢力の増進するを喜ばず、寧ろ之を嫉視するの極、之に對抗して關稅同盟を組織せんとし、結局千八百二十八年一月バイエルン、ウヰルテンベルヒ間に同盟を設け、關稅則の共通、同盟間に於ける貨物出入の自由、稅關の共同管理、人口を標準とする關稅收入の分配等に就て規定する所あり。普魯西を中心とする同盟と相對して、其範圍を擴張するに勉めたる一方にはザクセン、ハンノウアー其他二三の州市相合して千八百二十九年五月中央獨逸關稅同盟を組織し、又同年南北の兩關稅同盟は條約を以て多數の貨物に對する稅額に二割乃至五割の低減を行ひ、年々會議を開きて兩同盟の關稅則を接近せしむることを約し、他日合併の素因を開きたるが、終に機熟し千八百三十三年を以て聯合することゝ爲り、之を機會として他の諸州を合せ、ザクセンも亦此同盟に加入したるを以て、千八百三十四年には關稅同盟は十七州、二千三百萬の人口を包含し、同年以後條約を以て更に他の諸州市を合併し、

漸次關稅同盟の下に獨逸全軀の關稅則を統一するの方針に向へり。

然るに關稅同盟に於て最も困難なりし問題は、埃地利との關係に外ならず。蓋し關稅同盟成立の目的より云ふときは、(第一)埃地利を同盟に加入せしめて之を自由貿易の範圍内とし、之に依て内國市場を擴張し、外に對して保護政策を取る可きか又は、(第二)關稅同盟に於て外に對するに自由貿易の方針を以てし、西歐諸國と貿易上の關係を密接ならしむるか、二策の一に出でざる可からず。(註一)第一策は内國の製造工業者殊に製鐵業者の主張する所に係り、又バイエルン、ウヰルテンベルヒ等南部の諸州に於て政治上の關係より、養成を表したれども、一方に埃地利の國情を考ふるに、關稅同盟に加入するには、或る程度まで關稅則を改正し、之を簡單にするの必要あるに拘はらず、財政上其他の關係より、到底其實行に堪へず。之に加ふるに當時、普魯西を始め北部獨逸の諸州に於ては何れも農業盛大にして農業者は外國より廉價なる機械器具を輸入すると同時に、外國市場へ穀物を輸出するの利益を認め、一般消費者も亦低廉なる外國工藝品を消費するを希望し、社會の多數を擧げて、自由貿易に傾かしめたるを以て、埃地利を關稅同盟に加入せしめ、其利害を參酌

して外に對して保護關稅則を實行するが如きは、關稅同盟の容るゝ所と爲らず、僅に千八百五十三年通商條約を締結し、關稅同盟と墺地利との間に於ては原料品半製品の出入を自由にし、綿織物、藥品、鐵、金屬器、毛織物、絹織物の稅率を輕減し、兩國互に最惠國の取扱を爲す可きを約し、且つ條約の一箇條として、千八百六十年に至らば兩國より委員を撰定し、同盟加入に就て協議せしむ可きを約したり。隨て此條項に據り、千八百五十八年双方の委員會議を開きて此問題を議したれども、當時墺地利は財政の窮乏甚だしく、一時國庫收入の減少を睹して、關稅を低減するの餘地なき上に、内國に於ける保護論の勢力、盛なりしを以て終に同盟に加入する能はず。全く同盟外に排除せらるゝの已むを得ざるに至れり。固より墺地利財政の事情并に關稅同盟と國情の相違するが爲めに、此結末に至りたるものなりと雖も、一方に普魯西が自由貿易の方針を固執し、頑として讓歩する所なかりしが如きも、亦與て大に力ありと云ふ可し。

(註一) Zimmermann—Handelspolitik des deutschen Reichs, s. 78.

Lotz—Ideen der deutschen Handelspolitik, s. 31.

斯く關稅同盟は内に對して關稅區域を撤去すると共に外に對しても亦自由貿易の主義を以て臨む可きが故に千八百三十七年和蘭と、千八百四十一年英吉利と千八百四十四年白耳義と各々通商條約を締結して稅率の低減、制限并に禁止の撤去を約し、又從來佛蘭西とは通商上の關係最も疎隔し、現に千八百三十九年佛蘭西に於て獨逸の貨物に重稅を課するや、關稅同盟は千八百四十三年プランデー、手袋其他佛國の重要產物に重稅を課して報復を試み、爾來此關係を存続したるが、千八百六十年英佛間に通商條約成立して、佛蘭西商業政策の方針確立するや、ナポレオンは其翌年を以て關稅同盟に條約の締結を勸誘し來れり。當時佛蘭西は既に英吉利并に白耳義と條約を締結せるの結果、是等の國の貨物には條約に定めたる協定稅率を適用するにも拘はらず、關稅同盟は條約上の關係なきのみか、報復策に胚胎する關稅を課せられ、概して英白兩國の貨物に比較し、二割五分乃至五割高率の課稅を受け、殊に鐵、鋼鐵、革製品、織物等は禁制品の項目に在るを以て、斯る有様にては到底佛國の市場に於て他國と競争する能はず。關稅同盟の方に於ても豫てより條約締結の意嚮を有したることゝ、協議は速に進行し、稅率協定、最惠國條款を有す

る條約成立したり。(註二)

(註二)條約の内容に就つて Lotz-Ideen, s. 39.

前論の如く、普魯西に於て農業が政治上、經濟上共に有力なる地位を占め、自己の利害關係より打算して自由貿易を主張し、當時の政治家經濟學者も之と意見を共にして普魯西の輿論を成し、普魯西の勢力は能く關稅同盟の方針を決定し、一意自由貿易を以て外國に對する商業政策の方針とし、千八百三十三年、八年を期限として成立したる同盟滿期と爲るや、人口のみを標準として關稅收入を分配するとき、は小聯邦州に過當の利益を與ふるを以て、之に多少の改正を加へ、爾後十二年を期限として繼續し、同盟區域内の交通自由を得たる上に、製造品には適宜の稅率を、植民地産物には國庫收入關稅を課し、原料品半製品等は之を無稅とする等、總て自由貿易主義に據れる普魯西の關稅則を基礎としたるが故に、大に貿易の増進を促し、關稅區域の擴張するに隨て關稅行政の費用減少して、國庫の收入も亦増加し來り、表面上成功の著しきを認め得たるが如くなれども、元來互に利害關係の異なる各聯邦州を合せて一關稅區域とするの困難なるは、論を俟たず、始め千八百三十三年

の同盟規約に於て、毎年一回關係諸州の代表者集會して議事を開き、全會一致に非ざれば、規約に改正を加ふるを得ざることをしたるは、各州の主權を重んずるの趣意に出でたるものなれども、實際には關稅同盟の運用上、非常なる不便を惹起すの原因となり、各州の間殊に南北兩地方の間に於て、一方は農業の盛大なるより自由貿易を必要とし、一方は製造工業に多少發達の徵候あるより、保護貿易を必要とし、利害關係の異なるが爲めに、其取る所の政策を異にするに至れるの結果、重大なる案件に就ては事々に衝突を惹起し、僅に普魯西が同盟解散の意を洩して他の諸州を威迫し、以て統一の實を保ち來れり、普魯西が當時能く近隣諸州を從屬せしめ、普魯西を中心として優に一同盟を新設し得るの實力を備へ、之を利用して同盟全體を從屬せしめたる手腕の凡常ならざるは、感嘆の外なしと雖も、ビスマルクの如きは千八百六十二年、政治の要局に立ちてより深く同盟新設の必要を認め、其機會を求めつゝありたるにシユレスウツヒホルスタイン問題に關聯して、千八百六十六年普埃間に戰爭起り、其結果、ヘッセカッセル、ナツソー、ハンノーヴァー、フランクフルトは獨立の地位を失して普魯西に合併し、ホルスタイン、ラウエンブルヒ、シユレ

スウッピ、亦之に加はり、普魯西を盟主としてマイン以北の諸州は北獨逸同盟を組織し其憲法には租税に關する條項を包含し、千八百六十七年始めて伯林に同盟會議を開きたるを以て、ビスマルクは之を機會として新組織の關稅同盟を設け、南部諸州に對しては無條件にて此同盟に加入するか、又は同盟と獨立の關係に立つか、其一を選ばしむることとしたるに、千八百六十七年バイエルン、ウヰルテンベルヒ、バーデン、ヘッセ等、何れも特別の協約の下に之に加入し來り、漢堡、ブレーメン兩自由市並に佛蘭西と特殊の協定稅則を有するメックレンブルヒを除く外、他は盡く同盟に包括せられ、千八百六十八年の關稅會議に於て關稅其他商業上の事項は關稅聯合會議の議決に一任し、各關係州代表者の多數に依て議決を爲し、普魯西は同會議の議長として議案、議事を司り議決に對して否認權を有するは勿論、外國と通商航海條約を締結するの權能を有する等、種々の新條項を定むると同時に、關稅同盟は舊に關稅を統一するに止まらず、鹽、砂糖、煙草等の内國稅を同一にし、度量衡貨幣制度をも統一するに歩を進め、要するに普魯西が戰捷の餘威に乗じて關稅を利用し、聯邦州の統一を企て、着々成績を收め來れるは、明白の事實と爲れり。

第二節 ビスマルクの保護關稅則

故に千八百三十三年端を發したる關稅同盟は、其後幾多の變遷を經、千八百六十七年に至て稍や完全なる境域に達し、千八百七十年普佛戰爭の結果、獨逸聯邦統一の大業成り、帝國建設せらるゝや、帝國憲法に於て關稅其他商業上の事項は總て帝國立法條項に屬する旨を規定し、且つ特別の事情ある漢堡、ブレーメンを除き、他の諸州を擧げて帝國の一關稅區域としたり。故に從來商業政策は各地方利害の關係錯綜して、其決定に困難の事情を存したるに反し、帝國統一後は帝國議會の立法に依て、自由に之を左右し得べく、唯、政策に關する主義の異同、經濟上の利害に依て之を争ふことゝ爲り、茲に於て獨逸關稅則は立法上に於て、他の諸國と同一の地歩に立つを得たり。

斯く獨逸に於ては立法上に於ける關稅則の地位に變動を來し、帝國議會に於て自由に之を議定し得るに至れるに拘はらず、其自由貿易政策は關稅同盟以來、毫も渝る所なく、當時獨逸の商務大臣として經濟上の事業計畫に就て、ビスマルクを補